



KOGAKKAN UNIVERSITY

令和4年度

CAMPUS GUIDE

学生便覧

皇學館大学

大学からの連絡

掲示板

学生への重要事項の伝達は、すべて所定の掲示板に公示します。登学したら必ず、掲示板を見るよう習慣付けてください。それらを見落としたために諸手続きが遅れ、なんらかの不利益が生じたとしても、その責任は見落とした個人が負うこととなります。また、掲示の内容について確かめたいときは、担当の窓口にお問い合わせてください。

1日2～3回は見る習慣を

連絡や通知は、原則としてすべて掲示で行われます。掲示を見落したために学生生活で支障をきたすことのないよう、大学に来たらまず掲示板を見る、帰宅する前に掲示板を見て帰る習慣をつけましょう。電話・メールによる問い合わせには、誤解を生じる恐れがあるので、一切応じません。ただ、緊急な相談の場合もあると思います。その場合は学生支援部に電話してアドバイスを受けてください。詳細については、P.18～19を参照ください。

学生メール (Gmail)

全学生に大学のメールアドレスが付与されます。
アドレスは、学生番号@stu.kogakkan-u.ac.jp です。
(例) e0411999@stu.kogakkan-u.ac.jp
パソコン、スマートフォン等で利用できます。
<https://mail.google.com/a/stu.kogakkan-u.ac.jp/>
※大学からの連絡等はこのアドレスに配信します。
定期的に確認するよう習慣付けてください。



学生ポータルサイト

履修要項・シラバス・時間割や休講・補講・教室変更などの情報は、学生ポータルサイトから知ることができます。スマートフォンを使用する場合は、下記を読み込むと直接「学生ポータルサイト」へアクセスできます。
なお、休講・教室変更、学生呼び出しについては、電光掲示板（2号館1階・6号館1階）でも確認できます。



目 次

巻 頭 言	1
賀陽宮邦憲王令旨	2
令旨について	3
建学の精神	4
本学をさらに知るために	6
学内記念碑・記念樹マップ	8
皇學館大学発祥の地マップ	10
キャンパスライフ	13
各部署案内、掲示板の案内、学生証、キャンパスライフ、奨学制度、学生保険・健康管理 学生相談室・障がい学生支援室、附属図書館、情報担当、国際交流担当 就職担当・教職支援担当・神職養成部、学友会・行事・クラブ・同好会・ボランティア 食堂・コンビニ・売店、アルバイト・下宿・学生寮・皇學館 クラブ合宿所・寮歌・大学応援歌	
神社参拝の作法	54
キャンパスライフ Q&A	56
大学の組織・規程	57
学園および事務組織	58
教育研究組織・施設	59
大学院・専攻科・学部・附属図書館・研究開発推進センター 皇學館大学出版部・教育開発センター	
諸 規 程	67
皇學館大学学則、皇學館大学大学院学則、皇學館大学学費等に関する規程 皇學館大学専攻科規程、皇學館大学学生細則、皇學館大学学友会会則、学内団体に関する規程 皇學館大学学友会選挙規則、学校法人皇學館キャンパス・ハラスメント防止に関する規程 皇學館大学学生の懲戒に関する規程、皇學館大学学生の交通事故に関する懲戒基準 学校法人皇學館情報ネットワーク管理運用規程、学校法人皇學館情報倫理規程 個人情報の利用目的について、皇學館情報セキュリティポリシー	
学内施設図（屋内避難経路入り）	105
キャンパス周辺マップ	126
キャンパスマップ	128
災害時の屋外避難経路	130



実事求是

学 長 河 野 訓

「実事求是」とはどう読めばよいのでしょうか。どんな意味なのでしょう。

「じつじきゅうぜ」。漢文として読み下すと「実事、是を求む」とも読めます。事実にもとづいて真相・真理を探究することを言い表す言葉です。元来、『漢書』という中国の史書に出る言葉ですが、事実の実証に基づいて、物事の真理を追求するという学問の基本を述べています。

大学ではどのような専門分野であろうとも、事実に基づいて正しいことは何なのかよく思索をめぐらし、深く真理を探求してほしいと思います。

新入生の皆さんは、大きな夢をもって大学に入学してきていることでしょう。小・中・高の教員や神社の神職、その他様々、千差万別の職種があります。これからの大学生活の中で自分を磨き、将来、自分を活かせる道を見極め、自分にふさわしい職業につけるように努力を惜しまないでください。4年後、大学での学びを終えて社会に大きく羽ばたいてほしいと思います。事を実現するには、達成するための慎重な計画と準備、先達の教え、それに加えてたゆまぬ、十分な努力が必要です。大学在学中の研鑽・努力によって自分の夢を実現してください。

皇學館大学は明治15年(1882)に創立され、令和4年の今年、140周年を迎えます。時代は大きく変動していますが、明治33年(1900)に賀陽宮邦憲王より賜わった令旨^{りょうじ}を建学の精神として仰ぎ、堅持しています。建学の精神にもうたわれているとおり、神道を核とする日本の歴史と文化を究明し、これを継承・実践すること、それによってわが国の精神文化の発展向上に貢献し、ひろく世界の発展に寄与することを目指している歴史と伝統のある大学です。

皇學館大学のある丘陵は倉田山といいます。青々と生い茂る木々に囲まれ、恵まれた自然環境のなかに位置しています。多くの先輩方がここ倉田山で学び、今は全国で活躍しています。皆さんはこの地を拠点にしつつ、伊勢・志摩の人々とも交流を深め、また世界に飛び出し、将来の自分のためにじっくりと学んでもらいたいと思います。自分の目標を見つけ、その達成に必要な道をさぐり、充実した4年間としてください。

皇學館大学での学生生活が皆さんの限りなく可能性に満ちた未来への大きな踏み台となることを願ってやみません。

賀陽宮邦憲王令旨

神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇國ノ道義ヲ講ジ、
 皇國ノ文学ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ
 倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハントスルニ在リ。夫
 レ業勤メザレバ精ナラズ、事習ハザレバ達セズ。
 況ンヤ本館期スル所ノ学ノ重且大ナルニ於テヤ。
 本館学生深ク此旨ヲ体シ、常ニ師長ヲ敬重シ、館
 則ヲ遵守シ、黽勉努力、以テ他日ノ成業ヲ期シ、
 夙夜肯テ怠ルコト勿レ。

明治三十三年二月十八日

〔訳文〕

神宮皇學館の教育の趣旨は、わが日本国の正しい道を講じ、日本の学問を学び修め、講じられたこと、身につけたことを実際に運用させ、それによつて人の守るべき道をさらにおし進め、先人が精神的にも物質的にも豊かにしてきた文明を補おうとするものである。

そもそも学業は真剣に取り組まなければ詳しく精通することはできないし、どんな事でも繰り返し学習しなければ極みまで通達することはできない。ましてや本館が目標としている重要であり、大切である「学び」であれば当然のことだ。(つまり、重要であり、大切である「学び」であれば当然のことながら、真剣に取り組まなければそれに詳しく精通したもとはなれないし、繰り返し学習しなければ極みまで通達したもとはなれない。)

本皇學館の学生は深くこの旨を心にとどめ、常に師と長上を敬い重んじ、大学規則を遵守し、つとめ励んで努力し、いつの日かきつと学業を完成させることを心に誓い、朝早くから夜遅くまで、決して怠ることがあつてはならない。

令旨について

令旨^{りょうじ}とは、皇太子・三后(皇后・皇太后・太皇太后)・女院・親王らの御意志・御意向を意味します。ここに掲げた令旨は、本学の前身である神宮皇學館で自ら学ばれ、そののち本館総裁となられた賀陽宮邦憲王^{かやのみやくのり}より賜ったものです。「令旨とその時代」について紹介をしておきます。

2月18日という日

わたしたちの令旨は、明治33(1900)年2月18日に賀陽宮邦憲王〈慶応3(1867)年～明治42(1909)年〉からいただきました。なぜこの日だったのでしょうか。邦憲王は、当時、伊勢神宮の祭主、そして皇學館の総裁といういずれも最重要の地位におられました。前日の2月17日は、神宮で祈年祭という、その年のみのりが豊かで、国家が平安であることをお祈りする祭りが行われ、邦憲王は京都から祭りの奉仕にお越しでした。滞りなく祭典が終了した翌日に、ご自身もかつて学ばれた母館へ来られたのです。そして、教職員・学生がお迎えするなか、馬車が到着したのは午後1時。当時の校舎は、内宮を流れる五十鈴川の右岸、宇治館町^{うじたちちょう}にありました。この跡は現在、神宮の宇治工作所となっており、館町校舎の旧跡碑が建てられています(P.11参照)。

皇學館の創設と令旨

4月30日は本学園の創立記念日となっています。明治15(1882)年のこの日に、わたしたちの学園の基となる「皇學館」は、宇治橋の向い側に位置する林崎文庫^{はやしぎぶんこ}に設置されました。江戸時代を通して、図書館であり、神宮祠官^{しかん}たちの研学の場所として名高かったこの文庫は、講堂と書庫とからなる風格のある建物です。皇學館の開設を^{れいたつ}令達されたのは、神宮祭主久邇宮朝彦親王^{くにのみやあまひこしんのう}〈文政7(1824)年～明治24(1891)年〉で、邦憲王の父君にあたられます。

しかしながら、設置からしばらくの間、生徒はいませんでした。皇學館の教育活動が本格的にはじまるのは、明治18年のことです。

神宮の鹿島則文宮司^{かしまのりふみ}〈天保10(1839)年～明治34(1901)年・第2代館長〉がその推進役として活動されました。当時の生徒は6～7人で、「神典・国史・律令・格式・地理・物理・語学・体操等」を習い、また午後には小学校放課後の児童をも受け入れていました。開校後も次々と、鹿島宮司は本学の発展をめざして、組織の整備、授業科目の内容や教員の充実を図られました。やがて明治30年、館町に寄宿舎付きの新校舎を開館し、同36年に本学は内務省管轄の官立専門学校として飛躍するところとなりました。

令旨の時代と日本

令旨には、本学の学生が果たすべき使命が述べられています。わが国の学問をしっかりと学び、人として歩むべき道を豊かにした卒業生が、その成果を実際に社会で応用させ、文明の進展に貢献するようにとあります。この内容は、明治維新以降の日本の状況と深くかかわっています。新たな国家づくりをめざすわが国は、政治・軍事・産業などの近代化をはじめ、「文明開化」として知られるように、教育・思想・学芸・風俗など各方面で日本文化を高度化し、西洋の先進文明に追いつこうとしていました。これによって旧来の風習は一新されましたが、反対にわが国の歴史や伝統を軽視する風潮も起こりました。鹿鳴館時代と呼ばれる時もありました。

こうした時代性、世界の中の日本という状況のもと、伝統を大切に、わが国での近代的な学問発展の上に立脚した教育展開の中での学びが大切であると、あらためて自覚されたのが、百年前の本学の意識であったわけですね。国際化、グローバル化時代に、一人一人がこの令旨の趣旨をいかに活かして社会に活躍するかが、いま問われているといつてよいでしょう。

(『K-らいふ』121号を加筆転載)

建学の精神

昭和37年に新制の大学として再発足した本学は、その建学の精神を、もとの神宮皇學館および神宮皇學館大學にうけています。明治15（1882）年に、神宮の鎮座される伊勢に発足した皇學館は、当時の文明開化、旧物破壊の風潮に対して、わが国の歴史と伝統にもとづいた学問の維持発展を目指しました。その教育精神を明瞭に示されたのが、明治33年2月18日、当時の神宮祭主・本館総裁賀陽宮邦憲王から賜わった令旨です。そのなかに、

神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇国ノ道義ヲ講ジ、皇国ノ文学ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ
倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハントスルニ在リ

と述べられており、わが国の歴史に根ざした学問を明らかにし、これを実践して中正健全な倫理道徳を確立し、文明の豊かな進展に寄与することを、教育の根幹として受け継いできました。そして再興された本学の掲げるところもこの根本精神であり、学則第1条に、

本学は、わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、
祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

と規定を見ているとおりです。開学以来、毎年の入学式・卒業式に、また記念の行事が行われるごとに賀陽宮邦憲王令旨が奉読されるのも、神宮皇學館以来の精神を継承しているという自覚に基づくものですが、本学の設立は、戦後の混乱と動揺を克服して、国家の発展に役立ち、激動する世界に道義と平和とをもたらそうと努める、わが国の要請に応えるものにほかならないのです。

また、開学に際して、神宮祭主北白川房子^{きたしらかわふさこ}さまから、

たぐひなき 神の御国の みち直く きよく正しく 学びはげめよ

という御歌をいただきましたが、これは、学則第1条にいう「わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化」及び「洋の東西に通ずる道義」の源泉であり、日本人が古来持ち伝えてきた特有の信仰の姿である神道を基調とし、使命に向って前進しようとする本学に対する力強い励ましのお言葉です。

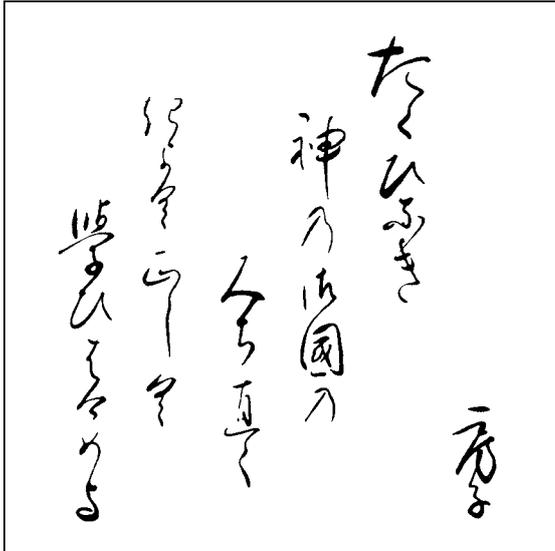
昭和57年4月30日に举行された、皇學館創立百周年記念式典にお迎えした、高松宮宣仁親王殿下より賜わったお言葉は、本学創立以来の歴史を述べられたのち、

今日、神宮の浄域に生活し、皇学の大精神を学ぶという皆さんは、益々研鑽をつみ、歴史と伝統をかえりみて、時勢のおもむくところの広大な地球を一つにおおう状勢を理解展望されまして、学業の成就に邁進することを、私、切に希望いたします。

と結ばれていて、本学が建学の精神を踏まえつつ、世界的視野で新しい時代に向って躍進することへの期待と励ましのお言葉でした。

文学部、教育学部及び現代日本社会学部の3学部6学科体制と大学院文学研究科及び教育学研究科を擁する大学となった本学が、常に立ち返るのはこの建学の精神であり、それを受けついで歴史と伝統への信頼です。

■ 昭和 37 年本学開学によせて戴いたお歌



たぐひなき
神の御國の
みち直く
きよく正しく
学びはげめよ

房子

北白川房子様
明治 23 年～昭和 49 年
明治天皇第 7 皇女

「建学の精神」の明確化

平成17年度、中期計画策定委員会が設置され、本学の安定的な発展を期するための中期計画が検討されました。その中で、最初に審議されたのが「建学の精神」の明確化でした。平成17年12月の第1次中期計画答申において示された「精神の基本」及び「大学の目標」は次のとおりです。

「日本の神々を祀る神道を基盤として、皇室や神宮を崇め、祖先を敬い、国を愛し、歴史・伝統・文化を尊ぶ心を育む。この精神の中核として、学生は国家社会に貢献できる人物に成長できるように努力し、教員は世界に通用する学問と教育成果をあげられるように努める。この原点を忘れないと同時に、時代状況に応じて国家社会を適切に導いて行くための柔軟な精神もまた尊重される。」

「大学の目標」

- ① わが国の歴史・伝統を継承・究明・応用して社会の要請に応える学園の創造
- ② 神道精神に基づく人間性豊かな立派な日本人の育成
- ③ 自立心に富み、社会の各領域においてリーダーとして貢献できる人材の養成

さらに、「皇學館大学将来ビジョン140 第2期中期行動計画（令和2年度～令和6年度）」に掲げられた本学の「教育目標」と「養成する人材像」は次のとおりです。

（教育目標）

- ① 神道の精神に則り、我が国の歴史・伝統に基づく文化を究明し、祖国を愛する心を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成します。
- ② 生涯を通じて学び続ける意欲を持ち、主体的に考える力を持った人材を育成します。
- ③ 教育・保育、公務員、福祉、企業、神社、地域貢献等社会の様々な領域で、他者と協働し、中核的人材として貢献できる人材を育成します。

（養成する人材像）

- ① わが国の歴史と伝統・文化を深く理解し、それを基盤として、異なる歴史と伝統・文化を持つさまざまな世界をも尊重することができる。
- ② 神道精神に基づく高い倫理観と寛容な精神を備えている。
- ③ 社会において必要とされる知識・技能と、課題解決のための思考力・判断力・表現力等の汎用的な能力を備えている。
- ④ 生涯にわたり学び続ける意欲を持ち、主体的に考え、自ら積極的に行動することができる。
- ⑤ 地域・職域等社会の様々な領域において、身につけたコミュニケーション能力を用いて他者と協働し、中核的存在として貢献できる。
- ⑥ 専攻する専門領域における基礎的かつ体系的な知識・技能を身につけるとともに、それを実社会において活用することができる。

本学は、「建学の精神」である賀陽宮邦憲王令旨とともに、明確化された「精神の基本」と「大学の目標」を実現するために、学生諸君とともに邁進していきます。

本学をさらに知るために

明治15年に、本学の前身である皇學館が開設された林崎文庫は、伊勢市宇治^{いまざいけ}今在家町の林崎と呼ばれる地にあります。伊勢神宮の内宮を流れる、五十鈴川に架かる宇治橋^{つづみがたけ}の西側、鼓嶽の山裾に現在もその建物が史跡として残されています。この文庫は、貞享4年(1687年)に、内宮の神官の学問研鑽の場として、講堂・図書館からなる施設として設立されました。伊勢には、神宮を中心とした長い教学研究の歴史があり、また林崎文庫へは本居宣長をはじめ多くの著名な学者・文人が訪れ、古典の講義や学問交流がさかんになされていました。こうした本学のルーツをはじめ、発展の歴史を知る刊行物などを紹介しておきます。

(1) 本学の歴史を知る本

大学史誌として『神宮皇學館五十年史』(昭和7年)・『創立九十年・再興十年皇學館大學史』(昭和47年)『皇學館百二十周年記念誌』(平成14年)・『皇學館大學百三十年史』全5冊一総説篇、資料篇1~3、年表・写真篇一(平成24年~26年)があります。年表と写真で綴られた『皇學館大學百年小史』(昭和57年)は親しみやすい本で、百十周年記念出版の『林崎のふみぐらの詞』(平成4年)は貴重な資料集です。

(2) 館友会の歩みを知る本

本学卒業生の会を「館友会」と称します。本会刊の『神宮皇學館創立六十周年記念誌』(『館友』409号・昭和17年)は興味深い内容です。『館友選集—皇學館館友会百年の歩み—』(平成5年)として重要な関係雑誌の復刻がなされています。『館友総目次』(全2巻・史料編纂所百年史編纂室・昭和60年)もレファレンスとして役立ちます。

(3) 講演・随筆などから知る

本学出版部の講演叢書に、佐藤通次元学長『皇學の旨趣』、谷省吾元学長『皇學館の出発点』『林崎文庫と皇學館』、伴五十嗣郎元学長『建学の精神について』が収まっています。

櫻井勝之進元理事長『続カミ・くに・人』、田中卓名誉教授『歴史と伝統—この大学を見よ—』、谷省吾元学長『神道・自然・皇學館』は一読しておきたい書物です。学園誌『K-らいふ』(全学一体)にも関係記事の掲載があります。

(4) 記念館展示室を訪れる

記念館には大学の歴史がビジュアルに綴られています。

(5) 神宮皇學館旧趾碑(宇治館町、右掲)

旧趾碑の場所については、「皇學館大学発祥の地」マップをご参照ください。

(6) 令旨について

P. 3 参照『K-らいふ』121号(平成12年9月)

神宮皇學館舊址

神宮皇學館ハ明治十五年四月三十日 神宮祭主
久邇宮朝彦親王ノ令旨ニヨリ林崎文庫ノ内ニ創建セラ
レ明治二十九年二月館町ニ移リ大正七年一月倉田山ニ
転ス 顧ミルニソノ館町ニ在ルコト實ニ二十有二年
其ノ間心ヲ神路山ノ靈氣ニ清メ身ヲ五十鈴川ノ清流ニ
滌キ日夕神恩ニ感孚シテ業ヲ卒ヘシモノ實ニ七百人ニ
上ル茲ニ皇學館創立六十年ニ當リ其ノ舊址ニ碑ヲ建テ
之ヲ不朽ニ傳ヘムトス
題字ハ當時ノ館長桑原芳樹先生ノ揮毫ニカ、ル
昭和十七年四月三十日



皇學館大学記念館

皇學館大学記念館（登録有形文化財）

「皇學館大学記念館」は、神宮皇學館時代、「本館」と呼ばれた中心的建物であった。神宮皇學館は、大正7年1月宇治館町より、ここ倉田山の校舎に移転したが、館長室・貴賓室・事務室などからなるこの「本館」は、翌8年10月18日落成した。

当初は、現記念講堂前広場あたりにあったが、神宮皇學館時代の学舎として貴重な遺構であり、大正期の特色を伝える優れた建築であるので、本学が創立90年・再興10年を迎えた昭和47年10月、記念館として現在地より北西側に移築され、保存が図られてきた。その際、内部に若干の改築を加え、祭式教室として整備し、多くの学生がここで祭式作法を学び、神職として全国に巣立った。

その後、次第に老朽化が進み、平成19年12月、全面的改築を施し、現在地に移建した。館長室・貴賓室を復元して、大学史関係の資料を展示し、茶室・和室を設けて、我国伝統の文化や技芸・精神を教育する場としての活用も、一層充実させることとなった。

大学旗

昭和41年第1回卒業式にあたり館友から寄贈されました。白地綴織、校章（花菱）・校名は金糸の刺繍で、文化財保護委員会専門委員の龍村謙氏が作成しました。



清明寮碑



清明寮は、昭和4年2月に建設され、戦前、普通科（昭和4年4月～昭和19年3月）及び専門部（昭和16年4月～昭和22年3月）の学生・生徒が入寮していたが、昭和20年7月29日の空襲により残念ながら焼失した。寮跡地に足跡を残すことを目的に、昭和61年12月12日に建立された。

大東亜戦争出陣記念樹



生徒動員により、神宮皇學館大學から学業半ばにして出征する学生が、入隊の前に、自分が在学した証として、また、刈込にも耐える樹木であることから、艱難辛苦にも耐える意気込みでラカンマキを昭和18年11月5日に植えられた。戦没学生が、後輩である皇學館の学生を温かく見守ってくれているであろう。

皇學館大学1号館跡（芝生広場）



昭和37年4月に再興された当時、校舎としてただ一棟建築された1号館（当時は本館と呼ばれていた。）であり、皇學館大学再興の歴史と共に歩み、教育・研究の中心的施設として多くの卒業生を輩出してきた。しかし、建物の老朽化により解体せざるを得ず、平成24年創立130周年再興50周年の節目の年に、芝生広場として、新たな活動拠点として生まれ変わった。

おきつもの杜



名張市にあった社会福祉学部を伊勢に統合するにあたり、名張学舎にあった歌碑と代々の卒業生による記念植樹を、名張から移し整備したものである。おきつもの杜（沖津藻）、または、おきつもの（奥つもの）とは名張（隠る）にかかる枕詞であり、それから「おきつもの杜」と命名する。おきつもの杜は、社会福祉学部卒業生の帰ってくる場所として、心に刻みたい。

悠仁親王殿下御生誕記念樹



平成18年9月6日に秋篠宮文仁親王殿下、同妃殿下に第一男子がご誕生された。本学としても奉祝の意を表することから、国旗掲揚と共に、悠仁親王殿下のお印である「高野槇」を記念植樹した。木を眺めながら、皇室の弥栄を願ってはどうか。

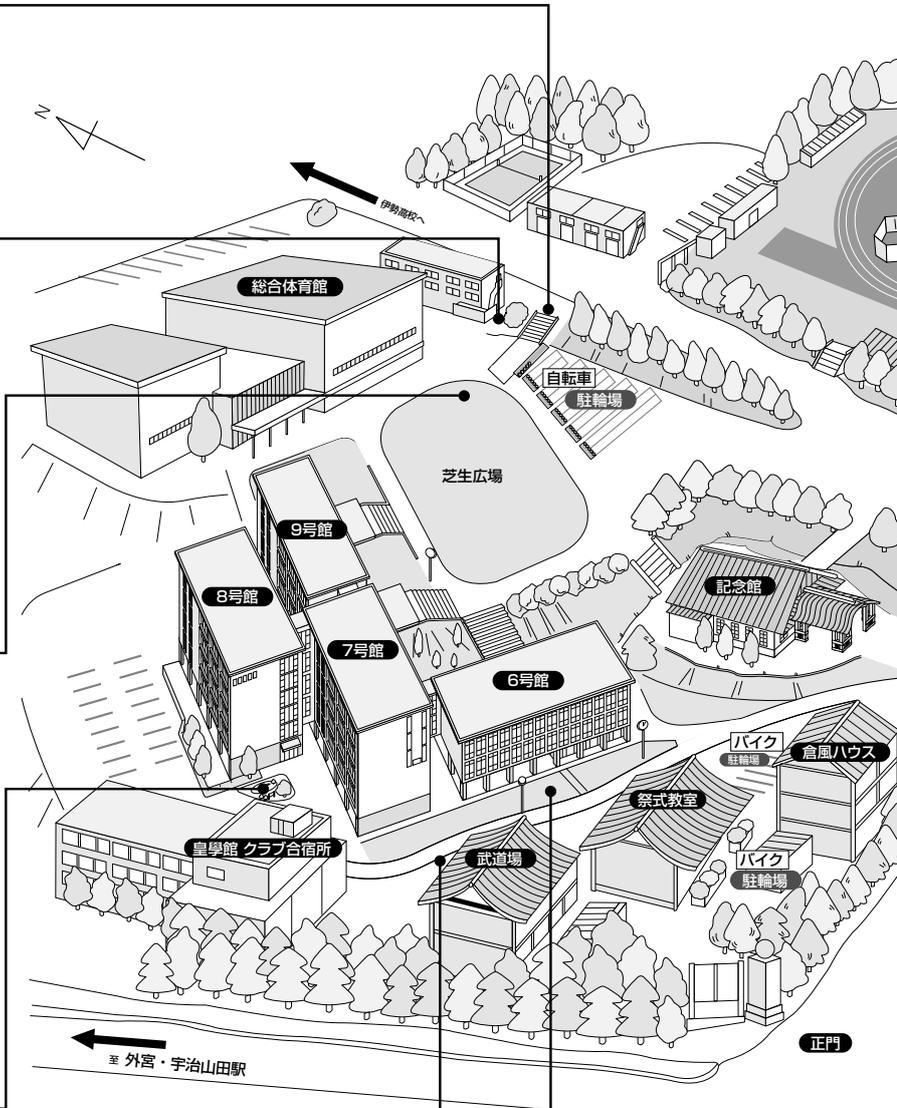
彬子女王殿下お手植え記念樹



彬子女王殿下の御台臨を仰ぎ、平成24年4月30日に創立百三十周年再興五十周年記念式典が盛大に挙行され、「何を為すべきかを真摯に熟考され、以って我が国の真の発展の為に努力されることを心から祈念する。」とのお言葉を賜った。記念樹として、父君であられる寛仁親王殿下のお印である「柏」を植樹された。柏は秋に枯れた葉が新芽の出る春まで落ちず、代が途切れない縁起物とされている。

※自然に落ちる前に枯葉を取り除くと木が弱るため放置しています

学内記念碑・記念樹マップ



皇后宮行啓記念碑



大正11年11月6日、祭祀と教育に御心を注がれていた貞明皇后が皇學館に行啓になられるという光栄に浴した。授業を御覧あそばされ、特に祭式教室においては、祭式授業をつぶさに台覧あって皇學館の特色として御心にとどめられた。昭和17年4月30日、創立60周年にあたり、この光栄を後世に伝えるために記念碑を建立した。

戦歿学生顕彰碑



大東亜戦争が熾烈を極めた昭和18年10月、文科系学徒の徴兵猶予停止が発令され、神宮皇學館大學から在学生の4割を超える151名の学生が出征。うち23名が尊い命を祖国のために捧げられた。戦後60周年の節目にあたり、平成18年2月11日に建立された。木陰に建つ慰霊碑を前に、国難に殉じた先輩方を想い、平和への思いを新たにしたい。

寮歌碑



精華寮は、戦前は学部・予科の学生が入寮し、師友間の礼節を重視しつつ、生活を通じて切磋琢磨し人間形成をはかってきた。幾多の場面で熱唱された精華寮寮歌は、現在まで連綿と受け継がれている。未永く本学教育の象徴として伝承されることを冀うものとして、寮歌碑は昭和61年8月3日に竣功された。

倉陵会館壁画



会館前の陶画「心」は、陶芸家吉田喜久一氏ご協力のもと、古伊賀の古き良き伝統の磨きがかかった美を持つ素材を用いて、新しい感覚の抽象的な表現をし、伝統と新しさとの調和美の表現をした。

高松宮殿下、同妃殿下お手植え記念樹



昭和57年4月30日、創立100周年の佳節を迎え、高松宮宣仁親王、同妃殿下の御台臨を仰ぎ、記念式典が挙行され、「神宮の浄域に生活し、皇学の大精神を学ぶ皆さんは益々研鑽をつみ、歴史と伝統をかえりみて、時勢のおもむくところの広大な地球を一つにおおう状態を理解展望されまして、学業の成就に邁進することを切望します。」とのお言葉を賜った。記念樹として高松宮殿下が「神宮杉」、妃殿下が「櫻」をそれぞれ植樹された。

神宮皇學館大學講堂跡

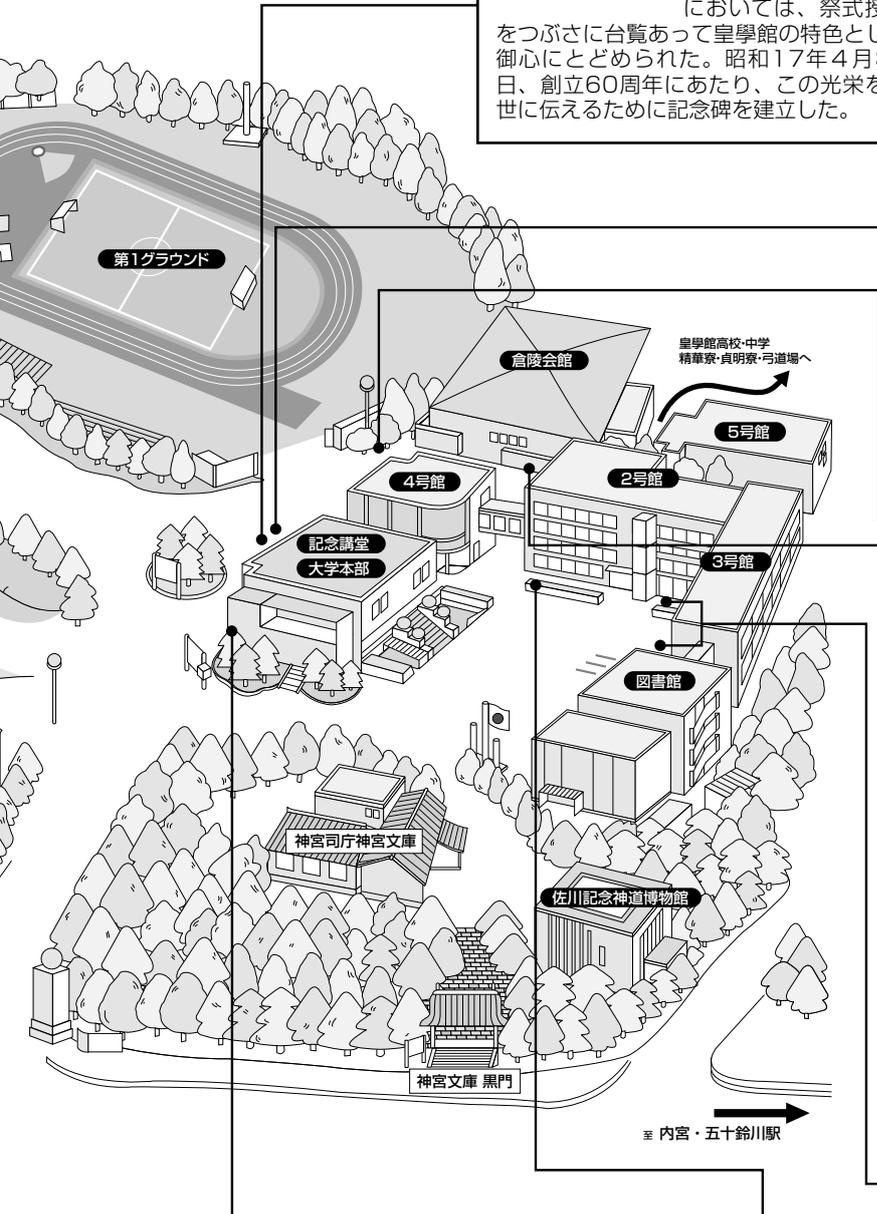


神宮皇學館大學の象徴として、昭和3年5月16日落成した重厚な講堂で、夢殿を模したという八角の外観から八角講堂、また一見して六角に見えたことから六角講堂と呼ばれた。幾多の式典、講義等が実施され、戦火からも逃れたが、残念ながら昭和41年5月失火の為烏有に帰した。階段部分のみ現存している。

敬宮愛子内親王御生誕記念樹



平成13年12月1日に皇太子殿下、同妃殿下に内親王がご誕生された。本学としても奉祝の意を表し、国旗を掲揚すると共に、高貴な方の衣服の萌黄色に近いことから御衣黄桜と呼ばれる桜の一種を記念植樹した。4月下旬には八重咲の珍しい桜を見ることが出来る。花を眺めながら、敬宮さまの健やかなご成長と皇室の弥栄を願いたい。



江戸時代中期、神宮に参拝した学者たちはここを訪ね講義を行った。
明治十五年皇學館が設立された。

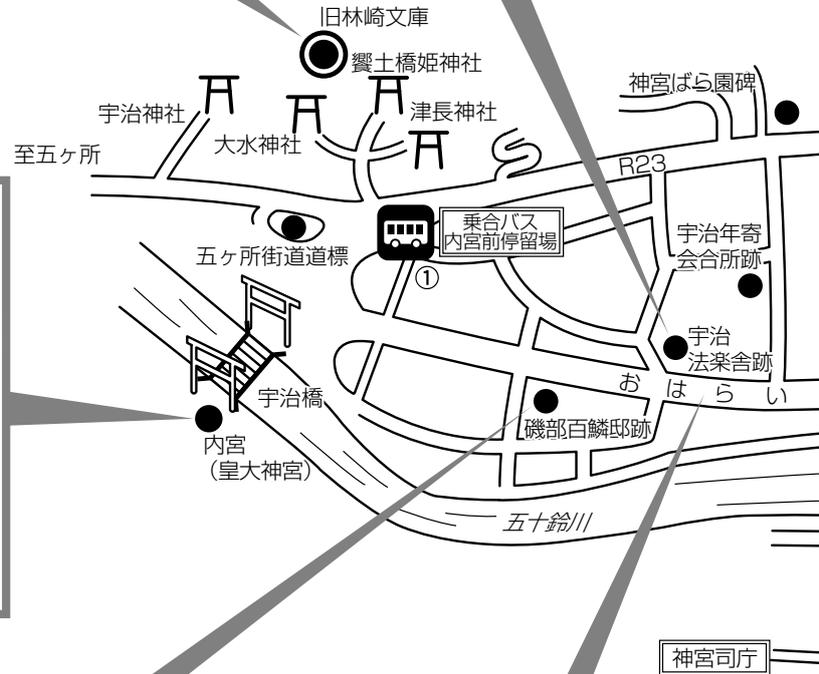


※見学の際は許可が必要です。
(春と秋の特定期間のみ一般公開されます)

蒙古襲来による国内情勢の切迫時に、国家安全祈願の法楽を修した施設が両宮近くに建てられた。



写真提供：神宮司庁



宇治今在家に生まれ、幕末から明治にかけて活躍した日本画家。



※石碑は、岩戸屋百鱗房の奥にあります。



内宮周辺へは...



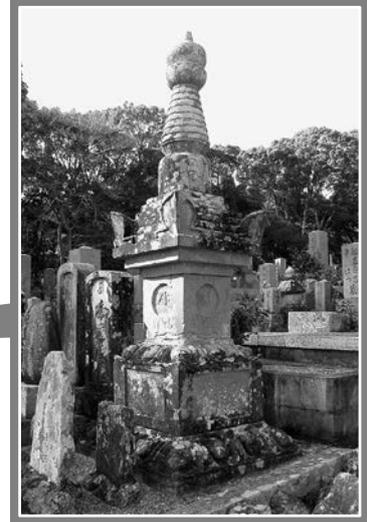
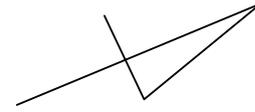
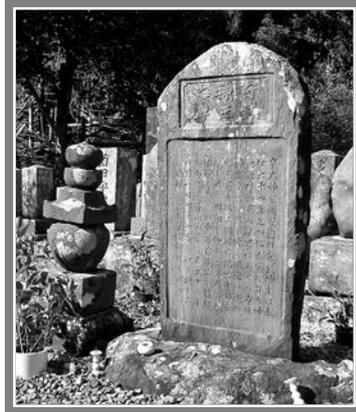
三交バス

- 外宮内宮循環
- ① 内宮前下車
- ② 猿田彦神社前下車
- 浦田町行
- ③ 浦田町下車

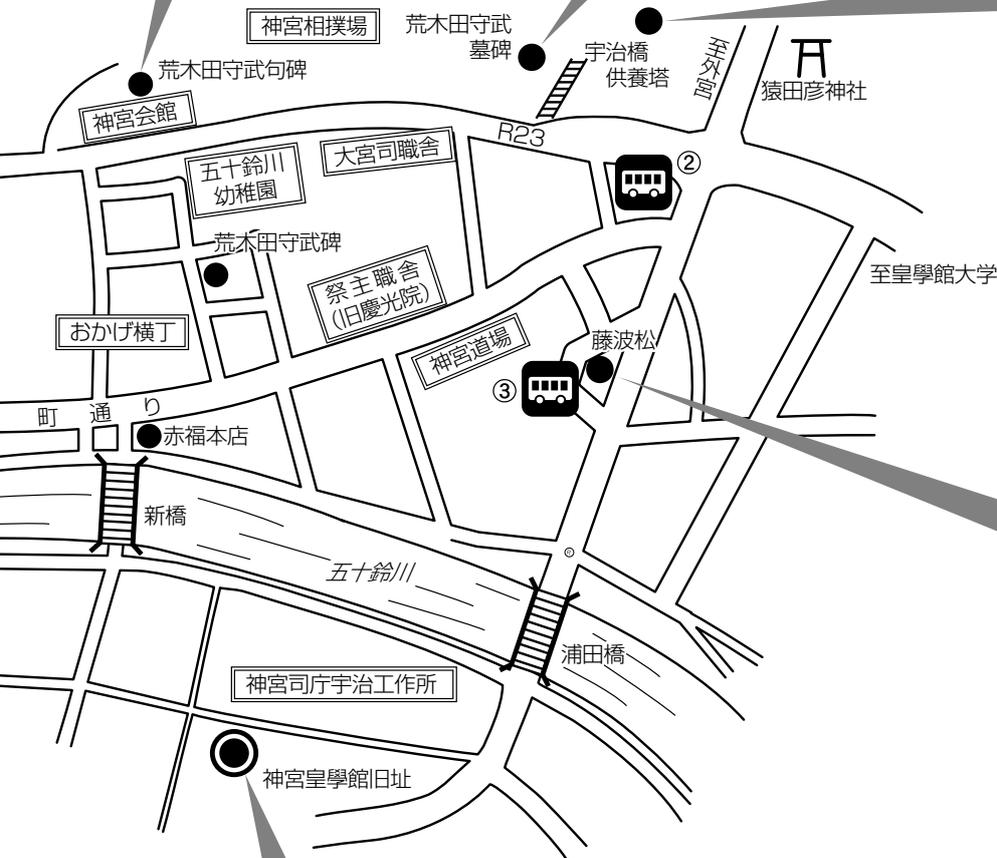
宇治中之切町に生まれ、室町時代の皇大神宮の神主であるとともに、俳諧の祖として国文学史上有名。



※「神宮ばら園」内にあります。



※宇治北山墓地内にあります。



明治二十九年二月宇治館町に神宮皇學館の新校舎が竣工し、翌年に開学式を行った。



※神宮司庁宇治工作所内にあります。見学の際は許可が必要です。

皇學館大学発祥の地マップ

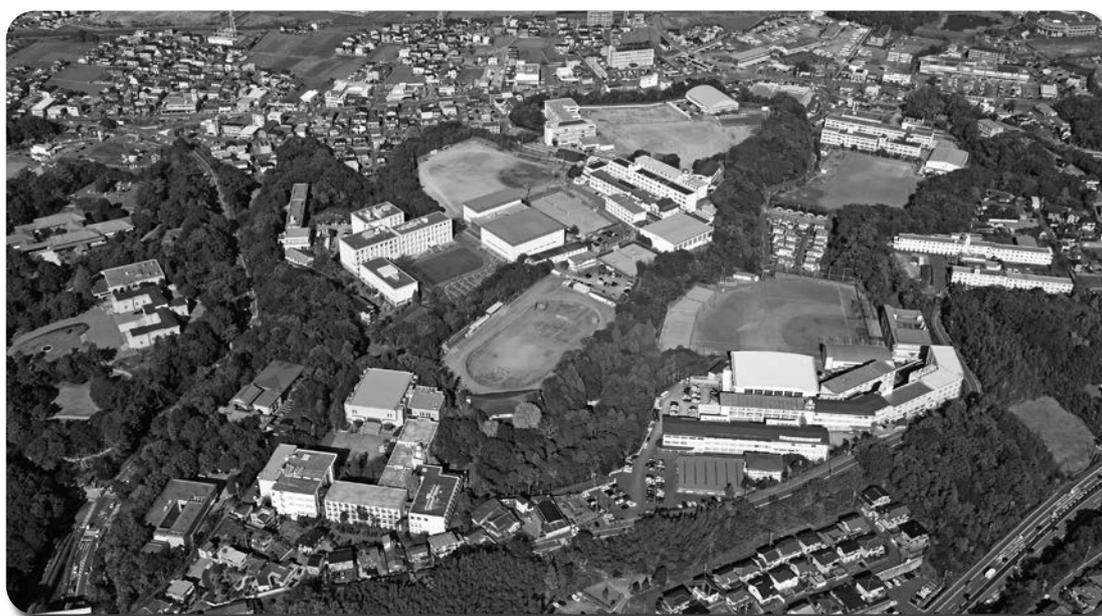
内宮周辺は皇學館大学発祥の地や歴史的建造物、遺跡など見どころ盛りだくさん。ゆっくり歩いて文化にふれてみましょう。

皇學館大学発祥の地マップ

キャンパスライフ

CONTENTS

各部署案内	14
掲示板の案内	16
学生証	17
キャンパスライフ	18
（ 相互の連絡、遺失物と盗難防止、日常生活の助言と相談、学籍の異動、安否確認システム マイナンバー、通学証明書の申請方法、学生割引証明書（学割証）、団体乗車券 スクールバスの夜間運行、学生証の提示により無料になる博物館・美術館 自転車・バイクによる通学、自転車・バイクによる通学の際の注意事項 自動車通学は禁止、国際交流、学内研究団体 ）	
奨学制度	26
学生保険・健康管理・学生相談室・障がい学生支援室	33
附属図書館	36
情報担当	38
就職担当・教職支援担当・神職養成部	40
学友会・行事・クラブ・同好会・ボランティア	43
食堂・コンビニ・売店	49
アルバイト・下宿・学生寮・皇學館 クラブ合宿所	50
皇學館大学応援歌	53
神社参拝の作法	54
キャンパスライフQ&A	56



各部署案内

大学生としてスタートをきった誰もが、新しく始まるキャンパスライフに夢や希望を抱いていること
 でしょう。しかし、その一方で大学生活に不安や疑問もあるのでは？ まずは、事務組織及び業務内容
 を把握し、大学の概要を知ることから始めましょう。

各部署の業務内容

● 代表 TEL 0596-22-0201
 FAX 0596-27-1704

① 学生担当 TEL 0596-22-6317

学生会、クラブ・同好会、奨学金、学内の施設利用、
 通学証明書発行、保険（学研災・学研賠）関係、学生
 寮、怪我や病気の救急措置（保健室）、悩みごと等の
 カウンセリング（学生相談室）、障がいのある学生へ
 の支援（障がい学生支援室）、ボランティアのコーデ
 ィネート等（ボランティアルーム）、萼の会（保護者会）、
 アルバイトなど

② 教務担当 TEL 0596-22-6315

転学部、転科、大学行事（参拝見学・山室山参拝、フィー
 ルドワーク）、入学、休学、退学、卒業、履修、授業・
 試験、各種証明書、博物館実習、相談援助実習、精神
 保健福祉援助実習、産業社会実習、社会調査実習など

③ 国際交流担当 TEL 0596-22-6353

留学（派遣・受入）等、国際交流全般に関すること

④ 神職養成部 TEL 0596-22-6312

神務実習、階位申請、明階総合課程の履修、神社奉仕、
 神社関係の就職相談、求人情報の提供、求人開拓、就
 職斡旋、神職養成講習会

⑤ 就職担当 TEL 0596-22-6319

進路・就職相談、企業求人、公務員試験情報の提供、
 福祉情報の提供、各種対策講座・模擬試験、就職斡旋、
 求人開拓

⑥ 教職支援担当 TEL 0596-22-6049

教育実習関係（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・
 特別支援学校・介護等体験実習）、保育実習（保育所・
 児童福祉施設等）、教育アシスタント、教員採用試験
 対策、保育士試験対策、教育職員免許状申請、保育士
 登録

⑦ 会計担当 TEL 0596-22-6311

授業料等各種納付金の収納、学生金庫

⑧ 管財担当 TEL 0596-22-6314

施設・備品の貸出、鍵の貸出

⑨ 出版部 TEL 0596-22-6320

出版に関すること

⑩ 記念事業・教学振興担当 TEL 0596-22-6313

記念事業・寄付に関すること

⑪ 総務担当 TEL 0596-22-6308

理事会等諸会議、儀式及び行事、諸規程の制定・改廃、
 スクールバスの使用に関すること

⑫ 人事担当 TEL 0596-22-6323

職員（アルバイト含む）の任免、給与、マイナンバー
 等に関すること

⑬ 教育開発センター TEL 0596-22-6331 地域課題学修支援室 TEL 0596-22-8542

入学準備教育、補習教育、導入教育、キャリア教育、
 eラーニング、ICT活用教育、学習支援、カリキュラ
 ム開発、教材開発、教育効果の測定、授業改善活動、
 地域の課題解決支援、地（知）の拠点大学による地
 方創生推進事業

⑭ アドミッション・オフィス

入試担当 TEL 0596-22-6316

学生募集・広報、入学案内・願書配布、入試に関す
 る相談、オープンキャンパス

⑮ 情報担当 TEL 0596-22-6328

本学情報ネットワーク（インターネット、電子メー
 ルほか）及び情報機器（パソコンほか）の管理運営、
 利用等の各種相談

⑯ 企画担当 TEL 0596-22-6496

広報担当 TEL 0596-22-8600

地域連携推進室 TEL 0596-22-8635

地域連携、イベント広報、公開講座、ホームページ、
 学園報、学内データの収集及び分析に関すること

⑰ 附属図書館 TEL 0596-22-6322

貸出、返却、閲覧、データベースの利用等に関すること

⑱ 研究開発推進センター TEL 0596-22-6466

神道研究所、史料編纂所、佐川記念神道博物館、館
 史編纂業務、プロジェクト研究及び研究助成に関す
 ること

⑲ 皇學館サービス株式会社 TEL 0596-22-8561

下宿探しのお手伝い・自動車学校（割引あり）・貸衣
 装（成人式・卒業式/特典あり）

⑳ 受付

ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、
 CDデッキ、プロジェクター・雨傘等の貸出

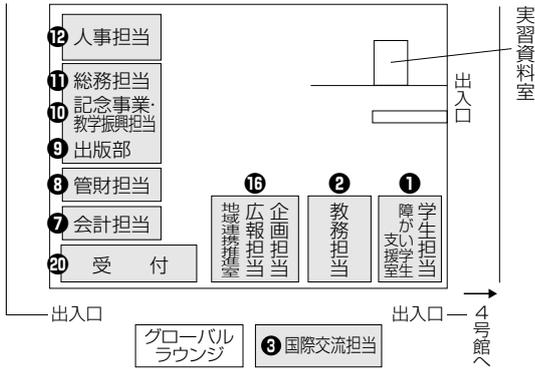
● 窓口の受付時間

月～金	9:00～17:00	※学生支援部に ついては、 学生手帳参照
土	9:00～13:00	
（日曜・祝日・振替休日・年末年始等、 学校指定の休業日は休みになります。）		

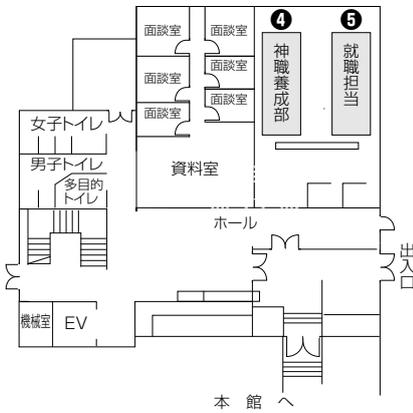
⑲は、月～金 9:00～17:00

事務室配置図

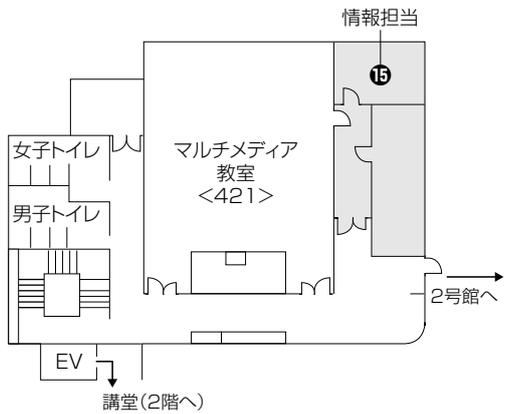
● 記念講堂大学本部



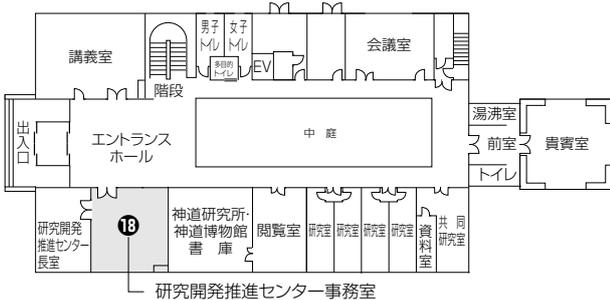
● 4号館1階



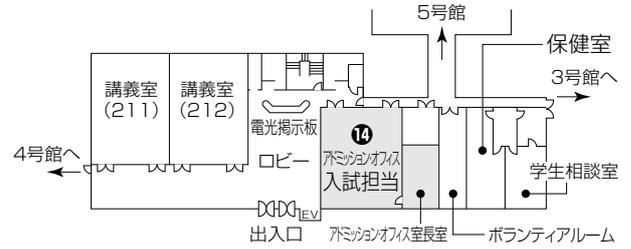
● 4号館2階



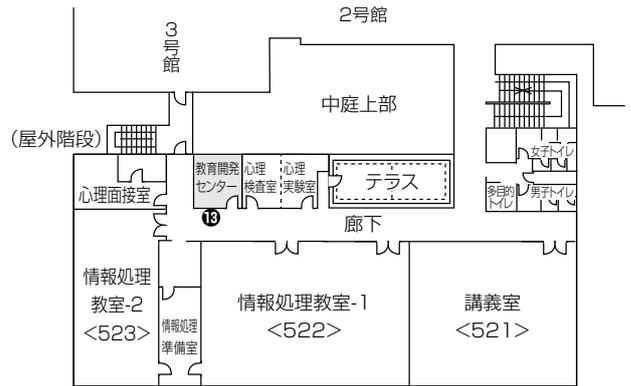
● 佐川記念神道博物館 1階



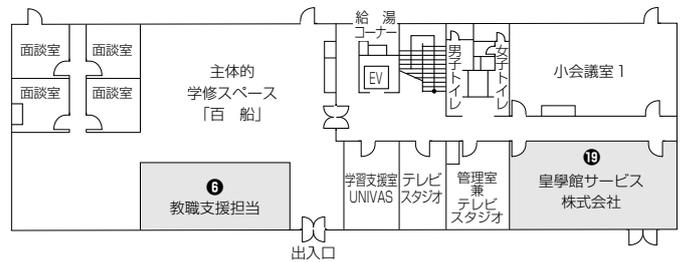
● 2号館1階



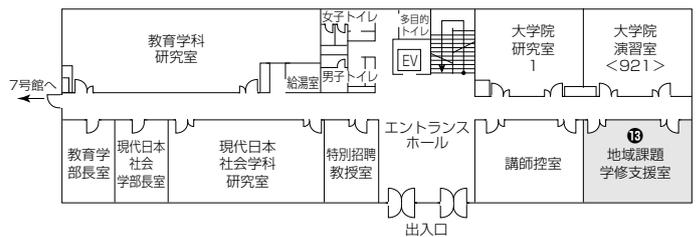
● 5号館2階



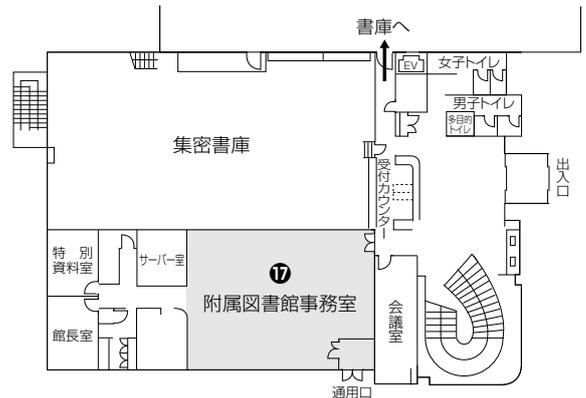
● 9号館1階



● 9号館2階



● 図書館1階

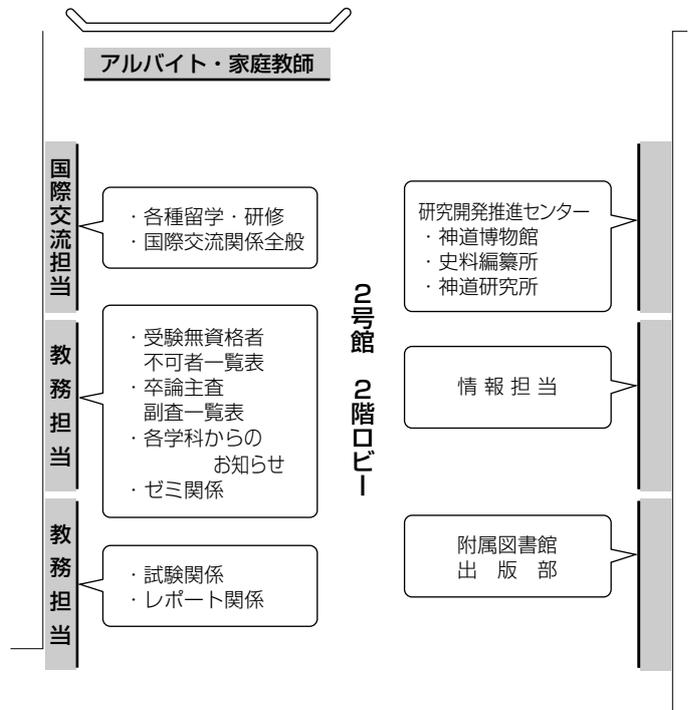
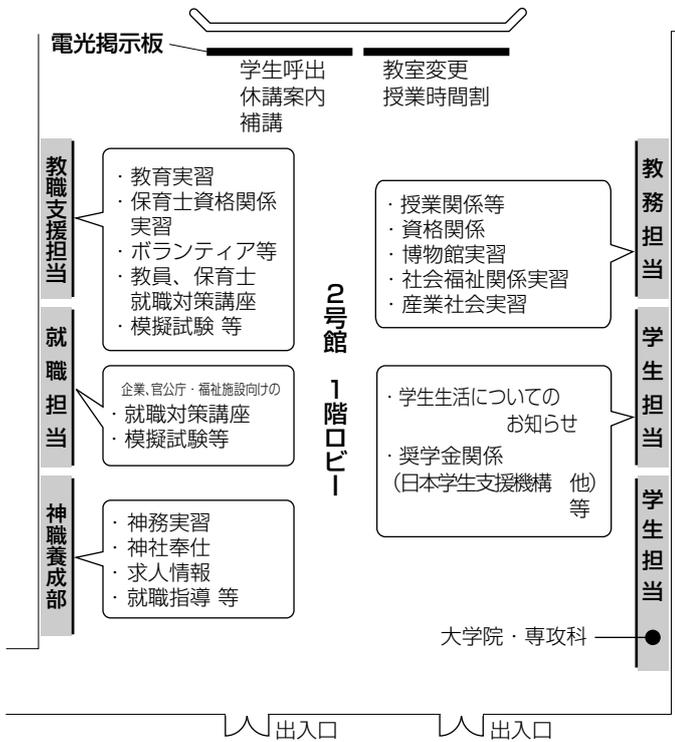


キャンパスライフ

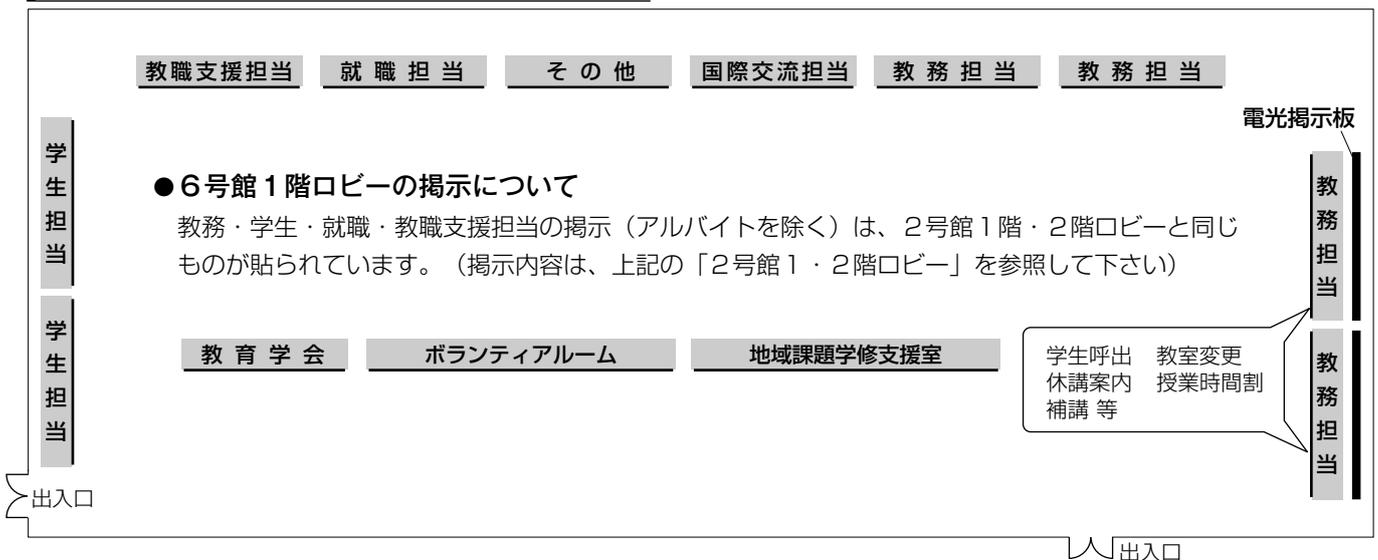
掲示板の案内

2号館 1階ロビー

2号館 2階ロビー



6号館 1階ロビー



- **その他掲示場所：** ロータリー、2号館通路（2号館から倉陵会館への通路）、7号館1階玄関ホール前 倉陵会館1階ロビー

学生証

学生証はキャンパスライフをより快適で楽しいものにするために、大学生活に欠かすことのできない大切な役割を果たしています。皇學館大学生としての身分を証明するものであり、大学生活を送るうえで、あらゆる場面で必要になってきますので、学生証の役割と関連する事柄について、これだけは覚えておきましょう。

学生証に関する注意事項

●常に携帯し、求めに応じ呈示すること。
特に、学生証を携帯していない場合は、試験を受けることができません。

- 他人に貸与または譲渡してはならない。
- 紛失したときは再交付を受け、失効したときは返却すること。

学生証は次の場合に必要です。(一例)

- 教室・研究室・図書館などの入退室
- 試験を受けるとき
- 証明書発行機を利用するとき
- 遺失物などを受け取るとき など。

学生証の取り扱いには気をつけてください。

学生証は、裏面の読み取り部分（黒い帯）に異常が生じると使えなくなりますので、下記のことにご注意ください。

- 磁石（磁気を帯びたもの）と一緒に置かないでください。
例えば、携帯電話、スマートフォン、ヘッドホン・イヤホン等の音声出力部分、鞆の止め金具、マグネットクリップ、定期券 など
- 折り曲げないでください。
- 高温の場所に置かないでください。
- 裏面の読み取り部分（黒い帯）に傷をつけないでください。

※学生証が読み取れないなどの不具合が生じた場合は、学生担当窓口へ申し出て下さい。

学生番号を覚えてください。

学生証には、あなたの学生番号が付いています。学生番号は原則として（転学部・転科した場合は除き）在学中変わりません。大学では、様々な場面で学生番号を記入する機会がありますから、必ず覚えておきましょう。

※試験の際、誤って記入すると他の学生に迷惑をかける場合があるので特に注意をしてください。

学生番号の見方

E 04 1 2 777
年号 入学年度 学部等 学科 個人番号
(令和4年度文学部国文学科入学生の記入例)

- 年号 D=平成
E=令和
- 学部等 文学部=1
教育学部=3
現代日本社会学部=5
大学院博士前期課程 } =6
修士課程
大学院博士後期課程=7
神道学専攻科=4
- 学科 神道学科=1
国文学科=2
国史学科=3
コミュニケーション学科=5
教育学科（教育学部）=1
現代日本社会学科（現代日本社会学部）=1

学生証を紛失したとき

すぐに学生担当に届け出て、所定の申込用紙に理由を記入し再発行の手続きをしましょう。その際、手数料（2,000円）が必要となります。

学籍を離れるとき

卒業・退学等で学籍を離れる時、転学部・転科の許可があった時は必ず学生支援部学生担当に返してください。



(令和4年度学部入学生の見本)

キャンパスライフ

相互の連絡

● 学生への連絡

公示・掲示

学生への重要事項の伝達は、すべて所定の掲示板に公示します。登学したら必ず、掲示板を見るよう習慣付けてください。それらを見落とすために諸手続きが遅れ、なんらかの不利益が生じたとしても、その責任は見落とした個人が負うこととなります。また、掲示の内容について確かめたいときは、担当の窓口にお問い合わせください。

学生メール (Gmail)

全学生に大学のメールアドレスが付与されます。

アドレスは、学生番号@stu.kogakkan-u.ac.jp です。

(例) e0411999@stu.kogakkan-u.ac.jp

パソコン、スマートフォン等で利用できます。

<https://mail.google.com/a/stu.kogakkan-u.ac.jp/>

※大学からの連絡等はこのアドレスに配信します。定期的に確認するよう習慣付けてください。



電話等の取り次ぎについて

学生個人あての私的郵便物、学生個人や学生団体に対する電話の取り次ぎは、大学では取り扱いません。また、学生個人に関する情報（電話・住所等）の問い合わせがあっても、相手方に教えることはありません。くれぐれも不審な電話に注意して、むやみに相手に情報を与えないように注意してください。

● 学生からの連絡

欠席届

授業を欠席した場合には授業担当教員に欠席届（所定の用紙があります）を必ず提出してください。これは就職後、欠勤の際に欠勤届を出すことと同じように、基本的なルールであり、社会的常識といえます。その習慣を身につけるようにしてください。

集会・行事その他の諸活動

下記のような学生の行う諸活動については、それぞれ定められた規則があります。その趣旨をよく理解し、定められたルールに従って行動してください。

- ① 集会・行事
- ② 刊行物
- ③ 学外活動
- ④ 学内施設利用
- ⑤ 寄附募集
- ⑥ 掲示
- ⑦ 立て看板

また、これらの諸活動が学業に支障をきたし、学内の秩序を乱し、本学の教育機能を阻害する恐れがあると認めるときは、制限又は禁止することがあります。さらに、教育基本法第14条の理念の通り、大学は研究と教育の場であり、政治活動の場ではありません。したがって、大学本来の目的と使命を達成するため、学内における政治活動は厳に禁止されています。

● 学生ポータルサイト

履修要項・シラバス・時間割や休講・補講・教室変更などの情報は、学生ポータルサイトから知ることができます。

スマートフォンを使用する場合は、下記を読み込むと直接「学生ポータルサイト」へアクセスできます。

なお、休講・教室変更、学生呼び出しについては、電光掲示板（2号館1階・6号館1階）でも確認できます（電光掲示板の呼び出しは、皇學館システムにログインして既読にするまで消えません）。



学生ポータルサイト



● インターネットの活用

ホームページにより、教員と学生あるいは学生間での連絡、情報交換を行うことができます。

クラブ・同好会でホームページを活用する場合は、学生担当に相談してください。

遺失物と盗難防止

自分の持ち物は自分で管理し、教室・部室などに放置しないでください。

盗難にあったときや遺失・拾得物は、速やかに学生担当に届け出てください。

所有者不明の拾得物は、3ヶ月経過すると処分します。
(持ち物に氏名等を記入しておいてください)

日常生活の助言と相談

● 指導教員

学業の問題だけに限らず、生活全般にわたって皆さんのよき助言者です。より一層充実した学生生活を送れるよう、何でも気軽に相談してください。

● クラス担任

指導教員が個人指導を原則としているのに対し、クラス担任はクラスという集団・組織の指導を行っています。クラス単位で行われる球技大会、大学祭等の行事や、クラス会などはクラス担任の指導・助言のもとに行います。また、個人的な相談にも応じています。

● クラブ部長と同好会顧問

部（クラブ）の部長は教員が受け持ち、同好会も必ず教員が顧問として指導・監督にあたっています。部長や顧問は、所属クラブや同好会自体に関する問題に限らず、学生生活全般にわたり、皆さんの相談や助言にもあたっています。

学籍の異動

やむを得ない事情により、修学中に学籍を異動しなければならない場合（休学・退学・復学）は、指導教員並びにクラス担任に事情を話し、自己の進退についてよく相談し、生涯に悔いを残さないよう解決しなければなりません。

学籍の異動に関することは、履修要項や学則その他の規程をよく読み教務担当で所定の手続きをしてください。

安否確認システムについて

安否確認システムは、大規模地震等の災害発生時や緊急時に、学生メール（学生番号@stu.kogakkan-u.ac.jp）アドレス宛に、安否確認メールを一斉配信し、安否を確認するシステムです。

三重県で震度6弱以上の地震が発生すると、大学から自動的に安否確認メールが一斉配信されます。学生は届いたメールに、簡単な操作で返信することで安否を確認することができます。火災や台風などの緊急確認にも使われることがあります。

防災訓練時に、安否確認メール配信訓練が行われます。配信されたメールを必ず確認し、以下の通り返信してください。



安否確認システム

安否確認メール

「こちらは皇學館大学自衛消防隊本部です。三重県において震度6弱以上の地震が発生しました。安否確認のため、ただちにこのメールに返信してください。」

（返信方法）

- ①学内で避難している場合は「あ」の1文字のみを入力
- ②学外で避難している場合は「か」の1文字のみを入力

※なお、本メールタイトル内の「英数字」は管理番号ですので、返信時、タイトル（「RE:」を含む）を絶対に編集や削除せず、そのまま送信してください。誤ってタイトル行に「あ」の入力もしないでください。



各自の携帯電話等

マイナンバーについて

平成27年10月以降に、住民票を有する全ての人に1人1つのマイナンバー（「個人番号」）が通知（「通知カード」が送付）されました。

●マイナンバーとは何のこと？

国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。番号が漏洩し、不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されませんので大切にしてください。

●どうしてマイナンバーが必要なの？

1. 行政の効率化

行政機関などの業務に要している時間や労力や、作業の重複などの無駄が削減されます。

2. 国民の利便性の向上

行政手続きが簡素化され、国民の手続きが軽減。行政機関が持つ自分の情報が確認できます。

3. 公平・公正な社会の実現

納税を不当に免れることや給付を不当に受けることを防止します。

●マイナンバーカードとは何のこと？

マイナンバーの通知後（「通知カード」の送付を受けた後）、市区町村に申請を行えば身元証明や様々なサービスに利用できる「マイナンバーカード」が公布されます。

詳細は住民票のある市区町村にお問い合わせください。

●いつマイナンバーが必要？

社会保障、災害対策、税の行政手続きを行うときにマイナンバーが必要になります。

- ・年金の資格取得や給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付、生活保護など
- ・被災地生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務など
- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務など



大学生もアルバイト先にマイナンバーを提供しなければなりません！

●なぜアルバイト先にマイナンバーを提供しなければならないの？

通常アルバイトの給与は源泉徴収（所得税等を天引き）

されて支給されています。それは、従業員に代わって会社が税金を納めているからです。その際に必要な源泉徴収票などの書類にマイナンバーを記載しなければならないため、学生もアルバイト先にマイナンバーを提供することが義務となります。

●マイナンバー提供の際の注意点

働くことが決まってから提供しましょう。

企業はまだ雇うか雇わないか決まっていない人からマイナンバーをもらってはいけないという決まりがあります。就職活動などの面接時にマイナンバー提供を求められることはありません。

アルバイト先に初めてマイナンバーを提供する際はまさに本人であることの身元確認と、番号確認ができる書類も提出しなければなりません。番号確認は「通知カード」を提示してください。身元確認は運転免許証やパスポートなどの写真の入った公的身分証明証を提示してください。

既に「マイナンバーカード」を取得していて、これを提示する場合は身元確認書類の提出は必要ありません。

●カードを紛失したら

万が一、カードを紛失した場合は、速やかに住民票のある市区町村にそのことを報告し、相談してください。

●詳しいことは人事担当へ

その他、マイナンバーについてご不明な点がありましたら、事務局総務部人事担当までお問い合わせください。

マイナンバーカードの様式について



【おもて面】



【うら面】

通学証明書の申請方法

皇學館大学へ通学するための、電車やバス等の通学定期券を購入するには、大学発行の「通学証明書」が必要になります。

入学の際、4年間有効の通学証明書を発行しています。

原則、再発行はしませんので丁寧に取扱ってください。

定期券についての Q&A を参考にいただき、通学証明書の発行が必要になった時は、学生担当にお尋ねください。

●通学定期券購入時に必要な書類

新規で購入する場合

各交通機関の定期券窓口にて対応

- ・学生証呈示
- ・通学証明書提出
- ・所定の申込用紙に記入・提出

継続して購入する場合

各交通機関の窓口又は定期券自動発売機にて対応

- ・旧通学定期券の呈示・提出
- ・学生証呈示

※旧通学定期券を紛失した場合や、各交通機関により通学証明書の提出を求められます

●通学証明書についての注意事項

大学に登録している住所の最寄り駅(または停留所)からの通学に限り発行しています。

自宅以外(下宿生)・アルバイトによる通学証明書は発行できません。

また、電車の待ち時間、駐輪場及び送迎の都合上で、現住所の最寄り駅より遠方の駅を利用することはできません。

実習に伴う通学や寮生が閉寮期間中に講座・クラブ活動のために自宅から通学を希望する場合は、別途申請が必要になります。

詳細については学生担当で確認してください。

定期券についてQ&A

Q、定期券を無くしてしまいました。どうしたらいいですか。

A、定期券の種類によっては、返金される場合がありますので、一度最寄り駅の係員にお尋ねください。

Q、通学証明書を無くしてしまいました。どうしたらいいですか。

A、再度、申請していただく必要があります。学生担当で手続きをしてください。

Q、転居等により通学区間が変更になりました。どうしたらいいですか。

A、通学証明書を変更する必要があります。学生担当で変更手続きをしてください。なお、大学に無断で通学区間を記入したり、変更する等の行為は公文書改ざんとなり、懲戒処分の対象となりますので絶対にしないでください。

Q、下宿(学生寮)から自宅通学に変更になりました。どうしたらいいですか。

A、新規に申請していただく必要があります。学生担当で手続きをしてください。

〔通学証明書見本〕令和4年度用(新入生)

通学証明書 下記の者の通学を証明する。		通学定期乗車券 発行控			
学号 E0412777 学生名 倉田のぞみ 有効期限 2026.3.31	皇學館大学長	通学区間 神宮前 ~ 名鉄名古屋 近鉄名古屋 ~ 守治山田 守治山田駅前 ~ 皇學館大学前 ~	利機関 交通名	名鉄 近鉄 三重交通	
現住所 〒000-0000 愛知県名古屋市熱田区神宮〇〇丁目〇〇番		発行年月日	期間	発行駅	記事
注意 1. 使用に際しては必ず学生証を呈示すること。 2. 住所等の変更が生じた場合、又は紛失した場合は、学生支援部 学生担当に届け出ること。 【無断訂正の使用を禁ずる】		〇月	〇月	〇月	〇月

学生割引証明書（学割証）について

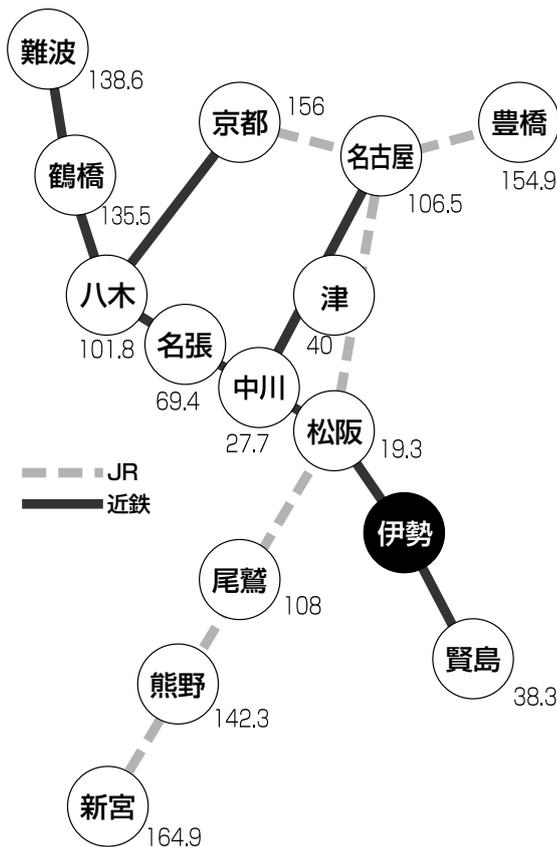
乗車船区間が片道100kmを越える公共交通機関を利用する場合、下記により学割証を利用すれば運賃が割引されます。

- 割引率 普通乗車船運賃の2割引
- 有効期間 発行日から3ヶ月
- 交付 証明書発行機にて発行
- 使用目的 実習、実験、課外活動、就職試験、研究旅行、帰省など。

（詳細は学割証の裏面を参照してください）

- 同じ鉄道会社なら1枚の学割証で往復分を購入できます。
- 片道ずつ購入する場合は、2枚必要です。
- 違う鉄道会社の場合は、それぞれ1枚ずつ学割証が必要です。

● 距離表 (km)



団体乗車券について

学生8名以上とそれを引率する教職員で構成された団体が、JRを利用して授業・課外活動等の目的で同じ発着駅経路の旅をするとき、「学生団体」扱いとなり、学生の運賃が5割引の団体乗車券が利用できます。申し込みの際には、引率教員が署名・捺印した「団体旅行届・計画書」とJR駅または旅行代理店発行の「団体旅行申込書」を学生担当に提出してください。なお、詳しくはJR等に問い合わせてください。

● JR線の列車又は連絡線利用の場合

学生……………5割引
引率者……………3割引

● JRバス利用の場合

学生・引率者共……2割引

スクールバスの夜間運行について

三重交通路線バス最終便後の自主学修やクラブ・サークル等の課外活動を行う学生・生徒・教職員における帰宅時の利便性向上のために、以下のとおり宇治山田駅のスクールバスを運行しています。（無料）

● 運行期間

通常講義期間中の月曜日～金曜日

● 乗車場所

学内ロータリー付近の停留所（P.129参照）

● 発車時間

19時～21時台に宇治山田駅行4本を運行しています。出発時間は、停留所に設置の時刻表にて確認してください。

学生証の提示により無料になる博物館・美術館

下記の博物館・美術館は、本学との連携等により学生証を提示することで、無料で入館することができます。皆さんの学習、研究等に大いに役立ちますので、ぜひ、積極的に活用してください。

- 神宮徴古館、農業館、美術館（P.127参照）
- 三重県総合博物館（MieMu）
- 海の博物館

自転車・バイクによる通学

本学では、キャンパスの美しい景観を守るため、自転車・バイクの駐輪場を下の地図のように定めています。決められた駐輪場以外は、どこであっても駐輪禁止です。

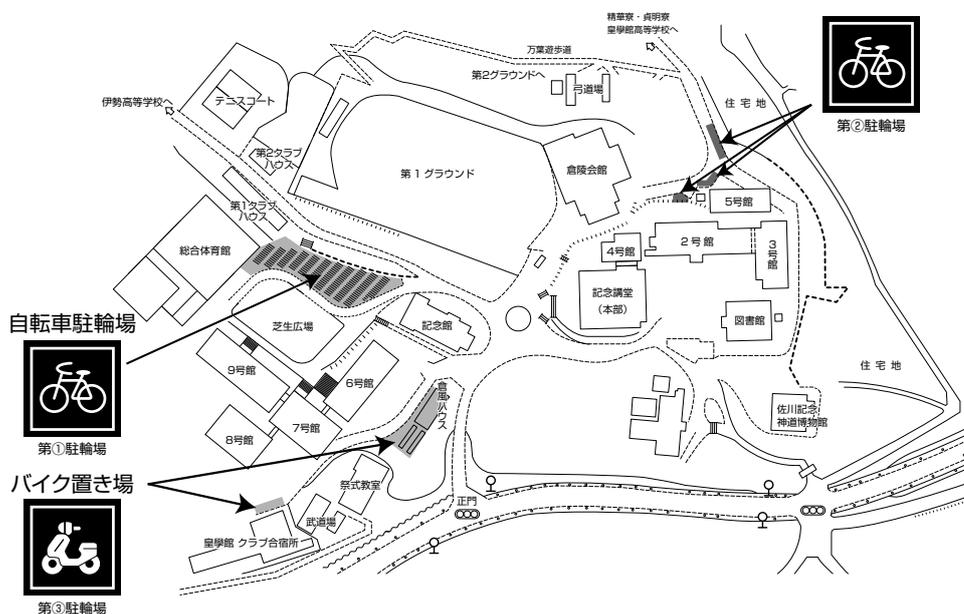
駐輪場マップ

自転車
 芝生広場横 (第①駐輪場)
 5号館奥 (第②駐輪場)

バイク
 倉庫ハウス付近
 (第③駐輪場)

自転車駐輪場
 第①駐輪場

バイク置き場
 第③駐輪場



自転車・バイクによる通学の際の注意事項

●美しく整列して駐輪しましょう

位置と向きをそろえて、美しく駐輪しましょう。
 乱れている姿があったなら、自分のものでなくても、率先して整えましょう。

●安全運転につとめましょう

一般車両も通ります。ロータリーでは事故の無いように、左右をよく確認。歩行者に注意し、構内は最徐行で通行してください。
 バイクはヘルメット着用。二人乗り禁止。自賠責保険(強制保険)だけでなく、任意保険にも加入しておいてください。

●防犯対策につとめましょう

たとえ短時間でもその場から離れる時は、必ず鍵(ツーロック)をかけるようにしてください。また、防犯登録も必ずしてください。

悪質な交通違反による交通事故について

悪質な交通違反によって重大な交通事故を招いた場合は、「学生の懲戒に関する規程」及び「学生の交通事故に関する懲戒基準」により懲戒処分の対象となります。詳細については、P.95~97に掲載してある各規程を参照してください。

大学周辺には絶対に駐車しないこと。

地域の方々の迷惑になります。また、駐車違反という身勝手な行為が大きな事故を引きおこしてしまうこともあります。

自動車通学は禁止です

本学では、駐車場が少ないことと、構内事故防止の観点から、自動車通学を原則として禁止しています。許可なく自動車を構内に乗り入れた場合は下記のとおり処分します。

1回目	乗り入れ禁止警告 タイヤロック	学生担当で「誓約書」を記入提出。 学生担当課長より指導注意。保証人へ次回は停学処分となることを通達する。
2回目	停学処分	学生委員会の審議を経て、学長が停学処分とする。

ただし、下記に該当する者は、所定の手続きのうえ、構内への自動車乗入を許可することがあります。

- 障がい等の身体的理由により、自動車でなければ通学できない者(運転操作に支障がない者に限る)
- 鳥羽市、志摩市、度会町、南伊勢町、大紀町、またはそれらの市町に隣接する地域に在住する者で、自宅から大学まで公共交通機関を利用して通学する場合、片道おおむね2時間30分以上かかる者
 ※駐車スペースの都合により、許可できる車両はおおよそ30台です。(通学が困難な者より優先されます)
 ※申請期日は、毎年4月上旬です。(3月中旬より掲示でお知らせします)
- 学外活動等で一時的に構内乗入が必要な場合(詳しくはP.46を参照)

※学内外を問わず、事故があった場合は、必ず学生担当に届出てください。

国際交流

国際交流担当は、記念講堂1階に設置されています。その業務は、グローバル人材の育成にかかる海外留学・研修の運営および語学力向上のための各種支援、外国人留学生に関することなどです。また、個人留学に関する資料や国際交流に関する様々な情報も随時提供しています。現在、本学では複数の国々からの留学生を受け入れています（短期含む）。留学生と交流したい、留学生に言葉や文化を教えてもらいたいという要望がありましたら、国際交流担当に気軽にご相談ください。

国際交流担当で扱う学生の皆さんに関係する主な業務は次のとおりです。

● 本学が主催する海外留学（研修）に関すること

- 海外留学・研修に関する説明会・研修会の実施
- 派遣手続等、留学準備に関する支援
- 協定校をはじめとする海外の大学、留学・研修情報に関する資料の閲覧・貸し出し

● 外国人留学生の受入・学生生活に関すること

- 在留許可や資格外活動に関する支援
- 外国人留学生のための各種支援制度の紹介および生活相談
- 外国人留学生向けの各種情報の発信、資料の閲覧・貸し出し

● 国際交流関係の行事・支援制度等の紹介

- 本学グローバル化推進委員会が企画するもの
- 国や自治体、民間団体が主催するもの

● 外国人留学生と日本人学生との交流に関すること

● グローバルラウンジ（英語村）・英語学習アドバイザー等の運営に関すること

- グローバルラウンジは外国語に気軽に触れていただく場です（英語力強化のための取り組み等様々な活動を提供します）。

● 個人留学に関する情報提供および個別相談（在学生・卒業生）

本学が主催する令和4年度海外短期研修のご案内

◎新型コロナウイルス感染症の影響により、中止もしくはオンラインでの実施となる可能性があります。

● カナダ夏期英語語学研修（レベル別）

1. 研修先 ヨーク大学(カナダ・トロント)※協定校
2. 時期 令和4年8～9月（約3週間）
3. 費用 約57万円（一部補助あり）

● オーストラリア夏期英語語学研修（レベル別）+ 教育機関訪問

1. 研修先 西シドニー大学(オーストラリア)※協定校
2. 時期 令和4年8～9月（約3週間）
3. 費用 約58万円（一部補助あり）

● 台湾夏期中国語語学研修

1. 研修先 南台科技大学（台湾・台南）※協定校
2. 時期 令和4年8～9月（約4週間）
3. 費用 約27万円（一部補助あり）

● ニュージーランド春期英語語学研修（レベル別）

1. 研修先 ワイカト大学
（ニュージーランド・ハミルトン）※協定校
2. 時期 令和5年2～3月（約3週間）
3. 費用 約42万円（一部補助あり）

● 中国春期中国語語学研修

1. 研修先 復旦大学(中国・上海)※協定校
2. 時期 令和5年2～3月（約4週間）
3. 費用 約27万円（一部補助あり）

● マレーシア春期英語語学研修（レベル別）

1. 研修先 アジアパシフィック大学 ※協定校
（マレーシア・クアラルンプール）
2. 時期 令和5年2～3月（約4週間）
3. 費用 約27万円（一部補助あり）

※いずれのプログラムも本学科目の2単位として認定されます。費用は、概算となります。上記以外にもセメスター留学プログラム（カナダ・ニュージーランド）、英語上級者用プログラム（マレーシア短期）等を提供します。

また、教務担当では「皇學館大学グローバル人材育成プロジェクト」の一環として、海外インターンシップ（海外研修）を開催しています。（本学科目の「インターンシップ」1単位として認定します）

【参考】本学が主催した令和元年度海外インターンシップ

● マレーシアインターンシップ

（三重県伊勢市に本社を置くクローバー電子株）

1. 研修先 マレーシア（クアラルンプール近郊）
クローバー電子(株)現地法人
2. 期間 令和元年8月19日～24日（6日間）
3. 費用 約14万円（別途5万円補助）

● 中国インターンシップ（三十三銀行との連携協定事業）

1. 研修先 中国（上海・蘇州）
日本企業の現地法人数社
2. 期間 令和元年8月26日～30日（5日間）
3. 費用 約21万円（別途5万円補助）

プログラムの詳細については別途説明会を実施します。積極的に参加してください。

学内研究団体

文学部・教育学部・現代日本社会学部では、教員・学生等から構成された研究団体による研究活動が行われ、学術講演・研究発表会・研究例会・調査見学会などが催されています。また、その成果が『皇學館論叢』（人文學會）、『年報』（教育学会）の雑誌をはじめ、学科学会発行の機関誌に発表されています。学術活動への参画は学生生活をさらに有意義なものにしますので、みなさんの積極的な参画を待っています。詳細は、各学科の教員、学科研究室へ問い合わせてください。

● 学部学会

各学部の教員・学生・卒業生からなる学会です。

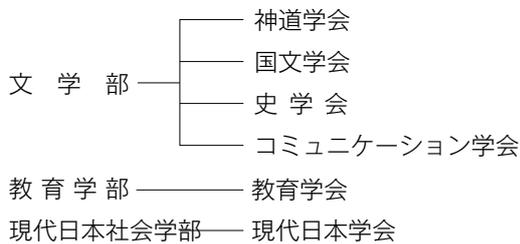
文学部……人文学会

教育学部……教育学会

現代日本社会学部……現代日本学会

● 学科学会

各学科の教員・学生・卒業生からなる神道学会・国文学会・史学会・コミュニケーション学会・教育学会・現代日本学会があります。



● 研究部会

学科学会に所属する各種部会で、定期的な研究会が行われています。

神道学会	近世神道史研究部会	松本教授
	地域神社研究部会	板井教授
	八雲琴研究部会	板井教授
	神道古典研究部会	加茂教授
	宗教史研究部会	河野教授
国文学会	上代文学研究部会	大島教授
	中古文学研究部会	吉井助教
	中世文学研究部会	深津教授
	近世文学研究部会	田中教授
	近代文学研究部会	平石助教
	国語学研究部会	齋藤教授
	漢文学研究部会	松下教授
	文学館・メディア史研究部会	岡野（裕）准教授
史学会	古代史部会	遠藤教授
	中世史Ⅰ部会	多田教授
	中世史Ⅱ部会	岡野（友）教授
	近世史部会	谷戸助教
	近代史Ⅰ部会	谷口准教授
	近代史Ⅱ部会	長谷川助教
	思想史部会	松浦教授
	東洋史部会	堀内准教授
コミュニケーション学会	日欧比較文化史研究会	岡野（友）教授・メイヨー教授
	英語コミュニケーション研究部会	豊住教授・メイヨー教授・川村准教授・玉田助教
	情報コミュニケーション部会	張 教授
教育学会	心理学研究部会	芳賀教授・栗野准教授・高沢准教授・中山（真）准教授
	地理・地図研究部会	桐村准教授
	健康科学研究部会	片山准教授
	国語・言語教育研究部会	中條教授
	特別支援教育研究部会	山本准教授
	児童福祉研究部会	吉田（明）准教授
	生物学研究部会	中松教授
	アート・セラピー研究部会	吉田（直）教授
	コーチング学研究部会	佐藤准教授
	音楽教育研究部会	高橋准教授
	食育研究部会	駒田教授
	幼児教育研究部会	土谷准教授
	ICT教育研究部会	中條教授
	心理教育研究部会	渡邊（賢）教授
	スポーツ栄養研究部会	駒田教授
	共学支援システム研究部会	秋元准教授
	特別支援教育AT研究部会	大杉教授
	体育科教育研究部会	加藤教授
	道徳科教育研究部会	渡邊（毅）教授
	理科教育研究部会	澤 助教
社会科教育研究部会	萩原助教	
数学教育研究部会	上野助教	
英語教育研究部会	豊住教授	
現代日本学会	地域社会研究部会	笠原教授・関根教授・筒井教授・大井准教授・藤井准教授
	茶業研究部会	笠原教授・関根教授・筒井教授・大井准教授・藤井准教授
	大学生SBP研究部会	岸川教授・筒井教授
	循環型地域福祉研究部会（SCW）	大井准教授・中野准教授・藤井准教授・尾崎助教
	伝統文化英語研究部会	岩崎准教授
	神社検索システム研究部会	新田教授・大井准教授・藤井准教授
現代行政研究部会	富永教授	

奨学制度

国の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）

1. 対象となる学生

住民税非課税世帯、およびそれに準ずる世帯の学生（学部生）

2. 学業基準

2年生以上は、前年度末の学業成績が次のいずれかに該当すること

- (1) GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位 1/2 の範囲に属すること
- (2) 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
※標準単位数…卒業所要単位数を4年で割ったものに学年をかけたもの

1年生は、次のいずれかに該当すること（入学後に申し込む場合）

- (1) 高校等の評定平均値が 3.5 以上であること
- (2) 入学試験の成績が上位 2 分の 1 以上であること
- (3) 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- (4) 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

3. 収入基準

住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯

- 【第Ⅰ区分】 本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
- 【第Ⅱ区分】 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること
- 【第Ⅲ区分】 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること

4. 支援金額

支援金額は、世帯構成や年収、通学形態などにより異なります。

給付奨学金（月額）

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円（42,500円）	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円（28,400円）	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円（14,200円）	25,300円

※カッコ内の金額は下記に該当する場合の金額

- ・生活保護世帯（扶助の種類は問わず）を受けている生計維持者と同居している人
- ・児童養護施設等から通学する人

<授業料の減免額>

- 第Ⅰ区分 上限 700,000 円
- 第Ⅱ区分 第Ⅰ区分の3分の2
- 第Ⅲ区分 第Ⅰ区分の3分の1

※ただし、平成31年度以前の入学生については、本学所定の授業料を上限とします。

授業料等の減免額および学費徴収額は、入学年度、所属学部、区分により異なります。

授業料等減免の申請を行い、対象となった学生には、採用可否の決定後、授業料等減免認定結果通知書にて支援区分に応じた授業料減免額および学費徴収額をお知らせします。

<入学金の減免額>

- 第Ⅰ区分 上限 260,000 円（本学の場合 200,000 円、皇學館高等学校出身者は入学金半額）
- 第Ⅱ区分 第Ⅰ区分の3分の2
- 第Ⅲ区分 第Ⅰ区分の3分の1

入学後速やかに（4月に）申請を行い、対象となった学生が入学金減免の対象となります。（入学年の途中から、または2年目以降に申請を行い、対象となった学生については入学金減免の対象とはなりません）

5. 申込時期

4月および9月（学生担当掲示板、学生ポータルサイトで案内します）

6. その他

家計急変（生計維持者が死亡、事故・病気、失職、震災・火災・風水害等に被災）の場合は随時申込可能です。（家計急変の事由が発生したときから、3カ月以内に申し込んでください）

ここに記載の支給額や対象者の基準は、内容を抜粋していますので、より詳しい内容は、文部科学省および日本学生支援機構のウェブサイトをご覧ください。

文部科学省「高等教育の修学支援新制度」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



日本学生支援機構「奨学金の制度（給付型）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/>



日本学生支援機構（JASSO）のサイトから、支給額等が試算できるツール（進学資金シミュレーター）を利用し、対象となるか確認できます。

進学資金シミュレーターの案内

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



支給額等の試算

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



学内奨学金

本学独自の奨学金として、次のものがあります。(奨学金の規程については、大学のホームページをご覧ください。)

名 称	目 的	種 類	金 額 (令和4年度)	対 象	備 考
特別奨学生	指定した入試の成績等が特に優秀な学生	給 付	学費（授業料及び教育充実費）の2分の1または全額相当額 ただし、国の修学支援新制度による授業料等減免の適用を受ける場合は、給付額の調整を行います	各学部	学内推薦 4年間
特 待 生	入学試験成績等が特に優秀な学生、また学年次の学業成績が特に優秀な学生の学業を奨励するため	給 付	入学年次（1年次）：学費（授業料及び教育充実費）の2分の1相当額 2～4年次：学費（授業料及び教育充実費）の全額相当額 ただし、国の修学支援新制度による授業料等減免の適用を受ける場合は、給付額の調整を行います	各学部	学内推薦 入学年次または2～4年次（1年間）
大学院奨学金	学業、人物ともに優秀にして、経済的事情により本学大学院での修学が困難な学生に対し、修学の機会を確保するため	給 付	授業料の半期分相当額	大学院生	公 募 書類提出期日は4月末日
授 業 料 の 減 免	家計支持者に次のような事情の急変が生じ、学費の支弁が著しく困難となった学生を救済するため (1)家計支持者が死亡した場合 (2)天災または火災のため、居住家屋が壊滅的損害を被った場合 (3)傷病により、長期の治療又は療養を要することになった場合 (4)家業又は勤務先企業の倒産等により、失業した場合	減 免	国の修学支援新制度による授業料等減免適用を前提とし、その残額すべてまたは2分の1を減免します（事実発生の翌期に限る）	各学部	4月10日または10月10日までに、学生担当へ手続きが必要です。
学 費 の 徴 収 猶 予	次のような理由で、学費を期日までに納めることができない学生を救済するため (1)授業料の減免の事情(1)～(4)に準ずる場合 (2)家計支持者の収入が著しく減少した場合 (3)日本学生支援機構奨学生又は各種奨学生で、奨学金を学費に充当する場合 (4)その他家計が困窮している場合	徴 収 猶 予	学費徴収を猶予（当該学期の通常講義最終日まで）	各学部・大学院生	4月10日または10月10日までに、学生担当へ手続きが必要です。
給付奨学金	学業成績が優秀と認められる学生の学業を奨励するため	給 付	年額 10万円	各学部3・4年次生	学内推薦
貸与奨学金	家計事情により学費の支弁が困難になった学生を救済するため	貸 与 (無利息)	学費またはその2分の1相当額 ただし、国の修学支援新制度による授業料等減免の適用を受ける場合は、貸与額の調整を行います	各学部	公 募 3回以内または貸与総額100万円以内
岡田奨学金	建学の精神を体し、学業及び人物優秀な学生を褒賞するため	給 付	年額 10万円	各学部2・3・4年次生・1年以上在学する大学院生	学内推薦
櫻井奨学金	海外留学を促進し、グローバル社会で活躍できる人材を育成するため	給 付	海外留学費用の一部	各学部	公 募
長谷奨学金	神道に関する学術を研究し、卒業後も引き続いて神道を専攻する学生又は神職若しくは神社に関する業務に従事する学業成績及び人物優秀な学生の学業を奨励するため	給 付	年額 10万円	文学部3・4年次生	学内推薦

名 称	目 的	種 類	金 額 (令和4年度)	対 象	備 考
慶光院俊奨学金	優秀な神職を養成するため、神職課程を履修し、神道に関する学術を研究している学生で、卒業後神職又は神社に関する業務に従事する学業成績及び人物優秀な学生の学業を奨励するため	給 付	年額 10 万円	文学部 3・4 年次生	学内推薦
安部奨学金	神職課程を履修し、神道に関する学術を研究している、学業成績及び人物優秀な学生の学業を奨励するため	給 付	年額 10 万円	文学部 2・3・4 年次生 神道学専攻科生	学内推薦
萼の会教育奨励賞	学生の勉学研究意欲の高揚を奨励するため	給 付	副賞 (3 万円分の図書カード)	各学部 2・3・4 年次生	学内推薦
萼の会グローバル人材育成支援奨学金	海外留学を促進し、グローバル社会で活躍できる人材を育成するため	給 付	海外留学費用の一部	各学部	公 募
館友会奨学金	学生の健全な育成のために、学業成績優秀、品行方正あるいは校友会活動において顕著な成績を挙げた学生を褒賞するため	給 付	年額 10 万円	各学部 2・3・4 年次生	学内推薦
高松奨励金	課外活動で特に顕著な成績を挙げたクラブ (部)、その他の団体を褒賞するため	給 付	年額 5 万円	クラブその他の学内団体	公 募
学長奨励賞	課外活動や研究活動等で特に顕著な成績を挙げたクラブ (部)、その他の団体及び個人を褒賞するため	給 付	1 万円～5 万円	クラブ その他の学内団体 個人	公募 (随時)

● 奨学賞 (学内推薦)

卒業に際して、恩賜奨学賞・大宮司賞 (神宮より)、理事長賞、学長賞、統理賞 (神社本庁より)、長谷奨学賞が授与されます。

各賞については、皇學館大学奨学賞規程 (学内ホームページ) を参照してください。

学外奨学金

■ 日本学生支援機構

学業・人物とも優秀で経済的理由により修学が困難であると認められる学生に、卒業するまでの標準修業年限貸与されますが、貸与期間中であっても、学業不振者・性行不良者には奨学金の停止・廃止の措置がとられます。貸与された奨学金は、卒業後に返還が始まり、返還期間は借用金額によって異なりますが9～20年程度です。奨学金の種類としては次の2つがあります。(公募)

● 第一種奨学金

無利息で貸与を受けることができます。

第二種奨学金との併用貸与も可能です。

出願資格

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学困難な学生。

貸与月額

〈学部・神道学専攻科〉

自宅通学生	自宅外通学生
54,000 円 (※)	64,000 円 (※)
40,000 円	50,000 円
30,000 円	40,000 円
20,000 円	30,000 円
	20,000 円

最高月額 (※) は、奨学金申込時の家計支持者の収入が一定額以上の場合は利用できません。

(令和4年度月額)

〈大学院〉

修士・課程相当	博士課程相当
88,000 円	122,000 円
50,000 円	80,000 円

(令和4年度月額)

● 第二種奨学金

それぞれの事情にあわせて希望する貸与月額を選択することができます。

有利息貸与（在学中は無利息）

第一種奨学金との併用貸与も可能です。

出願資格

家庭の経済的負担を少なくし、自立する社会人をめざし学業に専念できる環境のもとで学ぼうとする学生。

貸与月額

〈学部・神道学専攻科〉

2万円、3万円、4万円、5万円、6万円、7万円、8万円、9万円、10万円、11万円、12万円の中から選択できます。

〈大学院〉

5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の中から選択できます。

● 緊急・応急採用

募集期間以外でも、主たる家計支持者の失職・死亡または火災などによる家計急変のため奨学金の貸与が必要になった場合は、申し込みを受け付けますので学生担当に相談してください。

● 特に優れた業績による返還免除について

（大学院生対象）

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者と認定された場合、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度があります。

● 海外留学生のための奨学金（第二種）

積極的に海外で学びたいと希望する学生のために貸与される奨学金です。

奨学金についての詳細は

日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

をご覧ください。

■ 神社等からの奨学金

● 神社本庁育英奨学金（公募）

神社本庁では、神社神道の興隆に寄与する有為の人材を養成する目的で、奨学資金を設け、学生に奨学金を給付しています。

（ア）種類

- 第2給費生
- 第3給費生

（イ）出願資格

- 第2給費生

文学部2年次生以上、または神道学専攻科に在学する原則神職子弟で、卒業後神職または神道に関する研究のほか神社に関する業務に従事しようとする意志堅固、品行方正、身体剛健、かつ成績優秀な学生であって学費の支弁が困難と認められ、原則として他の奨学的資金（日本学生支援機構奨学金を含む）の便宜を受けない学生。

- 第3給費生

大学院文学研究科に在学し、主として神社神道を研究する学生であって、卒業後神職または神道に関する研究のほか神社に関する業務に従事しようとする意志堅固、品行方正、身体剛健、かつ成績優秀な学生であって学費の支弁が困難と認められ、原則として他の奨学的資金（日本学生支援機構奨学金を含む）の便宜を受けない学生。

（ウ）給付額（令和3年度参考）

- 第2給費生年額 300,000円
- 第3給費生年額 500,000円

（エ）給付期間

採用年度のみ（ただし、採用翌年度の継続申請は認める。）

（オ）募集期間

時 期	対 象
5月上旬	文学部2年次生以上 神道学専攻科 大学院文学研究科

（カ）出願から採用まで

時 期	手 続 き	備 考
5月上旬	志望者のしおり配布	学生担当窓口で配布します。
5月中旬	申請書類提出	必要書類を学生担当へ提出。
5月下旬	学内面接実施・推薦	審査委員による面接を実施し、適格者を神社本庁へ推薦します。
6月中旬	神社本庁面接	神社本庁による面接を実施します。
7月上旬	採用結果通知	採用者には、神社本庁からの採用結果を通知し、奨学金を給付します。

● 神宮特別奨学金（学内推薦）

神宮では、神宮教学ならびに神道学に寄与する有為な人材の育成を目的とし、神宮特別奨学金を設け、学生に奨学金を給付しています。

（ア）対象

文学部神道学科3年次生以上の学生、または神道学を専攻する大学院生で、卒業後神職に従事しようとする思想穏健かつ学業成績優秀な学生。ただし、神宮職員子弟は除く。

（イ）給付額（令和3年度参考）

年額 200,000円

（ウ）給付期間

採用年度のみ

（エ）募集期間

学内推薦のため、公募は受け付けていません。

4月下旬に推薦候補者へ通知します。

（オ）学内推薦から採用まで

時 期	手 続 き	備 考
4月下旬	推薦候補者へ通知	学生担当から該当者へ通知します。
5月中旬	申請書類提出	必要書類を学生担当へ提出。
5月下旬	推薦	神宮へ推薦します。
6月中旬	神宮面接	神宮による面接を実施します。
6月下旬	採用結果通知	採用者には、神宮からの採用結果を通知し、奨学金を給付します。

● 全国敬神婦人連合会育英奨学金（公募）

全国敬神婦人連合会では、神社神道の興隆に寄与する有為な人材を養成する目的で奨学基金を設け、女子学生に奨学金を給付しています。

（ア）出願資格

文学部2年次生以上に在学し、神職の子女もしくはは会員の子であり、卒業後神職または神道に関する研究のほか神社に関する業務に従事しようとする意志堅固、品行方正、身体剛健、かつ学業成績優秀な学生であって学費の支弁が困難と認められ、原則として他の奨学的資金（日本学生支援機構奨学金を含む）の便宜を受けない学生。

（イ）給付額（令和3年度参考）

年額 150,000円

（ウ）給付期間

採用年度のみ

（エ）募集期間

時 期	対 象
5月下旬	文学部2年次生以上

（オ）出願から採用まで

時 期	手 続 き	備 考
5月下旬	申請書類配布	学生担当窓口で配布します。
6月中旬	申請書類提出	必要書類を学生担当に提出
6月下旬	学内面接実施・推薦	学生委員による面接を実施し、適格者を全国敬神婦人連合会へ推薦します。
7月下旬	採用結果通知	採用者には、全国敬神婦人連合会からの採用結果を通知し、奨学金を給付します。

● 伏見稲荷大社奨学金（公募）

伏見稲荷大社では、神社神道の興隆及び稲荷信仰の発展に寄与する学生にその学業を奨励するため奨学金を給付しています。

（ア）出願資格

文学部神道学科及び神道学専攻科に在学し、卒業後神職または神社神道並びに稲荷信仰の普及に関する業務に従事しようとする思想穏健かつ学業成績優秀な学生。

（イ）給付額（令和3年度参考）

年額 240,000円

（ウ）給付期間

採用から卒業までの標準修業年限

（エ）募集期間

時 期	対 象
4月上旬	文学部神道学科 神道学専攻科

（オ）出願から採用まで

時 期	手 続 き	備 考
4月上旬	申請書類配布	学生担当窓口で配布します。
4月中旬	申請書類提出	必要書類を学生担当に提出
4月下旬	学内面接実施・推薦	学生委員による面接を実施し、適格者を伏見稲荷大社へ推薦します。
6月上旬	採用結果通知	採用者には、伏見稲荷大社からの採用結果を通知し、奨学金を給付します。

● 八坂神社奨学金（学内推薦）

八坂神社では、神社神道の興隆に寄与する大学院生に対し、その学業を奨励する為、奨学金を給付しています。

（ア）対象

学長の推薦する神社神道の興隆に寄与する優秀な学位論文を提出した大学院の学生（神道学・国文学・国史学）

（イ）給付額（令和3年度参考）

年額100,000円

（ウ）給付期間

採用年度のみ

（エ）募集期間

学内推薦のため、公募は受け付けていません。
3月上旬に推薦候補者へ通知します。

（オ）学内推薦から採用まで

時 期	手 続 き	備 考
3月上旬	推薦候補者へ通知	学生担当から該当者へ通知します。
	申請書類提出	必要書類を学生担当へ提出
	推 薦	八坂神社へ推薦します。
3月中旬	採用結果通知	採用者には、八坂神社からの採用結果を通知し、奨学金を給付します。

※採用後（3月下旬～4月下旬）に、八坂神社へ論文報告のため訪問

■ 地方自治体の奨学金

● 地方自治体の奨学金

地方自治体で独自の奨学金制度を行っている都道府県・市区町村があります。

● 民間育英団体の奨学金

民間育英団体による奨学金制度は、企業や個人によって設立され、設立許可を受け奨学金の給付や貸与を行っています。

★ 本学で取り扱う奨学金は、学生担当の掲示板で連絡します。期日は必ず守り、手続きを行いましょ。紹介した以外にも、民間諸団体や地方公共団体の奨学金も掲示しますので、希望者は各自で申し込み方法などを確認し手続きをしてください。

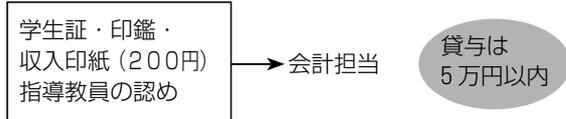
また、大学に直接案内のない奨学金もありますので、各自で確認するようにしてください。

学生金庫

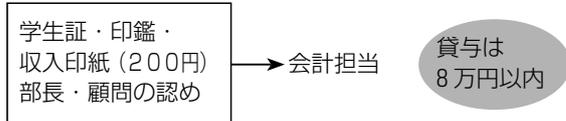
緊急に金銭が必要になったときは、1カ月無利子で利用できる「学生金庫」の制度があります。学生個人に対しては50,000円以内、学内各団体に対しては80,000円以内で貸付けています。借用時、個人の場合は指導教員、団体の場合は部長・顧問の承認と学生証・印鑑・収入印紙（200円）が必要です。

ただし、年度を越えての貸し付けはできません。

● 学生個人には・・・



● 学内団体には・・・



※収入印紙（200円）は、各自で郵便局または学内コンビニエンスストアにて購入してください。

その他

■ 国の教育ローン

入学資金や在学資金を必要とする場合、日本政策金融公庫（国民生活事業）で、融資を取り扱っています。

詳細については

日本政策金融公庫ホームページ

<https://www.jfc.go.jp/> をご覧ください。

教育ローンコールセンター

TEL 0570-008656（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルを利用できない電話の場合は、
03-5321-8656

■ 皇學館大学提携教育ローン

ご利用対象…授業料・教育充実費・実習費等の
学校納付金

詳しくは、本学ホームページ、「在学生の皆様」－「学費案内・奨学金制度」－「教育ローン」をご覧ください。

● 株式会社オリエントコーポレーション
TEL：0120-517-325

● S M B Cファイナンスサービス
（旧社名 株式会社セディナ）
TEL：050-3827-0375

学生保険・健康管理

学生保険

● 学生教育研究災害傷害保険 及び学研災付帯賠償責任保険

この保険は、大学において万一の災害や傷害に対する救済措置として設けられており、入学と同時に全学生が加入している保険です。

次のような場合にケガをした時が対象となります。

- ① 正課及び学校行事中（治療日数1日以上）
- ② 通学中及び施設間移動中、学校施設内（治療日数4日以上）
- ③ 課外活動中（治療日数14日以上）

申請の手続きは、事故後2週間以内に保健室または学生担当に報告し（代理可）、事故通知書を作成し、提出してください。事故報告が1カ月を経ってからのものについては、保険金が支払われない場合がありますので、注意してください。

また、上記以外に正課、学校行事及びその往復途中、大学指定のインターンシップ、介護体験及び各種実習、大学指定のボランティアにおいて、万が一相手に怪我をさせたり物を壊したときは、学研災付帯賠償責任保険の対象となります。関係部署を通じて、保健室または学生担当に連絡してください。

● 学生生活総合保険

学生生活を送る上で、学内外で発生する様々な危険を総合的に標準在学期間を補償する制度の保険で、任意加入型です。入学時に紹介していますが、途中加入も可能です。一度検討してみてください。

● スポーツ安全保険

この保険は、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動を行う4名以上のアマチュアの団体やグループを対象とする保険で、団体での活動中や往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害以外に他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される任意加入型の保険です。

※詳しいパンフレットを学生担当に用意してあります。

学生教育研究災害傷害保険等でカバーできない部分（クラブ活動中）をスポーツ安全保険で補償することになります。

健康管理

● 定期健康診断

毎年4月上旬及び年度末に、健康診断を実施しています。

この定期健康診断は、学校保健安全法や結核予防法に義務づけられており、健康管理のためにも必ず受診してください。

実施日時や内容については掲示及び履修指導・修学指導時に連絡します。

健康診断結果については、「皇學館大学ポータルサイト」にログインし、健康診断結果参照をクリックすると、閲覧できます。

（※メンテナンスの為、年度末と年度始めに閲覧できない期間があります）

内 容

検査・測定項目	対 象 者			
	1年生	2年生	3年生	4年生
身 長	○	○	○	○
体 重	○	○	○	○
検 尿	○	○	○	○
X線間接撮影	○	○	○	○
内 科 検 診	○	○	○	○
血 圧	○	○	○	○
聴 力	○		○	○
視 力	○		○	○
心 電 図	○		○	

健康診断に伴う個人情報の提供について

定期健康診断の実施に必要な下記の情報を、業務委託した（財）三重県健康管理事業センターに提出します。

提出する個人の情報 学年・学科・学生番号
氏名（漢字・カナ）
生年月日・性別

● 保健室

けがをしたり、気分が悪くなった時の応急処置をはじめ、身長・体重・血圧・体温の計測や健康に関する相談などを行っています。気軽に保健室をノックしてください。

自分の体力や健康を過信し過ぎないように心がけてください。

場所については、P.15の事務室配置図を参照してください。

● 飲酒とアルコールハラスメント

未成年者の飲酒は、法律で禁止されています。また、成人者は未成年者に飲酒させてはいけません。

以下のようなアルコールハラスメント(略称:アルハラ)は、迷惑行為で人権侵害です。絶対に行わないこと。また、アルハラを受けそうになったら、きっぱりと断ってください。

アルハラを受けたり、困ったりしたら、学生担当までご相談ください。

アルハラの例

- ①飲酒の強要
- ②一気飲ませ
- ③意図的な酔いつぶし
- ④飲めない人への配慮を欠くこと
(体質や意向を無視して飲酒を勧めるなど)
- ⑤酔ったうえでの迷惑行為

● 感染症

下記の感染症と診断された時は、学内での感染拡大を防止するため、学内への立ち入りを自粛していただくと共に、学生支援部学生担当まで連絡してください。

出席停止については、履修要項を参照してください。

出席停止の対象となる感染症	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1型)、新型コロナウイルス感染症
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1型を除く)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(本学の場合は、ノロウイルスによる胃腸炎・マイコプラズマ肺炎)

● 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

学生の皆さんにおかれては、新型コロナウイルスの感染拡大防止ため、以下のことに留意してください。

身のまわりの感染症流行状況に関わらず、基本的な感染防止対策を継続し、日々の健康観察を怠らず、少しでも体調に不安がある場合は、速やかに病院等に相談し指示を仰ぎ、併せて学生担当(電話:0596-22-6317)まで連絡をしてください。

《留意事項》

- マスクを外す場面では、向かい合わせにならず、身体的距離を取る。
- マスクなしで会話しない。マスクをしていても他者と近接せず大声で会話しない。
- 咽頭痛(のどの痛み)、発熱、倦怠感などを自覚したら注意!外出しない。

1. 基本的な感染対策を徹底する

- ①3密(密閉空間・密集場所・密接場面)だけでなく、2密、1密も回避。
- ②咳エチケット。一定の性能を有したマスク(不織布など)を隙間なく正しく着用。
- ③黙食厳守。食事の場面でのマスクなしでの一定時間の会話は、「濃厚接触」に該当。
- ④石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒。衛生的な生活習慣を維持。
- ⑤十分な睡眠などの体調管理。規則正しい生活を維持。

2. 屋内、屋外に関わらず、以下の場面を避ける

- ①飲酒を伴う懇親会。
- ②大人数や長時間に及ぶ飲食。
- ③普段会わない友人同士での会食。
- ④カラオケ、バーベキューなど。

3. 体調がすぐれない場合は登学を控え、外出しない

- ①毎日朝晩の検温を行い、自身の健康状態を観察し、体調不良時は無理に外出せず休養する。
- ②同居家族の健康状態(発熱や風邪症状の有無など)を観察し、家庭内感染に注意する。

※各地域において、まん延防止等重点措置の発令などに基^づき協力要請がある場合は、生活の維持や特別に必要な場合等を除き、県境を越える移動は避けてください。

学生相談室・障がい学生支援室

● 学生相談室

2号館1階保健室の隣にあります。通常講義期間中、カウンセラーが常駐し、学生生活を送っていく上で様々な悩みや問題について相談に乗ってくれます。

利用にあたっては、事前に予約が必要となりますので、下記のアドレスもしくは保健室までご連絡ください。

メールアドレス：isesoudan@kogakkan-u.ac.jp

学生相談室予約受付直通電話(保健室)：0596-22-6332

● 障がい学生支援室

皇學館大学は、学生の障がいの有無及びその程度によって分け隔てることなく、大学に係る全ての者が、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあう大学を目指しています。「障がい学生支援室」は、障がいのある学生からの申し出を受けて支援することを目的に設置されています。学内での困りごとをお聞きし、大学ができることをご提案し、双方に話し合いをしながら支援策を具体化していきます。

場所は、学生支援部学生担当内にあります。お気軽にお声かけてください。

詳しくは、本学公式ホームページ掲載の「障がいのある学生への支援に関する基本方針」をご覧ください。

障がい学生支援室電話番号:0596-22-6317 (学生担当)

附属図書館

図書館の利用

● 開館時間

通常講義期間	平日	9:00~20:00
	土曜	9:00~17:00
長期休暇期間	平日	9:00~17:00
	土曜	9:00~13:00

● 休館日

日曜・祝日、創立記念日（4月30日）、神嘗祭（10月17日）、倉陵祭期間、学校閉鎖期間（お盆・年末年始）など学校指定の休業日の他、図書館長が必要と認めた日
 ※開館時間・休館の詳細は、図書館ホームページをご覧ください。

● 入退館の方法

入 館……入館には学生証が必要です。忘れたときは、1階受付カウンターに申し出てください。

退 館……出口ゲートを押して退館してください。貸出手续をしていない図書などがある場合、ブザーが鳴りますので、注意してください。

● 注意事項

- ① 図書や雑誌は、丁寧に扱きましょう。（書き込み、ふせんの貼付、切り取りは厳禁）
- ② 借りている図書や学生証の又貸しはやめましょう。
- ③ 財布等の貴重品は各自で管理しましょう。

閲 覧

閲覧室側		書庫側	
3F	900 文学 800 言語 響の会寄贈本（読み物など） 視聴覚資料	3 社会科学 4 自然科学 5 技 術	6 産 業 7 芸 術 2 埋蔵文化財報告書 5F
2F	参考図書、シラバス 大型本、絵本・紙芝居 ラーニングcommons図書 英語学修、くずし字学修、辞書 東洋史、教科書・指導書 就職対策本	3 社会科学	4F
		2 歴史 地 図	3F
1F	受付カウンター 日刊新聞	1 哲学 0 総記	2F
	新着図書 （新刊雑誌）	0 総記 P 製本雑誌	1F

● 開架資料

閲覧室や書庫にある資料（図書・雑誌）は、自由に閲覧ができます。利用した資料は必ずもとの場所に戻しましょう。場所が分からなくなったときは、その階の返却台に返却してください。

● 閉架資料

貴重図書、和装本、澤瀉・久保田・北岡・大庭・出井・津田・原田・谷文庫、旧皇學館本、卒業論文・修士論文、大学雑誌、洋雑誌などは閉架書庫にあります。閲覧を希望する場合は受付カウンターに申し込みましょう。
 ※学部生は閉架書庫への出入りができません。

● 雑誌・新聞

雑誌は1階連絡通路スペースと書庫1階に配架しています。
 新聞は「朝日」「毎日」「中日」「日経」「産経」「読売」「伊勢」「神社新報」「教育新聞」などがあります。

● 卒業論文・修士論文

優秀論文の閲覧ができます。閲覧を希望する場合は、「修士論文及び卒業論文等閲覧願」を記入して、受付カウンターで申し込んでください。
 ※コピーや館外持出はできません。

学修支援

● による文字塾

初心者向けのくずし字学修支援企画です。楽しく学べる資料を使って、くずし字の読解力を身に付けます。

● 英語多読学修

英語学修者向けに調整されたやさしい英語の本をたくさん読むことで、英語基礎力を総合的に向上させることが期待できる学修法です。読書量に応じて、英検補助も受けられます。

● プレ英検

英検の実施時期に合わせて、過去問題を利用した筆記試験対策と英語教員による面接対策が受けられます。

※詳細は図書館ホームページをご覧ください。受付カウンターへお問い合わせください。

貸出

学生証と貸出希望の図書を、受付カウンターに提出してください。学生証を忘れたときや、延滞中の図書がある場合は、貸出はできません。

	貸出冊数	貸出期間
学部生・専攻科生	5冊まで	14日間
大学院生	10冊まで	30日間

※4年生は、10冊まで貸出が可能です。

● 貸出期間の更新

続けて借りたい図書と学生証を持って受付カウンターに来てください。予約待ちの人がいなければ、手続き日から14日間更新できます。

返却

返却する図書を受付カウンターに提出してください。返却手続きが終了した図書は、「本日の返却棚」へ置いてください。

返却日は貸出時に案内しますので、遅れないように返却しましょう。

閉館後は、正面玄関のブックポストに入れてください(21:30頃まで)。

※図書を延滞すると、延滞日数分の期間貸出が停止となります。

ラーニングcommons (LC)

● グループ学習

プレゼンテーションスペース(2階LC内)・会議室(1階)は貸切利用ができます。利用する際は事前に予約が必要ですので、受付カウンターで手続きしてください。

● シラバスコーナー

シラバス掲載図書が、教員の氏名順に並べてありますので自学自修に活用してください。

● ジャンル別図書コーナー

英語学修、教科書、授業でよく使う図書などはラーニングcommonsにまとめてあります。

レファレンスサービス

館内の利用方法、授業の予習・復習やレポート作成などで必要な資料の探し方が分からない、または資料が見つからずに困ったときは、受付カウンターへ、気軽にご相談ください。

図書館間の相互利用 (ILL)

アイエルエル

● 他館の利用

他大学・機関の図書館を利用したいときは受付カウンターに申し込みましょう。訪問の際は、学生証と本学図書館からお渡しする「図書利用願」を、必ず持参してください。

● 図書の借用、文献の複写

本学で入手できない論文(文献)の複写、本学で所蔵していない図書の借用を、他大学等に依頼できますので、図書館ホームページMy Libraryから申し込んでください。複写料金、郵送料等は申込者の実費負担です。

その他のサービス

● コピー機利用

館内資料の複写用に、1・2階にコピーカード式とコイン式のコピー機があります。著作権法を遵守してご利用ください。コピーカードは、大学本部証明書発行機で購入手続きができます。

白黒…10円、フルカラー・単色カラー…50円

● ノートPC、iPad

貸出用ノートPC・iPadを借りる時は、学生証を持って受付カウンターに来てください(利用は館内のみ)。自分のノートPC等の持込みも可能です。無線LANの設定をすればインターネットに接続できます。

※プロジェクターも借りられます。

※延滞中の図書がある場合、貸出はできません。

● 視聴覚資料(ビデオ・DVD・マイクロ資料等)

CD・DVD等は、貸出用ノートPCでも視聴できます。マイクロ資料の閲覧は、専用機を使用しますので受付カウンターにご相談ください。印刷や電子化もできます。ビデオ閲覧の際も、受付カウンターへご相談ください。

※受付カウンターでヘッドフォンが借りられます。

※視聴覚資料は、館内での利用となります。

● 予約

借りたい図書が貸出中のときは、予約ができますので、My Libraryから申し込んでください。延滞中の図書がある場合、予約はできません。

● 購入リクエスト

学修・研究に必要な図書や、小説などの一般向けの読み物などで、購入を希望する図書があれば、リクエストができます。リクエスト用紙を記入し、受付カウンターに申し込んでください。ただし、リクエストした図書が必ず購入されるとは限りません。

● 特別貸出

教育実習・福祉実習などへ参加する場合、事前に受付カウンターに申し込みすることで、実習終了2日後まで貸出期間を延長できます。

● dマガジン for Biz

図書館内の指定iPadでdマガジン for Biz(電子雑誌の読み放題サービス)が利用できます。

図書館ホームページ

URL <https://www.kogakkan-u.ac.jp/library/library.php>

● 蔵書検索(OPAC)

本学にある図書等を検索できます。

● My Library

貸出予約やILL申し込みのほか、貸出履歴や予約中の図書、図書館からのメッセージを確認できますので、定期的にチェックしてください。

なお、図書館からのお知らせは、メールで連絡します。

● その他

データベース、電子ジャーナルをはじめ、利用案内、開館情報、附属図書館に関するお知らせ、リンク集などがあります。

情報担当

大学内情報ネットワークや情報処理教室、パソコン等の機器の管理運営を行っています。

パソコンやWiFi接続等の相談にも対応します。

利用案内

● ID(ユーザー名)、パスワード

ID(ユーザー名)、パスワードは、入学直後の履修登録にあわせて全学生に発行しています。履修登録、インフォメーションシステム、電子メール等で、卒業するまで利用していただきますので、紛失したり、他者に教えたりしないようにしっかり自分で管理してください。

万が一、パスワードを紛失した場合は学生証を持参し、情報担当の事務室まで来てください。

● 電子メール (Gmail)

メールアドレスは、原則として入学と同時に全学生に発行しています。

大学からの連絡等は、このアドレスに配信します。大切な情報を見落とすことの無いよう、定期的に確認する習慣を付けましょう。

● Kogakkan-WiFi (皇學館大学無線LAN)

校内では、Kogakkan-WiFiが利用できます。

利用には、ユーザー認証が必要になります。

詳細については、学内ホームページ、および情報担当事務室前のマニュアルを参照してください。

※その他、不明な点は情報担当までお問い合わせください。

● 窓口受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00

● 場所 4号館2階

利用日程、時間等は、情報担当からの掲示(2号館2階、4号館2階、6号館1階)または、公式ホームページで確認してください。

開放教室の利用は、以下の目的での利用に限定させていただきます。

- ・オンライン授業の受講
- ・卒論、レポート等作成
- ・事前・事後学習
- ・ネットを使った就職活動

※娯楽目的でのパソコンの使用はおやめください。

※オンライン授業が行われている期間中、授業等での使用予定が無い場合は、421教室、522教室、631教室のパソコン・プリンタもご利用いただけます。

- その他、図書館、各学科研究室、百船でもパソコンを利用できます。利用時間等は、各担当部署にお問い合わせください。

● 学内情報機器の利用上の注意事項

- 機器及びネットワークの利用は、教育・研究の利用に限ります。
- 情報処理教室は飲食禁止・濡れた傘の持込禁止です。
- 機器は破損することがないように注意して丁寧に利用してください。
- 利用したパソコンは退席時にシャットダウンまたはサインアウトをしてください。
- 教室のパソコンに保存したデータは、電源を落とすと消去される仕組みのため、データを保存するには必ず自身で記憶媒体(USBメモリー等)を用意してください。
- USBメモリーの忘れ物が多いので気をつけてください。
- 不正アクセス、ソフトの不正コピー、違法ダウンロードは犯罪行為です。
- ネット上での個人の誹謗中傷等、書き込みには注意してください。
- 情報セキュリティ確保に努めましょう。
- 利用上の注意及び係員の指示を守って利用してください。

教室利用案内

● マルチメディア教室421教室

情報処理教室522教室・523教室・631教室

- 教室のパソコンは大学から付与されたID(ユーザー名)、パスワードで起動します。
- 印刷時には、学生証が必要です。
- 印刷用の用紙は、各自ご用意ください。
- 523教室は学生が自由にパソコン・プリンタを利用できる開放教室となっています。

情報に関する相談等

情報化社会の中で暮らす私たちの周りには、あらゆる「情報」が溢れています。本当に必要な情報を、いかに安全に収集し、有効に活用していくかが、文系・理系問わず必要な能力となっています。

情報担当では、皆さんをサポートさせていただきますので、気軽に相談に来てください。

皇學館情報ネットワークやインターネットの活用のための注意

インターネットとも接続している本学の「皇學館情報ネットワーク」は、本学における様々な教育、研究や学生生活を支える基盤です。

「皇學館情報ネットワーク」は、本学の活動に欠かせない非常に重要な役割を担っており、「皇學館情報ネットワーク」が停止すると、日々の本学の活動に重大な影響を及ぼします。

このように、「皇學館情報ネットワーク」のみならずインターネットも、現代では日常生活においてなくてはならないものとなっています。

安全に、安心してパソコンやスマートフォンなどでネットワークを利用するにはどうすればよいのでしょうか。

本学では、皆さん自身の個人情報の保護をはじめ、権利の侵害や犯罪の防止を、皆さんの力もお借りして学園全体で進めていくこととしています。皆さんが充実した学生生活を過ごすことができるように、「皇學館情報セキュリティポリシー」を定めています。

「皇學館情報セキュリティポリシー」(P.101)を熟読し、遵守してください。

トラブルに巻き込まれないために

トラブルに巻き込まれないよう、以下に注意しながら利用しましょう。

●セキュリティ対策は十分ですか？

パソコンやスマートフォンの個人情報を守るには…

- パスワード等で画面ロック
- ウイルス対策アプリを導入
- アプリのアップデートはこまめに

●著作権侵害に注意

●写真、イラスト、音楽、新聞・雑誌等の記事には著作権があります。

→ 許可なくネットに掲載してはいけません。

●人物写真には、写っている人に肖像権があります。

→ たとえ友人でも、掲載前に本人の許可を得ましょう。

●データの保存は大丈夫ですか？

大切なデータを守るための「3-2-1」のルール

- 3つ以上のデータを確保
- 2種類以上の記憶メディアに保存
- 1つは離れた場所に保管

●ネット社会のトラブルに気をつけましょう

情報セキュリティ10大脅威 (個人)

1位	フィッシングによる個人情報等の詐取
2位	ネット上の誹謗・中傷・デマ
3位	メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求
4位	クレジットカード情報の不正利用
5位	スマホ決済の不正利用
6位	偽警告によるインターネット詐欺
7位	不正アプリによるスマートフォン利用者への被害
8位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
9位	インターネットバンキングの不正利用
10位	インターネット上のサービスへの不正ログイン

IPA (独立行政法人情報処理推進機構)

「情報セキュリティ10大脅威 2022」より抜粋

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2022.html>

就職担当・教職支援担当・神職養成部

就職担当

●業務内容

企業・団体・官公庁・福祉施設などへの就職情報の提供
大学院・専門学校への進学情報の提供

●場 所 4号館1階

教職支援担当

●業務内容

教職課程（高等学校・中学校・小学校・幼稚園・特別支援学校）・保育士資格に関すること

教員・保育士の就職情報の提供

●場 所 9号館1階（百船）

神職養成部

●業務内容

神職課程・神職資格に関すること・明階総合課程・神社関係への就職情報の提供・神職養成講習会に関すること

●場 所 4号館1階

●求人票閲覧時間 原則 月～金 10:40～16:00 一回30分以内とする。

※学生ポータル「就職・教職・神職からのお知らせ（求人検索NAVI）」－行事面談予約「個人（グループ）面談予約」－【神職養成部：求人票閲覧（個別相談）〇月】から日時を選択し、予約してください。

窓口の受付時間

月～金 9:00～17:00

土 9:00～13:00

求人検索NAVI

各種の就職情報を掲載・メール配信しています。全員サービスの登録をしてください。

学内推薦制度

神社、私立学校、幼稚園・保育園は、原則として学内推薦としています。学内推薦は専願となっていますので、内定を得た場合、辞退することはできません。

進路が決定したら

企業・公務員（教員・保育士以外）・福祉施設は就職担当、教員・保育士は教職支援担当、神社関係は神職養成部に報告してください（進学、自営等は、就職担当へ報告してください）。

就職担当

企業・団体・官公庁・福祉施設などへの就職支援や、進学情報の提供を行なっています。

進路相談

卒業後はどのような進路をとりたいですか？進路が決まらない、希望する進路に進むにはどうすればよいのかわからない等々、何でも相談に来てください。

- 進路に関する相談
- 履歴書やエントリーシートの添削
- 面接などの練習

…このほか、どんな些細なことでも構いません。気軽に相談に来てください。

就職対策講座・模擬試験

学年別の就職対策講座や公務員試験対策講座、などを実施しています。また、企業の筆記試験や公務員対策・国家試験対策の模擬試験の仲介をしています。受検料も大学が補助していますので、ぜひ有効活用してください。

詳しくは、毎年4月に配付する「就職支援スケジュール」で確認してください。

求人票

企業・団体・福祉施設などから大学に送られてきた求人情報は、資料室や学内のパソコンから閲覧することができます。就職担当ホームページにアクセスしてください。



http://home.kogakkan-u.ac.jp/syusyoku/
(学内のみ)

資料室

就職・進学に関する図書や資料がありますので、有効に活用してください。

〈企業・団体〉

採用試験の問題集・参考書、企業パンフレット、先輩の内定報告書などが閲覧できます。

〈公務員〉

公務員採用試験の受験要項・問題集・参考書や先輩の内定報告書などが閲覧できます。

〈福祉〉

全国の老人・障害・児童・保育園などの福祉施設や、社会福祉協議会の採用情報が閲覧できます。また、資格情報や福祉情報図書・新聞、福祉人材センター提供の施設名簿も設置しています。

〈進学〉

全国の大学院や専門学校の学校案内や受験要項を閲覧できます。

就職試験に必要な書類

一般的に、就職試験の応募手続きには次の書類が必要になります。

必要書類	申込先	手数料
① 履歴書・自己紹介書	就職担当、教職支援担当	200円
	神職養成部（指定用紙）	200円
② 写真	本人用意 （スピード写真不可）	—
③ 単位成績証明書	教務担当	各200円
④ 卒業見込証明書		
⑤ 各種資格取得見込証明書（神職資格含む）		
⑥ 健康診断証明書	学生担当	
⑦ 人物考査書	就職担当・教職支援担当 （発行に7日間必要）	無料
⑧ 推薦書	就職担当・教職支援担当・神職養成部 （発行に7日間必要）	無料

※③～⑥は、証明書発行機で各自発行してください。

①は証明書発行機で申込み、就職担当・神職養成部で受け取ってください。

※提出先の求めにより厳封された証明書が必要な場合

教務担当の窓口にて、証明書発行機より発行された証明書を持参のうえ、厳封が必要な旨を申し出てください。

教職支援担当

教職支援担当とは、教職課程履修者および保育士資格履修者の履修相談・就職を支援するところです。

具体的には…

- 教職課程カリキュラムの取り方、教員免許取得方法・更新情報
- 教育実習、保育実習関係の各実習に関すること。
- 教員や保育士になるための勉強方法や情報収集の仕方
- 学校現場でボランティアをしたい。

この他どこに相談に行けばいいかわからない内容でも結構ですので、一度足を運んでみてください。

論作文指導

課題に対し800文字で自分の意見を論じます。教員採用試験にも必ずといって良い程出題され、読解力・分析力・情報力がみられます。これらの力を身につけるためには時間がかかりますので、1年生から指導を始めています（随時申込可能）。

個人面談・模擬集団討論

教員希望者全員に対し個人面談を行い、学習方法についての助言を行います。また、教員採用試験に向けての面談や討論を段階的に行います（予約制）。

教職対策講座・模擬試験・通信講座

教員採用試験に向けた各種講座を開講します。また、模擬試験についても受けることが可能ですので、現状の理解度を把握するために利用してください。通信講座についても、大学が仲介しています。詳細は4月に配布する「就職・教職・神職支援スケジュール」をご覧ください。

求人票

各学校、幼稚園・保育所から届いた求人票を4号館1階の資料室で閲覧することが可能です。

百船学習室

教員、保育士を目指す方なら誰でも利用でき、自習室としても利用できます。主に次のものがあります。

- 各都道府県教員採用試験実施要綱（閲覧用）・パンフレット
- 教員採用試験に関する月刊雑誌、問題集、参考書等
- 先輩の合格報告書
- 全国の採用試験の過去問

神職養成部

神職養成部では

- ① 神職になるために必要な神務実習の指導と、神社奉仕の幹旋（あっせん）。
 - ② 神社関係への（奉職進路・就職の相談）、幹旋、指導
 - ③ 夏・春休みの短期間に、神職資格が取得できる神職後継者のための神職養成講習会の開催。
 - ④ 明階総合課程の履修指導。
- ※神職養成部の場所と窓口の受付時間は、P.40を参照してください。

● 神務実習

神職になるためには、神職課程の学科目の履修と、神務実習（基礎・指定Ⅰ・指定Ⅱ・指定Ⅲ実習等）が必要です。

各神務実習の前後に、申込書・実習生調書・健康診断書の提出や、事前指導・研修、事後研修があります。

神務実習は、白衣・白袴姿で行われ、指定実習は全国の神社での奉仕実習となります。また、該当者のみに神宮実習は伊勢の神宮で、中央実習は東京の神社本庁で計10日間程度行われます。

これらの神職課程の学科目と神務実習を履修したのちに、高等課程としての神職資格（明階検定合格・正階授与）を取得することができます。なお、神社本庁への資格申請手続きは、卒業前に、神職養成部で指導・申請します。

※詳しくは、「履修要項」をご覧ください。

● 神社奉仕

神社奉仕とは、夏休み期間中や年末年始に実際に神社で参拝者に接したり、神社の仕事に携わったりします。神社奉仕は、本学学生でなければできない体験です。神道を理解する上でもぜひ神社奉仕を体験してみてください。

● 神職養成講習会

神職養成講習会とは、夏・春休みの短期間（各1ヶ月）で、神職資格（正階・権正階・直階）が取得できる講習会です。

学外の一般の方が対象ですが、本学学生でも受講できます。ただし、受講資格が決められています。また階位取得後の奉職予定神社の宮司の推薦状とその神社の鎮座する都道府県神社庁長の推薦状が必要です。

本学在学学生に対して、受講料特別措置があります。

- ・直階受講料 20,000円（消費税別）
- ・権正階受講料 30,000円（消費税別）

● 明階総合課程

明階総合課程は、文学部神道学科4年在学中に、所定の単位を修得し、審査を経た学生に限られ、かつ平成25年度より4年次に所定の実習を修了した者に対し神職資格（明階授与）が卒業時に取得できます。

神社関係への就職

神社に奉職しようとする学生は、神職課程を必ず履修してください。神社奉職についての全体的な指導や数回の個別面接を経て、奉職のお世話をして行きます。就職についての悩み事、相談事があれば神職養成部へ来てください。

また、神職養成部には資料室があり、神社に関する求人票や資料等を備えており、閲覧することができますので、大いに活用してください。

● 就職試験に必要な書類

神社就職を希望する学生は「神社就職専願申込書」と「就職幹旋願書」を提出の上、履歴書等の必要書類（P.41の一覧表参照）を神職養成部に提出してください。

● 就職先の求人状況

神職をめざす者は、担当教員（神職養成委員長）および神職養成部の個別面接等により、あらかじめ希望を述べて指導を受け、志望先を決定します。求人状況（概要）と個別面接等の日時は、2号館1階ロビー（P.16参照）の神職養成部の掲示板に掲示します。

● 学内推薦制度（就職幹旋願書の提出）

- ① 神職養成部に神社から提出された求人票に必要な書類が示されているので、確認の上必要書類を添えて、神職養成部へ、「神社就職専願申込書」「就職幹旋願書」を提出。
- ② 神社あての「推薦書」を発行。
- ③ 神社で、試験・面接。
- ④ 試験・面接当日の様子や結果を、神職養成部へ報告してください。
- ⑤ 神社より内定の通知を受けた学生は、速やかに礼状を送付してください。
- ⑥ 神職養成部へ内定届を提出するとともに、誓約書・神社関係試験報告書を提出してください。

学友会・行事・クラブ・同好会・ボランティア

キャンパスライフをより楽しいものにするのが、大学・学友会の行事やクラブ・同好会です。勉強ばかりの4年間では物足りない、何かに熱中したり、一生の友人を作ったりと、大学には新しくチャレンジできることがたくさんあるはず。いろんなイベントに積極的に参加して素敵な思い出をつくりましょう。

学友会とは？

学生と教職員が一体となり、課外活動などの企画運営を行う組織です。学長が会長で、学生が正会員です。学友会総務部（学生役員）が中心となり、総務部委員やクラス、クラブ委員として、学友会活動に参加することになります。

学友会主催の行事として、新入生歓迎会や球技大会などがあります。



倉陵祭

学生で組織された実行委員会が中心になり、企画運営し、学生が協力して作り上げていく大学祭です。仲間と一緒に一つのことをやり遂げた満足感や充実感が得られる行事の一つで、「屋外ステージ」や「模擬店」など、学生が企画したイベントが行われ、日頃の努力の成果を発揮することが出来ます。



部（クラブ）・同好会

正課の学修以外に、自己の関心や興味に基づき、学内のさまざまな部・同好会に所属して課外活動を行い共同生活の修練を積んでおくことは、豊かな人間形成の上で極めて重要な意義をもちます。自己の能力の開発や研鑽のためにも積極的な課外活動への参加を期待します。

本学では「全学一体」のモットーのもとに、教職員と皆さんとが一体となって各方面に所属し（学友会会則P.88参照）、専任教員が部長として学生委員長とともに指導に当たっています。また各種の同好会は学友会組織に所属してはいませんが、大学認定の団体として教員が顧問となり指導や助言にあたっています。

● 入退部・入退会

(1) 入部・入会の際の留意事項

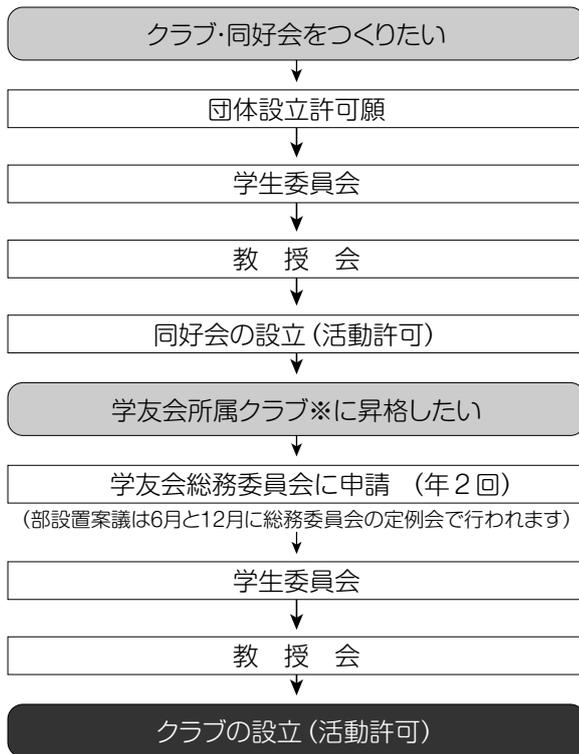
入学当初には、部や同好会から入部・入会の勧誘が盛んに行われると思いますが、時には予想と異なり、トラブルのもとになることがあります。そこで、まず活動の状況を見学し、内容や実態をよく確かめたうえで、どの部や同好会に入るかを慎重に選ぶことを勧めます。また、入学後に新入生歓迎会が開かれ、各部や同好会の紹介が行われますが、その日までは入部・入会の勧誘は自粛することになっていますので、よく承知しておいてください。

(2) 退部・退会の際の留意事項

退部・退会の場合は、とかくトラブルが生じがちです。健康上またはそのほかの理由でどうしても辞めたい場合には、学生の幹部委員だけでなく、部長や顧問の教員、指導教員、所属学部の学生委員の先生、寮長などと事前によく相談することが円満な事態の解決に資することが多いので、遠慮なく相談してください。

また退部・退会を申し出た学生に対しての良識ある対応と円満な解決を望みます。万一不祥事を起こした場合には、本学は当該学生に対する処罰はもちろん、部や同好会の廃止・解散など厳しい態度で臨むことになります。

● 部（クラブ）・同好会を設置するには…



※学友会所属クラブのメリット、同好会との違いとは？

- 部室の利用が可能
- 学友会からの予算（部費）があります

学内団体を設立を希望する場合は、P.90の「学内団体に関する規程」を確認して下さい。

● クラブ援助

課外活動を一層活性化するために、学生にとって負担になっている用具購入、印刷や出版などを援助する制度があります。また萼の会（保護者会）から活動援助される制度もあります。

● 高松奨励金（公募）

元本学理事、故高松忠清氏の寄附金によるこの奨励金は、高松氏の遺志により、年間の学友会活動において優れた成果を挙げた部、その他の団体に対して授与されます。申請書を提出した部・同好会が審査の対象となり、その中から選考されます。

● 学長奨励賞（公募）

学業とともに課外活動を奨励し、学生の健全な育成を行うため、課外活動等で特に顕著な成績を挙げた団体又は個人に対して授与されます。申請書を提出した団体又は個人の中から選考・決定されます。

ボランティア

● ボランティア活動について

近年、自然災害等による被害状況により、学生の皆さんにボランティア活動への参加が多く求められています。

ボランティア活動への活動内容や参加方法は個々によって異なりますが、災害等による活動に参加する場合、下記の手続等が必要になりますので注意してください。

参加する場合

- ①必ずボランティア保険に加入する。（事前に社会福祉協議会を通じて加入。場合によっては現地での加入も可）
- ②ボランティア活動に参加する場合、必ず事前・事後に学生担当へ届出すること。
- ③ボランティア活動に参加するときは、活動に必要な心構えをはじめ、必要な持ち物について各自で確認して、健康管理に十分注意し、無理をしないこと。

全国社会福祉協議会のHPにて、ボランティアを必要としている都道府県・市町村情報を参考にすることもお勧めです。

手続きの詳細については、学生担当にお問い合わせください。

ボランティアルーム（2号館1F）でも、種々のボランティア活動を紹介しています。ボランティアルームスタッフに相談してみてください。

学友会活動の質の向上を目指すための、3つの方針が令和元年11月27日下記の通り示されました。
学友会活動に携わる学生のひとりひとりが意識を高め方針に沿った、学友会活動の質の向上に努めましょう。

学友会活動の質の向上を目指すための3つの方針

前文

学生による自主的な課外活動は、学生間における人間的なふれあいを可能とする機会や切磋琢磨できる環境を通じて、倫理性、忍耐力、意思伝達力、折衝力、決断力、行動力、リーダーシップ、協調性等、学生の基本的な資質・能力を培うものであり、学生の成長にとっては正課の教育に匹敵する重要性を有すると考えられる。皇學館大学（以下、「本学」という）は、課外活動のこのような重要性に鑑みて、以下、学友会活動の質の向上を目指すための3つの方針を定めます。

（1）学友会活動認定の方針

本学は、学友会の各活動団体（運動部・文化部）における活動を通して、次のような倫理観や精神、資質・能力等を習得、体得し、在学中及び卒業後に社会貢献ができる人材を育成します。

1. 神道精神に基づく高い倫理観を備えている人材。
2. わが国の伝統文化とその伝統に立脚した精神を兼ね備え、異なる歴史と文化・伝統を持つ世界のさまざまな文化をも尊重し、国際人として活躍できる人材。
3. 活動団体において習得、育成された知識・技能、課題解決のための思考力・判断力・表現力等を社会貢献のために活用できる人材。
4. 生涯学習の実現のために、主体的に考え、自ら積極的に行動できる人材。

本学は、上記の倫理観や精神、資質・能力等を習得、体得し、卒業後に社会貢献ができると判断される人材に対して学友会活動認定をおこないます。

（2）人材育成の方針

学友会では、「学友会活動認定の方針」に掲げる倫理観や精神、資質・能力等を備えた人材を養成するために、各活動団体の特性に鑑みた活動プログラムを作成し、実行することとします。

○活動内容については次のように定めます。

各活動団体は、活動に必要な基礎能力の養成、各種の技能の修得、卒業後の社会的貢献への意欲形成を図るために、その活動団体の特性に鑑みた活動内容を定める。

○活動方法については次のように定めます。

1. 各活動団体は、自らの特性に応じた活動時間の設定をおこないその活動時間が学修の事前事後学習の時間を妨げることのないよう配慮する。
2. 各活動団体は、4年間の活動目標を明確にした上で計画的な活動をする。
3. 各活動団体は、上意下達の活動方法だけではなく、部員が主体性を持って多様な人々と協働して課題を発見したり解決したりしていく主体的な取り組みの導入をはかり、特に、少人数のチームワーク、集団討論、反転学習などの教育方法を積極的に取り入れる。

以上を遂行するために、指導者（部長、副部長等）は、所属期間を通じて適宜必要な指導、助言をおこなう。

○活動記録については次のように定めます。

1. 「学生が何を身に付けたか」を重視し、学生の活動成果を把握、評価する手法の導入を推進する。
2. 各活動団体は、共通の評価方針に従って記録をおこなう。その際、学生の活動履歴（ポートフォリオを活用）の組織的な利用をおこなう。
3. 卒業時に、各活動団体の総合的な活動記録のまとめをおこなう。

(3) 入部受け入れの方針

学友会では、傘下にある各課外活動団体（以下、活動団体）に所属する段階において、①学友会の活動趣旨を遵守する態度、②各活動団体での活動に対する目的意識、③他の活動団体と協働して主体的に活動しようとする意欲、④以上を実現するために必要とされる基礎的な能力等を備えていることを求めます。

学友会での活動に必要とされる基礎能力や目的意識、意欲とは、次の4つを言います。

1. 学友会会則第1条「全学一体となって明朗健全なる学風に努め、学生生活の向上と皇學館大学の発展に寄与することを目的とする」の趣旨を理解し、それを体現させようとする事。
2. 高等学校までの課外活動において、各活動団体の特性に応じた「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「主体的に活動に取り組む態度」の涵養が図られていることが望ましい。
3. 自己が目指す到達地点が明確であり、その到達地点を目指して邁進する力を備えていることが望ましい。
4. 各活動団体における活動や経験を地域社会のみならず、国内や海外でいかしたいという意欲を備えていることが望ましい。

学外活動における自動車使用と構内への乗り入れについて

①クラブ・同好会等の学外活動において、公共交通機関の不便な場所での活動に限り、自動車の使用と構内への乗り入れを認めることがあります。

【手続きについて】

「学外活動許可願」と「学外活動自動車使用許可願」を活動実施の7日前までに学生担当に提出してください。なお、申請のためには、下記のとおり自動車保険に加入していることが必要です。

- ・対人賠償責任保険：無制限
- ・対物賠償責任保険：1千万円以上
- ・人身または搭乗者保険：1千万円以上

※場合により、その他の条件を課すことがあります。

②また、荷物の搬入・搬出等でも、一時的に構内への乗り入れを認める場合があります。

【手続きについて】

「臨時自動車構内乗入申請書（学生用）」を乗入希望日の3日前までに学生担当に提出してください。

● 部（クラブ）・同好会一覧

	部（クラブ）名	部長名(敬称略)	主な活動場所
1	合気道部	松本 丘	柔道場(総合体育館内)
2	居合道部	富永 健	剣道場(総合体育館内)
3	駅伝競走部	新田 均	第1グラウンド
4	空手道部	吉田直樹	武道場
5	弓道部	松本 丘	弓道場
6	剣道部	豊住 誠	剣道場(総合体育館内)
7	硬式庭球部	齋藤 平	硬式テニスコート (第2クラブハウス横)
8	硬式野球部	新田 均	学外施設
9	サッカー部	片山 靖富	第1グラウンド 学外施設
10	柔道部	佐藤 武尊	柔道場(総合体育館内)
11	少林寺拳法部	新田 均	多目的ホール
12	女子軟式野球部	中條 敦仁	学外施設
13	ソフトテニス部	秋元 雅仁	硬式テニスコート (第2クラブハウス横)
14	卓球部	谷口 裕信	総合体育館
15	薙刀部	川村 一代	剣道場(総合体育館内)
16	排球部	加藤 純一	総合体育館
17	バスケットボール部	堀内 淳一	総合体育館
18	バドミントン部	叶 俊文	総合体育館
19	ハンドボール部	片山 靖富	総合体育館
20	フットサル部	叶 俊文	学外施設
21	陸上競技部	叶 俊文	第1グラウンド
22	アンサンブル部	中條 敦仁	音楽室
23	演劇部	岡野 裕行	教室
24	雅楽部	板井 正斉	祭式教室
25	華道部	岩崎 正彌	部室
26	奇術部	松下 道信	教室
27	ギター・マンドリン部	岡野 裕行	倉陵会館
28	競技かるた部	大島 信生	教室
29	軽音楽部(JAZZ)	藤井 恭子	記念講堂(ステージ)
30	軽音楽部(ROCK)	澤 友美	倉風第1ルーム
31	考古学研究会	中山 郁	部室
32	祭式研究部	新田 均	祭式教室
33	茶道部	岩崎 正彌	記念館
34	写真部	岡野 裕行	教室
35	手話部	板井 正斉	部室
36	書道部	上小倉 一志	513教室(書道教室)
37	吹奏楽団	高橋 摩衣子	倉風第2ルーム
38	煎茶道部	板井 正斉	記念館

	部（クラブ）名	部長名(敬称略)	主な活動場所
39	ダンス部	谷口 裕信	総合体育館
40	日本文化研究会	松浦 光修	部室
41	美術部	萩原 浩司	部室
42	文芸部	田中 康二	部室
43	邦楽部	齋藤 平	倉陵会館
44	放送研究部	岡野 裕行	部室
45	マンガ研究部	桐村 喬	教室
46	よさこい部“雅”	野々垣 明子	総合体育館
47	レクリエーション部	吉田 明弘	教室

	同好会名	顧問名(敬称略)	主な活動場所
48	いけばな同好会	川村 一代	教室
49	囲碁将棋同好会	筒井 琢磨	教室
50	イングリッシュサークル	豊住 誠	図書館 (ラーニングcommons)
51	自転車競技同好会	遠藤 慶太	学外施設
52	軟式野球サークル	齋藤 平	学外施設
53	能楽同好会	大島 信生	教室
54	ビブロフィリア	岡野 裕行	図書館 (プレゼンスペース)

月例神宮参拝

神宮参拝は伝統ある厳粛な行事の一つです。月例神宮参拝は、通常講義中（4・5・6・7・11・12・1月）、内宮に参拝する全学行事です。午前8時30分～9時30分に行います。詳細は、その都度掲示しますので、みなさん積極的に参加するようにしましょう。

その他の神宮参拝の日程については次のとおりです。当日は、記念講堂から内宮間の貸切バスを運行します。

- 入学式（4月）…外宮・内宮参拝
- 神嘗祭（10月17日）…内宮参拝
- 建国記念の日（2月11日）…内宮参拝
- 卒業式（3月）…外宮・内宮参拝

COLUMN

参拝時の注意について

男女とも身だしなみを整え、正装（スーツなど）で参加し、神前では清らかな気持ちで手を合わせましょう。参拝時には、学章（バッジ）を忘れずに！また、参進中は、私語を慎み心静かに参拝しましょう。

● 神宮参拝（月例神宮参拝）時の集合場所内宮



食堂・コンビニ・売店

昼食にはリーズナブルなメニューが揃う食堂やお弁当販売。学生生活には欠かせないコンビニ、売店。みなさんお気軽にご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状況により営業形態や提供メニューが変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

食堂 (1F・2F (株)魚国総本社)

バラエティーに富んだメニューで、安くておいしい、更に安心できる食材を使った食事を提供しています。

また、1階の一角にはステージがあり、それぞれの階に放送設備が完備され、イベント等の利用もできます。

イベント等で施設を利用したい場合は、必ず事前に学生担当へ申請してください。

● 利用時間 月～金 11:00～14:00

- ※各階に設置された券売機で、食券を購入してください。
- ※毎月の営業日程については、倉陵会館入口で確認してください。

1階は、アラカルトメニューをメインに、組合せ自由な料理を提供しています。

日替わり丼、麺類、メイン料理とごはんセットなど、その日の気分で楽しめます。

また、定番カレーはセルフで好きな量だけ盛り放題のK-カレーをご提供します。

2階は、定食を中心とした料理を提供しています。

懐かしいおふくろの味が楽しめる「おふくろ定食」、日替わりでボリュームがある「ボリューム定食」など、地域の食材を使ったコラボ企画も人気メニューです。

食堂・コンビニ・売店の営業日程及び学食メニューは、公式ホームページ（キャンパスライフ）で、公開しています。

コンビニ (ファミリーマート)

お弁当や飲み物をはじめ、デザート類や日用品なども豊富な品揃えで充実しています。

イートインスペースもあり、ちょっと空いた時間やクラブ帰り等に人気のスペースです。

また、ATMが設置されており、電子マネー、荷物の発送・受取り等もできます。

● 利用時間 月～金 8:00～19:00

土 8:00～13:30

- ※営業日については、店舗前にある掲示で確認してください。

売店 (丸善雄松堂株)

書籍、参考書、学用品等を販売し、皆さんのバックアップをしています。

● 利用時間 月～金 9:00～17:00

土 9:00～13:30

- ※営業日については、店舗前にある掲示で確認してください。

● 販売品目

- 書籍 新刊、文庫、新書、辞典、専門書、資格試験書、教科書、参考書、雑誌など
※注文による取り寄せも可能です。
- 文房具類 筆記用具、ノートなど
- その他 学章、飲み物・おにぎり・弁当・お菓子など

学内でのお弁当等販売

通常講義の期間中に限り、下記のとおりお弁当・パン等を販売しています。

販売業者	販売場所	販売時間
三恵 (300円弁当)	2号館前	月～金 12:00～13:00 ※休日・祭日は休み
がんばり屋弁当 (300円弁当)	4号館前	月～金 12:00～13:00
えりはら (パン)	6号館 1Fロビー	第4金のみ 12:00～13:00
かまどや (弁当)	7号館前	月～金 12:00～13:00
FOLK FOLK (コーヒー等とデザート)	7号館前	木 12:00～14:00
饗 (弁当)	倉陵会館2F	火・木 12:00～13:00

※売り切れ次第終了となります。

アルバイト・下宿・学生寮・皇學館 クラブ合宿所

遠方の学生にとって、生活の基盤となる下宿や寮は大きな課題です。そこで本学では信頼のおける下宿先や体制の整った学生寮を紹介し、しっかりとサポート!また、アルバイトの紹介も随時行っているので、掲示板の募集などを参考にしてください。

アルバイト

学生担当では希望するみなさんに対し、アルバイトの情報を提供を行っています。

大学に求人依頼のあったもののうち学生担当で適当と認められたものは、2号館2階口ビー掲示板で紹介しています。

● 主なアルバイト内容と平均収入

職 種	賃 金 (時給)
販 売・軽 作 業	910～1,000 円 程度
家 庭 教 師	1,500～2,000 円 程度

下宿について

下宿の紹介は、皇學館サービス株式会社に委託しています。皇學館サービス株式会社は、学校法人皇學館の100%出資会社で、信頼できる業者と提携を結んでおり、皆さんの希望に応じた物件探しをお手伝いします。

皇學館サービス株式会社は、9号館1階にあります。気軽に訪ねてください。

● 大学周辺の下宿の目安 (ワンルーム・1Kタイプ)

30,000円～55,000円 (月額)

※年度の途中で下宿を変更した場合、すぐに学生担当に住所変更を申し出てください。

学生寮

本学の寮は、建学の精神に基づく教育寮(男子:精華寮、女子:貞明寮)であり、師友間の礼節を重視しつつ、集団生活を通じて、相互に助け合い、苦楽を共にすることにより社会性、協調性等、社会人として必要な人間形成等を目指します。寮長が原則常駐し訓育指導にあたり、また1、2年生のクラス担任がアドバイザーとして班単位での相談、助言を実施し、規則正しい生活をサポートします。

学生寮への入寮は、教育寮として理解した希望者の中から、大学が入寮者を選考します。

入寮期間は原則2年間(1年毎の更新制 ※1)です。(寮

の規則に違反した場合は、退寮処分となります。)

なお、寮は、茶髪、ピアスは禁止で、喫煙者(未成年、成人関係なく)は入寮できません。入寮後、喫煙行為が判明した場合は、退寮処分となりますのでご了承ください。

※1 次年度の入寮条件を確認して頂いた上で、更新希望願をご提出頂き、前年度の入寮状況により、更新を許可いたします。

● 精華寮(男子寮)

キャンパスの東端に位置し、近くには松尾観音、伊勢市営球場を含む倉田山公園があります。教室棟まで徒歩7～8分です。

所在地 〒516-0014 伊勢市楠部町139
電話 0596 (22) 3077

収容定員……110名

命名の由来

「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス…」以上の教育勅語の冒頭の「國體ノ精華」より精華寮と名付けられました。

精華寮寮歌

作詞者: 潮千別氏

神宮皇學館本科36回(昭和2年)卒。

作曲者: 須川政太郎氏。当時(大正14年)彦根高等女学校教諭。その前には鹿児島師範学校教諭をしておられ、第7高等学校寮歌「北辰斜めに」の作曲もされました。

● 貞明寮(女子寮)

平成31年4月から精華寮と同一敷地内・別棟で統合し、建物は精華寮の南寮をリニューアルした上で旧貞明寮を移転し、女子の貞明寮として使用しています。

リニューアルの内容は、南寮に女子学生専用の玄関、管理室ならびに食堂・浴室を新設し、学生の生活空間は男女を完全に分けた形で設けています。また女子寮には収納スペースを補完するロッカールームも設けています。

教室棟まで徒歩 7～8 分です。

所在地 〒516-0014 伊勢市楠部町139

電話 0596 (25) 8473

収容定員……68名

命名の由来

「倭姫命、垂仁天皇第二皇女也。生而貌甚麗、幼而聡明叡智、意貞潔、通_二神明_一給_{倍利}。」
倭姫命は、垂仁天皇第二の皇女なり。生れまして貌甚麗はし、幼くして聡明く叡智し、意貞潔にして、神明に通じ給へり。

倭姫命は垂仁天皇の皇女で、天照大神を奉じて大和の国から近江や美濃を経て伊勢国へと進み、五十鈴川の川上に大神を鎮座申しあげた方です。その伝記が『倭姫命世記』で、それによると姫は生れつき大変お美しく、幼くして聡明であらせられ、み心は貞潔で神明に通じ給えりと記されています。この「意貞潔通神明」より貞明と名付けられました。(昭和56.1.22、田中卓学長命名)

女子寮寮歌

作詞者：西宮一民氏。神宮皇學館大學予科を経て、昭和24年京都大学文学部を卒業、本学元学長。昭和39年作詞。

作曲者：松岡（旧姓大谷）義和氏。本学第9期生として文学部国文学科を卒業。昭和49年作曲。

貞明寮寮歌

作詞・作曲者：辻（旧姓森）いずみ氏。本学第18期生として文学部教育学科を卒業。昭和56年作詞・作曲。

● 学生寮の1日（スケジュール）

日 課	精華寮（男子）・貞明寮（女子）
起 床	7：00（休日除く）
洗面・清掃	7：00～7：20（休日除く）
朝 拜	7：30（休日除く）
朝 食	朝拜後～8：30（休日除く）
昼 食	11：30～13：30
夕 食	16：30～20：30
入 浴	16：30～21：30
自 習	20：00～22：00 （休日前夜・休日除く）
門 限	22：30
消 灯	24：00

● 学生寮の経費について

学生の経済的負担を軽減できるように配慮しています。

なお、令和4年度の経費は次のとおりです。

入寮費	55,000円（入寮時のみ）
寮 費	1室2名利用 556,000円/年(学期毎2回分割納入 ※2) (内訳：寄宿料 184,000円、光熱水費 92,000円、給食費（1日3食）280,000円 ※3)

※2 寮費の対象期間は、次のとおりとなりますので、ご承知おきください。

春学期：3月29日から8月4日までとなります。

秋学期：9月15日から12月21日まで

1月10日から2月12日までとなります。

※3 給食費は、上記対象期間外に在寮する場合、別途徴収いたします。

皇學館 クラブ合宿所

平成31年4月から競技力・技術力向上及び学生生活の便宜を図るため、旧女子寮を改修し、高校・大学の強化指定クラブ（男子）の学生生徒が入所することができる皇學館 クラブ合宿所を運営します。この合宿所を「もうひとつの教育の場」として捉え、管理人及び各強化指定クラブの部長及び監督等が生活をサポートし、合宿所生活を通して、集団生活での規律、社会人としてのモラル・礼儀作法・マナーを学ぶことができます。

所在地 〒516-0016 伊勢市神田久志本町1716-4

電話 0596 (23) 9316

COLUMN

寮長・寮母・アドバイザー

学生寮には指導にあたるものとして、「寮長」が各寮に原則常駐し、各寮の「寮母」と共に、寮生の親代わりになって相談や助言・指導にあたっています。さらに日頃接する機会が多い1・2年のクラス担任が、「アドバイザー」として、特に班単位での相談・助言を行っています。

精華寮寮歌

潮 千 別 作詞
須 川 政 郎 作曲
河 野 敏 郎 採譜改訂

わかくさもゆるくらたやま
かみよのままに はなもさく
はるりーらんの はなのも と
しんぼう いつか ゆめさめて
むしよの てんを
あおぎて は ゆーしん たかき
こ う が ん じ

- 一、若草もゆる倉田山
春縹乱の花の下
無象の天を仰ぎては
世の喧争を他所にして
思索静けき窓の戸に
誰が歌ふなる懐郷の
三、のこんの星の影うすれ
うは白みゆく朝熊山
胸に玲瓏の気はずみて
四、秋丘寮に月斜め
灯影も淡く夜は更けて
雄魂きたふ益荒夫の
五、嗚呼熱涙と紅血の
水静かなる五十鈴川
丘上高く精華寮
- 神世のまゝに花も咲く
神風一過夢さめて
雄心高き紅顔児
理想に進む若人の
蛍群れとぶ夕まぐれ
調は遠くきこゆなり
楯部の里はさめやら
その崇高やその雄壮
希望の光こゝに湧く
空山落葉声もなし
山田が原の原頭に
故山に夢は遠く飛ぶ
歴史は清く幾千秋
流るゝきはみとこしへに
自治の灯赤し精華寮

女子寮寮歌

西 宮 一 民 作詞
松 岡 義 和 作曲
山 嘉 代 子 移調
(原調ハ長調)

のびやかに
あ か ね さ す
か み し の や ま
す め が む の
み い つ あ お ぎ て
つ ど い こ し
お と め ご わ れ ら
さ よ ら な る
こ こ ろ さ ざ げ む

- 一、あかねさす 神路の山
皇祖神の みいつ仰ぎて
集ひこし 乙女子われら
清らかなる こゝろ捧げむ
- 二、みどりもゆ 倉田の道
先哲の いさをしのびて
分け入りし 乙女子われら
豊かなる みのり求めむ
- 三、とはに澄む 五十鈴の川
友垣の まこと映して
語らふや 乙女子われら
円かなる ちぎり結ばむ

貞明寮寮歌 (昭和56年)

森 いずみ 作詞
作曲

あさひに は える くらたやま
ふるさと の そら を おもいだ し
あすへの きほうを むねに いだき
こころに ちか ー う きよう ー からは
わ ー かい ひかりが きら ー め く せいしゅ
ん ー の ー ひ び

- 一、朝日に映える 倉田山
故郷の空を想い出し
明日への希望を胸に抱き
心に誓う 今日からは
若い光がきらめく
青春の日々
- 二、心安らぐ 五十鈴川
友と語らうひとときも
清き心で真理を求め
手をとり歩む 一つの日も
優しい涙あふれる
青春の日々
- 三、神風の吹く 伊勢の国
歴史の告げる尊さと
生きる幸せをかみしめながら
大切にしよう このときを
明るい歌声ひびく
こゝは貞明寮

応援歌の由来

本応援歌は、平成三十年の夏に大学の発意により、作曲を高橋摩衣子先生、作詞を大島が担当することとなった。まず歌詞ができて高橋先生が三曲を作られた。関係者に試聴してもらったところ、いずれも素晴らしいということで、三曲とも収録することになった。それぞれの曲に合わせて歌詞にも少し手が加わっているが、元来は一つの歌詞である。第一には「伝統」、第二には「栄光」、第三には「飛翔」の副題が付いている。全学生に送る応援歌である。(大島信生記)

皇學館大学応援歌第一(伝統) 大島 信生 作詞
高橋摩衣子 作曲

♩=110

一、晴れ渡る空 倉陵に
我が青春の 心は躍る
いざ立ち上がれ 若人よ
夢に向かつて 走り出せ
その名高き 皇學館
皇大 皇大 皇大 われらが皇學館

二、神風の吹く 伊勢の地に
我が青春の 心はたぎる
いざ奮い立て 若人よ
栄光めざし ひと走れ
精華放つ 皇學館
皇大 皇大 われらが皇學館

三、雲一つなき 日の本に
我が青春の 心は熱し
いざ戦わん 若人よ
勝利信じて 突き進め
精鋭集う 皇學館
皇大 皇大 われらが皇學館

(間奏)

※学校法人皇學館は、本作品の著作権者であり著作権者です。

皇學館大学応援歌第二(栄光) 大島 信生 作詞
高橋摩衣子 作曲

♩=160

一、晴れ渡る空 倉陵に
我が青春の 心は躍る
いざ立ち上がれ 若人よ
夢に向かつて 走り出せ
その名も高き 皇學館
皇大 皇大 われらが皇大

二、神風の吹く 伊勢の地に
我が青春の 心はたぎる
いざ奮い立て 若人よ
栄光めざして ひと走れ
皇大 皇大 われらが皇大
精華を放つ 皇學館

三、雲一つなき 日の本に
我が青春の 心は熱し
いざ戦わん 若人よ
勝利信じて 突き進め
皇大 皇大 われらが皇大
精鋭集う 皇學館

(間奏)

※学校法人皇學館は、本作品の著作権者であり著作権者です。

皇學館大学応援歌第三(飛翔) 大島 信生 作詞
高橋摩衣子 作曲

♩=156

一、晴れ渡る空 倉陵に
我が青春の 心躍る
いざ立ち上がれ 今こそ若人よ
夢に向かい 走り出せ
明日に向かつて 走り出せ
その名高き 皇學館
おお皇大 皇大 われらが皇大

二、神風の吹く 伊勢の地に
我が青春の 心たぎる
いざ奮い立て 今こそ若人よ
栄光めざして ひと走れ
明日をめぐして ひと走れ
精華を放つ 皇學館
おお皇大 皇大 われらが皇大

三、雲一つなき 日の本に
我が青春の 心熱し
いざ戦わん 今こそ若人よ
勝利信じて 突き進め
明日を信じて 突き進め
精鋭集う 皇學館
おお皇大 皇大 われらが皇大

(間奏)

※学校法人皇學館は、本作品の著作権者であり著作権者です。

神社参拝の作法

神社に参拝する上で最も大切なことは、^{つつし}慎みと^{うやま}敬いの「心」を以て神前で感謝し、あるいは^{きねん}祈念することです。その「心」の表れとして、参拝の「形」が定められています。参拝の「形」を習得することによって、はじめてそこにこめられた「心」も生きてきます。ここでは、本学学生として最低限身につけるべき神社参拝の基本的な作法を解説します。

(1) 神域参入

神社の入口には、鳥居が建てられており、そこから内側が神域です。鳥居をくぐる前に立ち止まり一礼し、また、退出するときも一礼します。ただし、団体参拝の場合はこの一礼を省略することがあります。

神域に参入したら私語を^{せいじやく}慎み、静粛に参進してください。

(2) 手水

参拝にあたって、心身ともに清浄になるために手を洗い口を漱ぐことを「手水」と言い、禊の行事を簡略化したものです。その作法は、

- 1、右手で^{ひしゃく}柄杓を取り、水を汲み左手を洗う。(写真①)



- 2、柄杓を左手に持ちかえて、右手を洗う。(写真②)



- 3、再び右手に柄杓を持ちかえて、左手の^{てのひら}掌に水を受けて溜め、その水で口を漱ぐ(写真③・柄杓を直接口につけないようにする)。



- 4、漱ぎ終わったら柄杓の水をもう一度左手に流す。
- 5、最後に柄杓を立てて、水を柄の部分に流し、元のところに伏せて置く。

(3) 拝礼の作法 (立礼)

拝礼の仕方は、古来さまざまな作法がありますが、再拝(二拝)二拍手一拝の作法が今日一般的であり、正式とされています。

- 1、両手の^{てのひら}掌が、^{ひざがしら}膝頭を^{おお}覆うあたりまですり下げながら、背を平らにし、腰を九十度折り(写真④)、一呼吸ほどして、両手の掌が^{ふともも}腿の中程にくるまで上体を起こし(写真⑤)、再び拝をして起き上がる。



- 2、両手を胸の高さで合わせ(写真⑥)、右手を少しすり下げ、肩幅ぐらい開いて(写真⑦)二拍手し、手を合わせる。



- 3、最後にもう一度、拝をする。

(4) 玉串拝礼の作法（立礼）

神社に正式参拝するときには、榊の枝に紙垂や麻苧をつけた玉串を奉って拝礼します。その次第は、

- 1、小揖（玉串を持ったまま、十五度の礼）
- 2、進行（左右左と三歩進む）
- 3、深揖（玉串を持ったまま、四十五度の礼）
- 4、玉串を持ち替えて奉る
- 5、再拝（二拝）
- 6、二拍手
- 7、一拝
- 8、深揖
- 9、逆行（右左右と三歩退く）
- 10、小揖

となりますが、参列者は、5・6・7の作法のみ代表者にあわせて行います。代表者の作法は次の通りです。

- 1、右手で玉串の枝元を上からとり、左手で中程を下から支え、胸の高さにやや左高に、少し腕を張って持つ（写真⑧⑨）。



- 2、玉串を持ち替えるには、まず玉串の先を時計回りに九十度回す（写真⑩）。

- 3、次に、左手を下げて枝元を両手で持ち、祈念を込める（写真⑪）。



- 4、玉串をさらに時計回りに回し、右手を離して、玉串の中程を下から支え（写真⑫）、枝元を神前に向け、左手を右手の下に添える（写真⑬⑭）。



- 5、やや進んで、玉串を案（台）の上に奉る（写真⑮）。



- 6、やや退き、再拝二拍手一拝の作法で拝礼する。

【参考】服喪中の神社参拝

服忌期間は地方の風習により様々ですが、「忌」の期間は一般的に次に示す通りです。

- 1、父母・夫・妻・子…………… 五十日
- 2、祖父母・孫・兄弟姉妹…………… 三十日
- 3、曾祖父母・曾孫・甥・姪・叔伯父母…………… 十日
- 4、その他の親族…………… 三日
- 5、配偶者の親族については、前項を一項づつ繰り下げた日数による。

キャンパスライフQ&A

期待に胸をふくらませた憧れの大学生活がスタート。しかし、実際は何もかもが初めてで、疑問や不安に思うことが次から次へと出てくるはず。そんな悩みや問題にぶつかったら、まずこのページを見てみよう。参考になる答えが見つかるかもしれません。

こんなとき		どこへ	備 考
Q	学生証をなくした	学 生 担 当	再発行手続きが必要です。(詳細は P.17 参照)
Q	交通事故にあった	学 生 担 当	警察・保険会社・保護者に連絡をした後、学生担当へ連絡してください。
Q	落とし物をした・拾った	学 生 担 当	拾得物の保管期間は3ヶ月です。各教室に設置されている落とし物入れも確認してください。
Q	台風・交通ストの時	教 務 担 当	暴風警報が発令されているとき、交通ストなどが行われているときは、休講になることがあります。(詳細は「履修要項」参照)
Q	各種証明書が欲しい	教 務 担 当	(詳細は学生手帳 P.82 参照)
Q	教室・体育館・グラウンド等施設を利用したい	学 生 担 当	仮予約後、1週間前までに施設使用願を提出してください。(詳細は P.124 参照)
Q	パソコン・ビデオカメラ等を借りたい	受 付	受付は、記念講堂1Fにあります。
Q	クラブ・サークルを設立したい	学 生 担 当	窓口にて手続き方法を説明します。
Q	アルバイトをしたい	学 生 担 当	(詳細は P.50 参照)
Q	下宿・アパートを探している	皇學館サービス株式会社	(詳細は P.50 参照)
Q	教員免許など、資格について聞きたい	教 務 担 当 教職支援担当	専門科目の履修が必要です。(詳細は「履修要項」参照)
Q	教員・保育士の実習について知りたい	教職支援担当	専門科目の履修が必要です。(詳細は「履修要項」参照)
Q	科目の履修や試験について知りたい	教 務 担 当	掲示などで連絡します。
Q	退学・休学をするとき	教 務 担 当	窓口にて手続き方法を説明します。
Q	保証人の変更・住所が変わった	学 生 担 当	保証人変更届・保証人住所変更届が必要です。(詳細は学生手帳 P.86 参照)
Q	悩みの相談をしたい	学 生 相 談 室	(詳細は学生手帳 P.79 参照)
Q	気分が悪くなった・ケガをした	保 健 室・ 学 生 担 当	(詳細は P.33 参照)
Q	就職活動や就職支援について知りたい	就 職 担 当	(詳細は P.40 参照)
Q	教員・保育士の採用試験・就職について知りたい	教職支援担当	(詳細は P.41 参照)
Q	神社就職・神社奉仕について知りたい	神 職 養 成 部	(詳細は P.42 参照)
Q	地域貢献活動をしたい	地 域 連 携 推 進 室	窓口にて参加方法を説明します。
Q	留学したい・外国人と交流したい	国 際 交 流 担 当	(詳細は P.24 参照)

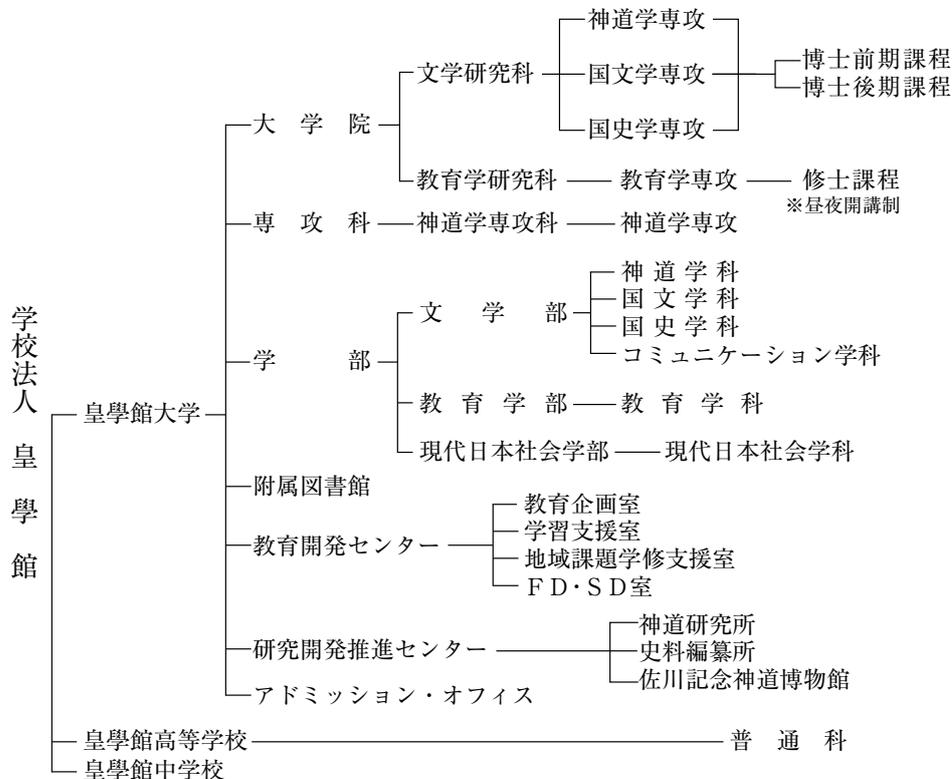
大学の組織・規程

CONTENTS

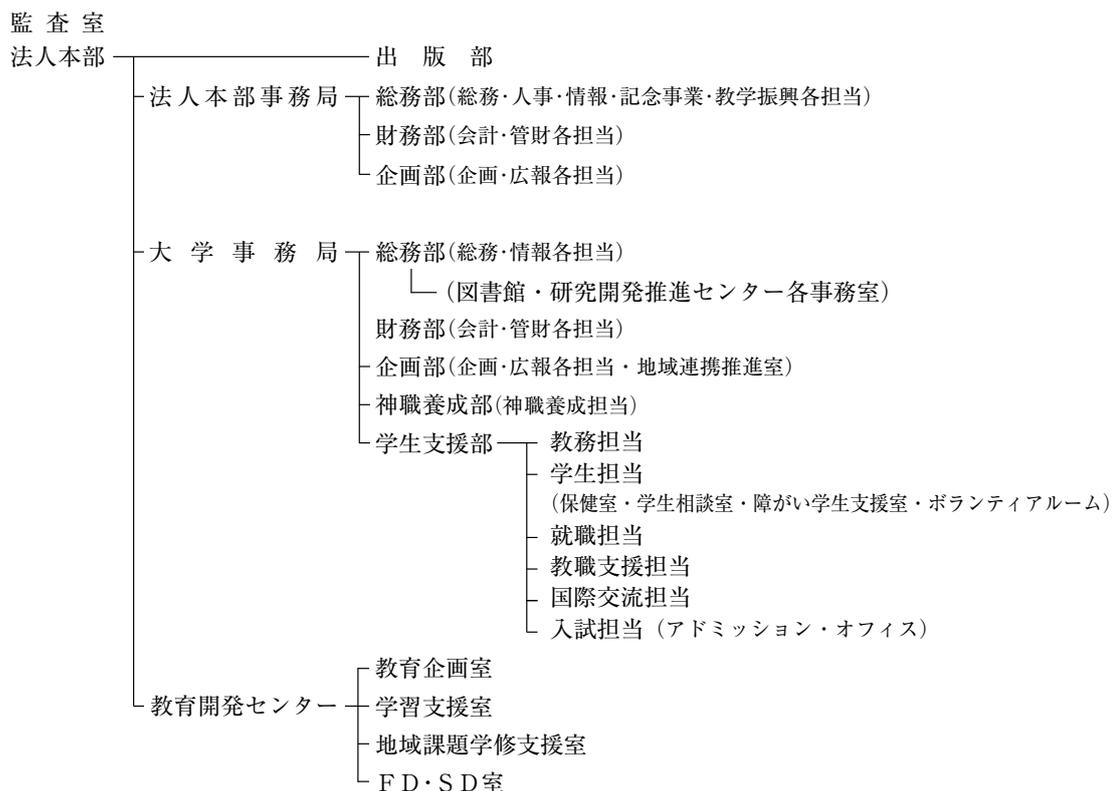
学園および事務組織	58
教育研究組織・施設	59
大学院	59
専攻科	60
学 部	60
附属図書館	61
研究開発推進センター	61
皇學館大学出版部	64
教育開発センター	65

学園および事務組織

学園の組織



大学事務組織



学園および事務組織

教育研究組織・施設

大 学 院

- 文学研究科
- 教育学研究科

沿革と目的

本大学院は、神宮皇學館大学の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とし、昭和41年に文学研究科修士課程（国文学専攻・国史学専攻）を設置しました。その後、昭和48年には博士課程（同）を開設、昭和56年の大学院制度改革に伴い大学院博士課程（前期・後期）と改称、平成2年には修士課程（神道学専攻）を設置しました。

博士前期課程・修士課程においては、各専門領域について広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業に必要な能力を養うことを目的としています。博士後期課程においては、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力、およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。

また、平成10年に社会福祉学部が名張学舎に開設されたことに伴い、その基礎の上に平成14年社会福祉学研究科修士課程（社会福祉学専攻）が設置されました。（平成24年3月廃止）

さらに、今日の我が国の社会的状況を鑑み、併せて地域社会や卒業生の要請に一層応えるため、平成16年文学研究科博士後期課程神道学専攻ならびに文学部を基礎とした文学研究科修士課程教育学専攻を設置、平成24年度には教育学専攻を独立させ、高度な実践教育を重視した教育学研究科を開設しました。社会に開かれた大学院として、教育現場で指導的役割を果たす高度専門職業人を育成することを目的としています。

● 文学研究科

特 色

1. 神道学・国文学・国史学各専攻により構成されている研究科であって、わが国の伝統的文化の究明とその発揚に主眼を置いています。
2. 校地は神宮の鎮まります清浄閑静な伊勢の地にあり、本学の設立の主旨からも本学と神宮とは密接な関係にあることから神道・国文・国史の研究には絶好の位置と環境にあります。

3. 学会の碩学と中堅の教授陣が、緊密な協力のもとに研究と教育を進め、学生の指導については、各教員の専門分野に応じ徹底した個人教育を期しています。
4. 神道学、国文学、国史学の各分野における豊富な貴重文献・資料を所蔵し、また学界の至宝とされている神宮文庫および徴古館を直接利用することができます。
5. 博士前期課程については、有職者等を対象に長期履修制度を設けています。

修業年限

博士課程	神道学専攻	} 5年
	国文学専攻	
	国史学専攻	

※ただし前期2年（長期履修の場合3年～4年）および後期3年（長期履修の場合4年～6年）の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取り扱います。

学位の授与

博士前期課程修了者には皇學館大学修士（文学）、博士後期課程修了者には皇學館大学博士（文学）の学位がそれぞれ授与されます。

● 教育学研究科

特 色

1. 教育学専攻により構成されている研究科であって、わが国の伝統的文化の究明とその発揚を基にした教育研究に主眼を置いています。
2. 校地は神宮の鎮まります清浄閑静な伊勢の地にあり、本学の設立の主旨からも本学と神宮とは密接な関係にあることから教育学の研究には絶好の位置と環境にあります。
3. 学会の碩学と中堅の教授陣が、緊密な協力のもとに研究と教育を進め、学生の指導については、各教員の専門分野に応じ徹底した個人教育を期しています。
4. 教育学専攻においては、現職教員などの社会人受け入れを可能とするため昼夜開講制を導入、現代の教育上の諸問題に対する臨床的実践力に重きを置いた教育研究を行い、総合力・応用力を有する高度職業人としての教員の養成、実践的な教育研究者の養成、指導的教員の養成をめざします。

修業年限

修士課程

教育学専攻2年（長期履修の場合3年～4年）

学位の授与

修士課程修了者には皇學館大学修士（教育学）の学位が授与されます。

専攻科

- 神道学専攻科

● 神道学専攻科

沿革と目的

神道学専攻科は、本学建学の精神に基づき、学部学科の基礎の上に神道学を教授し、その研究を指導することを目的として、各方面の強い要望により昭和56年に設置しました。日本の歴史・伝統の核心である神道の、高度な専門的教育研究機関ですが、神職課程をおき、将来指導神職となる素地を養うことを目的としています。

修業年限

神道学専攻科——神道学専攻——1年

資格

専攻科を修了、並びに神職課程（専攻課程Ⅰ類）の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者には、無試験検定により神社本庁より正階の階位が授与され、教育機関で取得できる最高位「明階」の取得資格を得ることができます。

※大学院・専攻科に関する詳細は、『履修要項』をご覧ください。

学部

- 文学部
- 教育学部
- 現代日本社会学部

昭和37年に再興・開学した本学は、神宮皇學館・神宮皇學館大學の建学の精神を継承し、少人数制による教育研究を目的として、文学部国文学科・国史学科の2学科から発足しました。同50年に教育学科、同52年に神道学科を設置。さらに平成10年4月、地域の要請を受けて名張市に社会福祉学部を開設、同12年4月には、文学部にコミュニケーション学科を設置しました。平成20年4月、教育学部を開設、社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉学専攻、こども福祉学専攻を設置。平成22年4月、社会福祉学部を改組して、現代日本社会学部に現代日本社会学科を設置しました。

● 文学部

神道・国文・国史・コミュニケーションの4学科からなり、「日本の文化」を基本に、社会で役立つ実用的な力を育みます。さらに神職・教員・図書館司書・司書教諭・博物館学芸員・GIS学術士・公認心理師（学部プログラムのみ）・認定心理士の資格・免許を取得する各種課程を設置しています。

修業年限

神道・国文・国史・コミュニケーション
各学科——4年

● 教育学部

教育をめぐる社会環境が大きく変化したことで、より多様で高度な人材を養成するために文学部教育学科が改組され、教育学部教育学科が設置されました。教育課程は共通科目、専門科目から編成され、2年次からは学校教育コース、幼児教育コース、スポーツ健康科学コース、特別支援教育コースの4コースに分かれ専門的に学習していきます。そして、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭一種免許状、保育士資格等の取得が可能となります。

修業年限

教育学科——4年

● 現代日本社会学部

建学の精神と大学の目標を実現するために、「経営革新」「地域創生」「福祉展開」「文化発信」という四つのコースを核とした教育を行って、現代日本の諸問題に主体的、創造的に対応できる実践力と即応力を養い、社会の各領域においてリーダーとして貢献できる幅広い職業人を育てることを目指しています。

教育課程は共通科目と専門科目から成り、本学部生は、専門科目に含まれている「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「発展科目」を順次学んでいく中で、上記の四分野の中から自らが学びを深めたいと考える分野を決め、卒業研究をまとめ、就職先を選んでいくことになります。

他方で、「実習科目」の中にある「産業社会実習」で職業体験をし、「茶道」、「礼法」、「能」で日本の伝統文化を身につけ、体現できるようにしていきます。

本学部で取得できる資格は、社会調査士、社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格、身体障害者福祉司任用資格、知的障害者福祉司任用資格、児童指導員任用資格等です。

修業年限

現代日本社会学科——4年

附属図書館

資料の概要

図書館には、約44万冊の資料があり、各学科に関連する専門書を中心に、一般教養書や逐次刊行物を所蔵しています。さらに特別資料として、中世から近世の古文書、本居宣長・新井白石といった近世の国学者や儒学者の書状や三重県に關係する文人の短冊等を収集しています。また国文学資料を中心とした澤瀉久孝文庫、歴史資料を中心とした久保田収文庫、国語学・言語学を中心とした北岡四良文庫、中国關係書を中心とした大庭脩文庫及び旧皇學館所蔵の資料といった貴重な資料を所蔵しています。これらの貴重資料については、神道博物館において展示し、実物に接してもらう機会等を設けています。

図書館では、学術研究の中心的な施設としてみなさんに活用してもらうため、その充実・発展に努めています。

利用については、P.36~37参照。

研究開発推進センター

- 神道研究所
- 史料編纂所
- 佐川記念 神道博物館
- 館史編纂業務

本センターは、神道研究所、史料編纂所、佐川記念神道博物館及び館史編纂業務を一元的に運営するとともに、新たな研究プロジェクトを推進します。附置研究機関等における全学的な研究計画を立案、推進し、研究展開及び成果の発信を行います。社会から本学に期待されている新たな研究教育機能を果たすと同時に、このことを通じて本学の建学の精神を闡明・具現化し、もってそれを将来にわたって強固なものにすることを担っています。

また、定期刊行物として『皇學館大学紀要』・『皇學館大学研究開発推進センター年報』・『皇學館大学研究開発推進センター紀要』を刊行しています。

● 神道研究所

沿革

昭和48年4月に文学部附属の研究所として設置され、同53年4月に大学の附置研究所として機構が拡大されて今日に至っています。

目的及び事業

神道は、日本の社会・文化のなかで発生し、古くから受け継がれてきた日本民族固有の神信仰に根ざした精神の営みともいえます。個別的な宗教ではなく、また偏狭なイデオロギーでもありません。それは豊かな歴史と伝統に育まれ、様々に結実・開花した日本文化の核をなしています。

今日の国際化時代において、日本の伝統的な文化への関心がたかまりつつあります。その核にある神道をグローバルな視点から再検討し、その本質を深く研究することは、国際化からの要請に応えるばかりではなく、あらたな時代に向かって新しい文化を創造するための基礎を築くことに他なりません。

本学は伊勢の地における学問の伝統を継承して創立されて以来、神道の学問的研究を使命としてきました。本研究科は、この神道研究の一層の充実をめざし、内外の要請に応えるため創設されました。

これにより、神道に関する高度の研究活動・研究者の育成・研究成果の公表・内外の研究機関との学術交流をもって斯界の発展興隆に寄与することを目的とし、以下の事業を行っています。



(1) 神道に関する調査研究

本学が神職養成機関として創立された歴史の流れを汲み、神道に関する高度な学術研究を行っています。その活動は「総合研究」と「部門別研究」に大別され、総合研究は皇室祭祀・神宮祭祀の2つ、部門別研究は神道思想、祭祀、神道史、宗教・民俗、文学・芸術の5つを掲げています。

(2) 研究成果の発表、刊行

【単行書】『大嘗祭の研究』（皇學館大学出版部、昭和53年）、『続大嘗祭の研究』（皇學館大学出版部、平成元年）、『訓讀註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』（思文閣出版、平成24年）

【神道書目叢刊】一『神宮文庫所蔵垂加神道橋家神道關係書目録』（昭和56年）、二『賀茂別雷神社三手文庫今井似閑書籍奉納目録』（昭和59年）、三『岡田磐齋・盤鎮父子蔵書目録』（昭和60年）、四『岡部春平著述目録 堅室著書一覽』（昭和62年）、五『谷秦山・垣守・眞潮三代蔵書目録『秦山書目』』（平成元年）、六『林崎文庫・鹽竈神社 村井古巖奉納書目録（上）』（平成6年）、『林崎文庫・鹽竈神社 村井古巖奉納書目録（中）』（平成7年）、『林崎文庫・鹽竈神社 村井古巖奉納書目録（下一）』（平成11年）、『林崎文庫・鹽竈神社 村井古巖奉納書目録（下二）』（平成12年）、七『山内文庫 谷秦山・垣守・眞潮關係書目録』（平成20年）

〔神道資料叢刊〕—『神祇譜傳圖記』（昭和63年）、二『太神宮参詣記』（平成2年）、三『住吉大神宮祝詞』（平成3年）、四『足代弘訓未公刊史料集』（平成5年）、五『御巫清直未公刊資料集—神宮神事考證拾遺—』（平成8年）、六『吉川神道関係史料 津軽藩斎藤家文書』（平成9年）、七『佐々木弘綱年譜—幕末・維新时期歌学派国学者の日記—（上）』（平成10年）、『佐々木弘綱年譜—幕末・維新时期歌学派国学者の日記—（中）』（平成19年）、『佐々木弘綱年譜—幕末・維新时期歌学派国学者の日記—（下）』（平成22年）、八『新校 本朝月令』（平成14年）、九『鈴木重胤紀行文集（一）』（平成15年）、『鈴木重胤紀行文集（二）』（平成18年）、『鈴木重胤紀行文集（三）』（平成21年）、『鈴木重胤紀行文集（四）』（平成30年）、十『日本書紀私見聞』（平成16年）、十一『神三郡神社参詣記』（平成17年）、十二『藺田守宣未公刊資料集』（平成23年）、十三『垂加神道未公刊資料集（一）』（平成24年）、『垂加神道未公刊資料集（二）』（平成28年）、十四『小津久足紀行集（一）』（平成25年）、『小津久足紀行集（二）』（平成27年）、『小津久足紀行集（三）』（平成29年）、『小津久足紀行集（四）』（平成31年）、十五『谷秦山・垣守資料集』（平成25年）、十六『松田雪柯在郷日記』（令和2年）、十七『櫟陰記 上』（令和3年）、『橋家神道未公刊資料集 一』（令和4年）

〔その他の刊行物〕『皇學館大学研究開発推進センター 神道研究所所報』（昭和50年に創刊し、第86号で終刊）、『皇學館大学研究開発推進センター 神道研究所紀要』（昭和60年に創刊し、第30輯で終刊）

- (3) 講演会・シンポジウムなどの開催
公開学術講演会や公開学術シンポジウムなども開催しています。
- (4) 内外の研究機関および研究者との交流、資料の収集
- (5) 神道思想の普及、啓発

利用案内

- (1) 場所：佐川記念神道博物館内
- (2) 図書・資料の閲覧：事務室にお申し出ください。
ただし、史・資料の閲覧は事前申請が必要です。
- 閲覧時間 平日 9時30分～12時30分
13時30分～16時50分
土曜 9時30分～12時30分
- (3) 図書・資料については、神道関係の図書・雑誌・資料を中心として、その他関連諸学の領域にも及びます。また、大神宮故事類纂・社寺取調類纂・神社新報・中外日報・三重史談会会報等のマイクロフィルムを有しています。また特色あるものとして、岡田米夫氏寄贈図書資料（神宮・神社・神道思想関係）、柳家寄贈図書（神宮・神道関係）、原田敏明先生旧蔵每文社文庫（神宮・神社・神道・宗教外国語文献等）等があります。

● 史料編纂所

沿革

昭和50年2月に国史学科附設の研究機関として発足した史料編纂室を母体に、同53年4月大学附置研究所「史料編纂所」となり、機構も整備拡充されて今日に至っています。

目的

本編纂所は、本学建学の精神に則り、わが国の歴史と文化を究明するため、これに必要な史料の蒐集、研究及び編纂を行い、学界の発展興隆に寄与することを目的としています。

事業

現在、専任所員・共同研究員で、以下の事業を行っています。

(1) 史料の蒐集・編纂

次の4部門で、史料の研究編纂事業を進めています。

- 第1部門六国史編年史料—六国史に記された時期の記録や文書などを網羅的に集めた編年史料集の作成。
- 第2部門神宮史料（神宮史料の編纂）—神宮に関する未公開・未刊行史料の調査や蒐集をして、『神宮御師資料』などの編纂。
- 第3部門明治史料（香川家文書の整理編纂）—明治期に皇后宮大夫などとして宮中で重きをなした香川敬三関係史料（約2万5千点）の整理編纂。
- 第4部門考古資料（鈴木敏雄氏遺稿旧蔵資料の整理編纂）—三重県下の考古学発展に大きく貢献した鈴木敏雄氏の遺稿旧蔵資料（約3万点）の整理編纂。

(2) 研究・編纂成果の発表及び刊行

- 研究成果—『皇學館大学研究開発推進センター 紀要』等で発表
- 編纂図書—『續日本紀史料』全20巻、『神宮御師資料』第1～9輯、『香川敬三履歴史料』、『鈴木敏雄氏遺稿旧蔵資料目録』正・続編、『公卿補任年紀編年索引—自文武天皇元年至延暦十年—』、『東大寺要録編年索引』、『創立十周年記念皇學館大學史料編纂所論集』、『神宮皇學館及び神宮皇學館大學発行雑誌類所収の学術論文目録』、『増補桃垣葉—數田年治書簡及び関係文書—』、『福富家文書—野津本「北条系図・大友系図」ほか』ほか。

(3) 公開講演会（年1～2回）・公開講座（9月下旬、学内外の方々を対象）・古文書を読もう（年5回）・史料展（所蔵・寄託資料の展覧）の開催。

(4) 内外の研究機関との交流及び研究生の受け入れ

利用案内

- (1) 場所：3号館4階
- (2) 図書・資料の閲覧：特に申し出があった場合に許可します。
 - 閲覧時間 平日 9時30分～12時30分
13時30分～16時30分
土曜 9時30分～12時30分
- (3) 図書・資料については国史学関係の図書・資料・調査報告書・学術雑誌を中心に、約2万3千冊、この他、六国史や律令格式の古写本の写真版及びマイクロフィルム、旧外宮御師福島御塩焼大夫文書、福富家文書（豊臣秀吉朱印状ほか中世～近代文書）、北岡四良氏旧蔵文書（志摩国関係近世文書）、石村吉甫氏旧蔵資料（神祇関係典籍類）、鈴木敏雄氏遺稿旧蔵資料、佐野大和氏旧蔵図書（考古学関係図書）を所蔵しています。寄託借用のものに、敷田家文書があります。

● 佐川記念 神道博物館

沿革

大学附属の博物館として平成元年4月1日に発足しました。

その後、開館のための準備をへて、同4年10月26日開館し、11月1日より一般に無料で公開されています。

目的

当博物館は、建学の精神にのっとり、日本文化の核としての神道を基盤とした歴史・伝統・文化を正しく理解し、その発展と継承に資することと同時に、博物館学芸員課程の基礎実習等の資格取得を目指す学生の実践的教育の場としても利用されることを目的としています。



事業

上記目的を達成するため、下記の事業を行っています。

- (1) 資料の収集及び保管
特殊神饌模型、神道関係資料、郷土資料、我が国の美術・考古・歴史・民俗等に関する資料等の収集及び保管をしています。
- (2) 資料の調査並びに研究
所蔵資料の調査及び周辺諸分野の研究を推進しています。

(3) 展示

所蔵資料を、特殊神饌・神道と神社・神社の祭祀（まつり）・郷土（濱地文平蒐集考古資料・伊勢千束屋歌舞伎資料）等、分野に従い展示しています。

(4) 本学学芸員課程に関わる必要課目の提供

本学博物館学芸員課程学生のための実習教育の場として、3年次生は主に基礎実習を、4年次生には基礎実習を応用した各種実習の場としても利用されています。

(5) 啓発・普及

一般の人々や研究者、他の博物館・研究施設等との交流、神道についての啓発、所蔵資料と関係諸科学の普及のため印刷物の刊行を行っています。また、教養講座（年4回開催）・夏休み親子教室（夏休み期間中2回）等（いずれの講座も参加費無料）も開講しています。

利用案内

(1) 開館時間

平日 9時30分～16時30分
ただし、入館は16時まで
土曜日 9時30分～12時30分
ただし、入館は12時まで

(2) 休館日

日曜日、国民の祝日（授業実施日は開館）、年末年始、創立記念日（4月30日）、大学休業日、当館が特に必要と認められた日（臨時休館日）

(3) 見学の方法

- 博物館事務室カウンター前に置かれている入館者名簿に、氏名・学年・学科名を記入のうえ、自由に見学してください。この時、携帯の荷物は貴重品以外ロッカーに入れてください。（原則として展示室には荷物を持ち込まないでください。）
- 資料の特別観覧及び図書の閲覧等は、所定の申込手続きが必要です。希望の学生は、博物館事務室に申し出てください。

皇學館大学出版部

本学では昭和42年12月以来、出版部を設けて、学術図書・啓蒙図書・教科書・参考書の刊行を行っています。

いずれの刊行物も学界などにおいて大きな注目を受けて今日に至っていますが、各界の注目と期待の最大の理由は、学術書・啓蒙書の別なく、建学の精神を根底にしているからです。

その特色は、学界最新の研究成果をできるだけ公平にとりいれ、透徹した史観で記述されていること。着実綿密な文献考証の上に組み立てられていること。伝統を精密に掘り下げつつ、現代的な広い視野と清新な方法で叙述されていること。祖国の精神再興のため、心血をそそいで執筆されていること等です。

今日までに刊行されたものは、学術書、論文集、資料集、索引、目録等、多岐に渡っており、毎年開催している月例文化講座等の講演を元にした講演叢書は180冊余り刊行しています。

●『式内社調査報告』全25巻（文部省出版助成図書）

式内社研究会（名誉会長瀧川政次郎・会長田中卓）編纂による『式内社調査報告』は、2,800社に及ぶ全国に鎮座する式内社の所在・祭神・由緒・論社・現状等について多数の学者を動員して、総合的に調査研究した一大集成で、『特選神名牒』を遥かに凌ぐ内容で、神社界はもとより、広く読書人にも、高い評価を得ています。

●『續日本紀史料』全20巻

（本学創立130周年・再興50周年記念事業）

日本史学の上に『大日本史料』のもつ重要な意義と役割を、続日本紀所収年時代においても果たすことをめざしています。

続日本紀を基本史料として、その所収年代に当たる文武天皇元年から桓武天皇延暦十年まで九代九十五年間の関係諸史料を集成し、編年的に整理編纂しました。

● 出版図書（抄）

大学公式ホームページにて、出版部刊行書籍・講演叢書を掲載しております。ご希望の書籍がありましたら、記念講堂大学本部内出版部で販売しておりますのでお問い合わせ下さい。

皇學館大学史料編纂所編

『神宮御師資料1～9』

平泉 澄著『悲劇縦走』

『少年日本史』

田中 卓著『皇国史観の対決』

神宮祠官勤皇顕彰会

『建武の中興と神宮祠官の勤皇』

荒川久壽男著『新井白石の学問思想の研究』

皇學館大学編『神宮の式年遷宮』

皇學館大学神道博物館篇『続日本の神々』

『続々日本の神々』

田中 卓著『歴史と伝統』

谷 省吾著『神を祭る』

谷 省吾著『神職の立場』

阪本健一著『天皇と明治維新』

皇學館大学神道研究所編『続大嘗祭の研究』

皇學館大学編『伊勢志摩を歩く』

葦津珍彦著『明治維新と東洋の解放』

北岡四良著『復刻近世国学者の研究』

荊木美行著『古代史研究と古典籍』

牟禮 仁著『大嘗・遷宮と聖なるもの』

櫻井勝之進著『伊勢の式年遷宮理由—その由来と理由—』

櫻井勝之進著『伊勢の式年遷宮理由—諸祭・行事—』

笠原正嗣著『日本の企業組織と福祉サービス』

神宮皇學館神道學會編『神路』

宮川泰夫著『文化の深化と地域の革新』

深草正博著『「文化と環境」の教育論』

深川英俊著『就活対策 数学基礎演習』

谷 省吾著『教育と教師』

白山芳太郎著『神道学原論』

岩崎正彌著『日本礼法論 序説』

関根 薫・藤井恭子編著『社会調査の基礎と実践』

長谷川明紀著『「法華経山家本」にその読誦法を探る』

岩崎正彌著『文化政策論 序説』

遠藤 司訳『ナチュラル・ライトと歴史』

小孫康平著『教育方法学—学習課題で学ぶ—』

日英比較文化研究会編 池田久代訳『東海道ロード』

大平和典著『皇學館史話』

メイヨー・クリストファー著『SWEARING OATHS AND WAGING WAR』

山本智子著『肢体不自由教育の変遷—昭和・平成の対象観—』

加茂正典著『江戸時代の神宮と朝廷』

堀至徳資料研究会編 代表 池田久代『堀至徳関係文書』

教育開発センター

目的及び事業

教育開発センターは、本学の教育活動を充実、発展させるため、全学の教育システムを企画・開発するとともに、教育活動とその継続的な改善努力を支援することを活動の目的としています。

組織

教育開発センターは、上記の目的を達成するため、以下の1.～4.の組織を置いています。

1. 教育企画室

教育企画室は、皇學館大学が実施する教育活動を充実、発展させるため、全学の教育システムの企画・開発を行うことを目的としています。

教育企画室では、次の業務を行っています。

- (1) 本学の教育力を向上させるための教育システムの企画・開発
- (2) 全学部共通科目の企画・開発及びその運営
- (3) 分野・学部等横断カリキュラムの企画・開発
- (4) 副専攻の企画・開発
- (5) 学修成果の可視化の研究・開発
- (6) インスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）室との協働による教学IRに関する調査・分析

2. 学習支援室

学習支援室は、皇學館大学が実施する教育活動における学習実態のアセスメントに基づく主体的な学習、教育実践のマネジメントに関する支援及び学習環境の整備を行うことを目的としています。

学習支援室では、次の業務を行っています。

- (1) 学習相談
- (2) シラバスの運用に関すること
- (3) 大学IRコンソーシアム調査、授業評価アンケート等の実施
- (4) プレースメントテストに関すること
- (5) ICTを活用した教育に関すること
- (6) 学修の記録、ポートフォリオ等を活用した教育システムの運用
- (7) 日本語表現・日本語教育に関すること

3. 地域課題学修支援室

地域課題学修支援室は、皇學館大学が実施する地（知）の拠点に係る事業において、「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムを通じて、持続可能で活力ある地域の形成

に資する人材の育成に取り組むとともに、自治体等と連携して多様な人材交流を促進する場（コミュニティ・ラーニング・ラボ）を形成し、対話やワークショップを通して行う、地域の課題解決に向けた学修に関する支援を行うことを目的としています。

地域課題学修支援室では、次の業務を行っています。

- (1) 「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムの実施に関すること
- (2) コミュニティ・ラーニング・ラボに関すること
- (3) 地域課題学修に関する教育のマネジメント及び学修者への支援に関すること
- (4) 「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムホームページ及び学修プラットフォームのコンテンツ作成及び管理・運営に関すること
- (5) 「伊勢志摩定住自立圏共生学」運営会議に関すること
- (6) その他地域課題学修支援室の目的を達成するために必要な業務

4. ファカルティ・ディベロップメント・スタッフ・ディベロップメント室（以下「FD・SD室」という。）

FD・SD室は、皇學館大学が実施する教育活動を充実、発展させるため、FD及びSDに関する方策の企画・検討により、各学部、部局等における組織的な取組を支援することを目的としています。

FD・SD室では、次の業務を行っています。

- (1) 教育内容・方法を改善するための企画と、教職員の研修支援
- (2) 教育活動の成果（ティーチング・ポートフォリオ等）とその評価体制の管理・運営

CLL（Community Learning Labo）活動

教育開発センターでは地域課題学修支援室を中心に、本学学生が地域課題について学ぶ教育プログラムであるCLL活動を支援しています。CLL活動は各自設定した伊勢志摩圏域（3市5町）をはじめとする三重県内をフィールドとし、地域の課題に取り組むものです。

諸 規 程

〔学校法人皇學館規程集〕より抜粋

皇學館大学学則	68
皇學館大学大学院学則	76
皇學館大学学費等に関する規程	81
皇學館大学専攻科規程	84
皇學館大学学生細則	86
皇學館大学学生会会則	88
学内団体に関する規程	90
皇學館大学学生会選挙規則	91
学校法人皇學館キャンパス・ハラスメント防止に関する規程	93
皇學館大学学生の懲戒に関する規程	95
皇學館大学学生の交通事故に関する懲戒基準	97
学校法人皇學館ネットワーク管理運用規程	98
学校法人皇學館情報倫理規程	99
個人情報の利用目的について	100
皇學館情報セキュリティポリシー	101

● 下記の規程については、学内ホームページに掲載

- 皇學館大学学位規程
- 学校法人皇學館奨学規程
- 皇學館大学給付奨学金規程
- 皇學館大学貸与奨学金規程
- 皇學館大学奨学賞規程
- 皇學館大学大学院奨学金規程
- 館友会奨学金規程
- 皇學館大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者推薦規程
- 皇學館大学職業紹介業務運営規程
- 皇學館大学就職斡旋内規
- 皇學館大学学生金庫規約
- 皇學館大学学生寮規程
- 皇學館大学学生寮内規
- 皇學館 クラブ合宿所規程
- 皇學館大学附属図書館利用規則
- 学校法人皇學館施設管理規程
- 皇學館大学施設使用規則
- 皇學館大学創立百周年記念講堂使用規則
- 皇學館大学記念館使用規則
- 皇學館大学創立百三十周年記念総合体育館使用規則
- 皇學館大学倉陵会館使用規則
- 学内団体に関する規程
- 学内遺失物取扱要項
- 皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程

皇學館大学学則

第1章 総則

（目的）

第1条 皇學館大学（以下「本学」という。）は、わが国民の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

（自己点検及び評価）

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、皇學館大学自己点検・評価規程及び皇學館大学質保証・質向上委員会規程に定める。

（学部及び学科等）

第3条 本学に、文学部、教育学部及び現代日本社会学部を置く。

2 文学部に、神道学科・国文学科・国史学科・コミュニケーション学科の4学科を置く。

3 教育学部に教育学科を置く。

4 現代日本社会学部に現代日本社会学科を置く。

（教育研究上の目的）

第3条の2 各学部各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	教育研究上の目的
文学部	本学部は、日本文化を精確に究明し、これを継承・発展させるとともに広く世界に発信し、同時に、将来を展望する見識と生涯にわたって学び続ける姿勢を有し、現代社会の諸課題にも積極的に対処しようとする自立した人材を育成する。
	学科 教育研究上の目的
	神道学科 日本人が守り伝えた民族固有の信仰であり日本文化の根源である神道を、祭祀学・古典研究・神道史学・神道思想・宗教学・日本文化学などの分野を通して教育・研究するとともに、将来、現代社会の諸課題に真摯に対応できる神職をはじめ、各界において指導的な役割を果たす人材を育成する。
	国文学科 日本文化の中核を成す国語と国文学を教育・研究することにより、豊かな感受性、柔軟な思考力、的確な表現力を身につけ、日本文化の担い手としての自覚を有しつつ、現代社会の諸課題にも積極的に対処し得る自立した人材を育成する。
	国史学科 日本の歴史と伝統に根ざした祖国愛の精神を基軸とし、史料主義・原典主義にたち、バランスのとれた中正な歴史認識を確立することによって、多様な現代社会を、日本人として冷静に読み解き、将来を展望する見識ある人材を育成する。
コミュニケーション学科 「英語コミュニケーション」、「心理」、「地域情報」の3分野の教育・研究を通じて、日本の文化と地域社会の情報を広く世界に発信し、英語教育や国際的なビジネス、心の健康の実現、地域の持続的発展に貢献できる人材を育成する。	
教育学部	教育学科 日本の伝統と文化に根ざした豊かな人間性を備え、教育諸科学に係る専門的知識や技能を活用して、現代の教育課題の解決に向けて実践的に即応する能力を有する人材を育成する。

現代日本社会学部	現代日本社会学科	「経営革新」「地域創生」「福祉展開」「文化発信」という4コースの教育を通じて、現代日本の各領域においてリーダーとして貢献できる人材を養成する。その人材像を具体的に言えば、諸課題に対して、確固とした倫理観に基づいて、主体的に、現代日本の特徴を理解し、洞察力、コミュニケーション力、実践力、応用力を駆使して、創造的に対処できる幅広い職業人である。
----------	----------	---

（収容定員等）

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
文学部	神道学科	60人	240人
	国文学科	80人	320人
	国史学科	80人	320人
	コミュニケーション学科	80人	320人
教育学部	教育学科	200人	800人
現代日本社会学部	現代日本社会学科	120人	480人

（修業年限）

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第6条 在学期間は、8年以内とする。

2 編入学及び転入学により入学した学生の在学年数は、前項の定めにかかわらず、所定の修業年限の2倍を超えることができない。

（委託生、研究生及び科目等履修生）

第7条 本学に、委託生、研究生及び科目等履修生の制度を置く。

（大学院）

第8条 本学に、大学院を置く。

2 大学院については、皇學館大学大学院学則に定める。

（専攻科）

第9条 本学に、専攻科を置く。

2 専攻科については、皇學館大学専攻科規程に定める。

第2章 学年、学期、授業日数及び休業日

（学年）

第10条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第11条 学年は、春学期・秋学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

（1年間の授業期間）

第12条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

神嘗祭 10月17日

創立記念日 4月30日

春季休業 3月27日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月26日から1月7日まで

- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 授業科目及び単位数

（授業科目）

第14条 文学部の授業科目は、共通科目、専門科目、教職に関する独自科目、神職に関する科目、図書館司書に関する科目、学校図書館司書教諭に関する科目及び博物館学芸員に関する科目に分ける。

- 2 教育学部の授業科目は、共通科目、専門科目、教職に関する独自科目及び学校図書館司書教諭に関する科目に分ける。

- 3 現代日本社会学部の授業科目は、共通科目及び専門科目に分ける。

- 4 授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

（単位数計算）

第15条 各授業科目の単位数は、次の基準によって定める。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 外国語科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目の単位数については、別に定める。

（教育職員免許状）

第16条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教職に関する独自科目及び必要な授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の免許状の種類については、別に定める。

（神職課程）

第17条 文学部神道学科、国文学科及び国史学科の学生であって、神職の資格を得ようとする者は、神職に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（司書等の課程）

第18条 図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館司書に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（博物館学芸員課程）

第19条 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館学芸員に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（保育士資格）

第20条 教育学部の学生であって、保育士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（社会福祉士の受験資格）

第20条の2 現代日本社会学部の学生であって、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（精神保健福祉士の受験資格）

第20条の3 現代日本社会学部の学生であって、精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（社会調査士資格）

第20条の4 現代日本社会学部の学生であって、社会調査士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（スポーツ指導者資格）

第20条の5 教育学部の学生であって、スポーツ指導者の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

第20条の6 （削除）

（認定心理士資格）

第20条の7 文学部コミュニケーション学科の学生であって、認定心理士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（公認心理師の受験資格）

第20条の8 文学部コミュニケーション学科の学生であって、公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

第4章 履修方法及び課程の修了

（卒業に必要な単位数）

第21条 文学部においては、共通科目20単位以上及び所属学科の専門科目62単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び各学科の専門科目の授業科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学科及び他学部の専門科目の履修により修得した単位は、42単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

- 2 教育学部においては、共通科目20単位以上及び所属学科の専門科目80単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び専門科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学部の専門科目の履修により修得した単位は、24単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

- 3 現代日本社会学部においては、共通科目20単位以上及び所属学科の専門科目70単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び専門科目の授業科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学部の専門科目の履修により修得した単位は、34単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

- 4 履修方法については、別に定める。
- 5 学術交流協定に基づき受け入れる外国人留学生における卒業に必要な単位数等については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について、修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定に基づき、他の大学又は短期大学で授業科目の履修を希望する者は、全学教授会の議を経なければならない。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第23条 教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、所属学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 大学以外の教育施設等で前項の規定に基づき、授業科目の履修を希望する者は、全学教授会の議を経なければならない。

- 3 第1項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、当該学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第25条 本学以外で修得した授業科目及び単位の取り扱いに関する必要な事項は、別に定める。

（他の学部の授業科目の履修）

第26条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

（履修届）

第27条 授業科目の履修については、学期始めに届け出て、承認を受けなければならない。

（出席時間数）

第28条 各授業科目について、出席すべき時間数の3分の

- 1 以上欠席した者は、その授業科目を履修したものと認めない。

第5章 試験、卒業及び学位

（試験）

第29条 春学期又は秋学期において履修した授業科目について、試験、論文及び研究報告等をもって、評価を行う。

- 2 正当な理由により本試験を受験できなかった者には、全学教授会の議を経て追試験を行うことがある。

（評価）

第30条 前条第1項の評価は、秀、優、良、可及び不可の5等とする。

- 2 履修した授業科目について、秀、優、良又は可の評価を得た者には、所定の単位を与える。

（卒業及び学位の授与）

第31条 本学に4年以上在学し、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、学部長は、全学教授会の議を経て学部所定の課程を修めたことを認定する。ただし、他の大学に在学した年数を通算する。

- 2 学長は、前項の認定を得た者に、全学教授会の議を経て卒業を認め、学士の学位を授与する。

- 3 学位については、皇學館大学学位規程に定める。

第6章 入学、編入学、転入学、休学、復学、退学及び除籍

（入学時期）

第32条 入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国生徒その他学部教授会が認めた者は秋学期から入学させることができる。

（入学資格）

第33条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) その他本学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
(入学の出願)

第34条 入学を志願する者は、別に定める入学検定料及び別に指定する書類に入学願書を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学検定)

第35条 入学検定は、学力、人物及び健康について行う。

2 前項の入学検定による合格者の決定は、全学教授会の議を経て学長が行う。

3 学長は、前項の合格者が第36条第1項の手続きをとらないときは、合格を取り消す。

(入学手続)

第36条 前条第2項の合格者は、保証人署名の所定の誓約書に、別に定める入学金、授業料及び教育充実費（授業料及び教育充実費を以下「学費」という。）を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に、全学教授会の議を経て入学を許可する。

(保証人)

第37条 提出すべき書類の保証人は、父母（父母なき者はこれに代わる者）とする。

2 保証人は、その学生の在学中、本人に係る一切の事項につき責任を負うものとする。

(再入学・復籍)

第38条 本学を退学した者が再入学の希望を申し出たときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い退学当時の同学科同年次（学年の最終日付での退学者が進級要件を満たしている場合は、進級後の年次）に再入学を許可することがある。

2 学費又は休学在籍料未納により除籍された者が、復籍の希望を申し出たときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い除籍当時の同学科同年次（学年の最終日付での除籍者が進級要件を満たしている場合は、進級後の年次）に復籍を許可することがある。

3 再入学・復籍に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第39条 編入学を希望する者には、全学教授会が各学部学科毎に定員に余裕があると認める範囲において、試験を行い編入学を許可する。

2 本学に2年次で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者
- (3) 短期大学に1年以上在学して、30単位以上修得した者
- (4) 外国において学校教育における13年以上の課程を修了した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であ

ることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

3 本学に3年次で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定により、大学の第3年次に編入学できる者
- (4) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

4 編入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

5 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第40条 転入学を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い入学を許可することがある。

2 本学に2年次で転入学をすることができる者は、大学に1年以上在学して、30単位以上修得した者とする。

3 本学に3年次で転入学をすることができる者は、大学に2年以上在学して、62単位以上修得した者とする。

4 転入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

5 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(学士入学)

第40条の2 学士入学を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い入学を許可することがある。

2 本学に2年次又は3年次で学士入学をすることができる者は、学士の学位を有する者とする。

3 学士入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

4 学士入学に関する必要な事項は、別に定める。

(休学)

第41条 病気その他の事由により1月以上授業に出席できない者は、保証人署名のうえ、休学願を所属学部長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、改めて許可を得て、更に1年以内に限り休学することができる。

- (2) 休学期間は、通算して2年以内とする。
- (3) 休学期間中の学費についての取扱いは別に定める。
- (4) 休学期間中の学費の徴収を免除された学期については、別に定める休学在籍料を納付しなければならない。
- (5) 休学期間は、第5条及び第6条に規定する修学年限及び在学期間に算入しない。

（復学）

第42条 休学の事由が解消し、復学を希望する者は、保証人署名のうえ、復学願を所属学部長に提出し、許可を受けなければならない。

（転学）

第43条 他の大学に転学しようとする者は、事由を詳記して、保証人署名のうえ、転学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

（転学部及び転科）

第44条 転学部及び転科は申し出により、選考のうえ、許可することができる。

2 転学部及び転科に関する必要な事項は、別に定める。

（退学）

第45条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人署名のうえ、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良にして、改悛の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等にして、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学則に反し、学内の秩序をみだして、学生の本分にもとると認められる者

（除籍）

第46条 次の各号の一に該当する者は、全学教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第41条に定める休学期間を超えてなお就学できない者
- (3) 休学期間が終わっても、復学又は休学更新の手続きをしない者
- (4) 学費又は休学在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

第7章 入学検定料、入学金及び学費

（入学検定料）

第47条 本学に、入学を志願する者は、別に定める入学検定料を所定の期日までに納めなければならない。ただし、被災、併願受験等の理由により、入学検定料を免除又は減額することができる。

（入学金及び学費）

第48条 入学、編入学及び転入学を許可された者は、別に定める入学金及び学費を所定の期日までに納付しなければ

ならない。

2 学生は、別に定める学費の年額を所定の期日までに納付しなければならない。

（減免又は徴収猶予）

第49条 大学等における修学の支援に関する法律（令和2年4月1日）第8条の規定に基づき、入学金及び授業料の減免対象者として認められる学生に対し、該当する減免を行う。

2 やむを得ない事由により、学費の支弁が困難と認められる学生に対しては、詮議のうえ、授業料を減免又は学費の徴収を猶予することがある。

（入学検定料、入学金及び学費の返還）

第50条 既納の入学検定料、入学金及び学費は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続き完了者から入学年度の前年度末日までに入学辞退の申し出があった場合は、学費を返還する。

第8章 賞罰

（奨学金の給付）

第51条 学業成績等が特に優秀と認められる者には、全学教授会の議を経て奨学金を給付することがある。

（表彰）

第52条 人物、学業が優秀な者又は他の学生の模範となる行為をした者には、全学教授会の議を経て学長が表彰する。

（懲戒）

第53条 学生が規則に違反し、又は学生の本分にもとる行為をした場合には、全学教授会の議を経て学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、第45条第2項第1号又は同項第4号のいずれかに該当する者に対して行う。

4 第2項の規定による停学の期間は、第5条及び第6条に規定する修学年限及び在学期間に算入する。

5 懲戒に関する事項については、別に定める。

第9章 職員組織

（職員）

第54条 本学に、教育職員、事務職員、業務職員及び技能職員を置く。

2 教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

3 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

4 助手は、本学の教育研究の円滑な実施に必要な補助的業務に従事する。

5 事務職員は、事務を遂行する。

6 業務職員は、図書館司書等の専門的業務を遂行する。

7 技能職員は、学内施設の整備等を行う。

第55条 本学に、学長、学部長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長及び事務局長を置く。

- 2 本学に、学長の職務を補佐するため、副学長を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり所属職員を統轄する。
- 4 学部長は、学長を補佐し、学部に関する事項をつかさどる。
- 5 学生部長は、学長の指揮を受け、学生支援に関する事項をつかさどる。
- 6 附属図書館長は、学長の指揮を受け、附属図書館に関する事項をつかさどる。
- 7 教育開発センター長は、学長の指揮を受け、教育開発センターに関する事項をつかさどる。
- 8 研究開発推進センター長は、学長の指揮を受け、研究開発推進センターに関する事項をつかさどる。
- 9 事務局長は、学長の指揮を受け、事務局に関する事項をつかさどる。

（教育職員と事務職員等の連携及び協働）

第55条の2 本学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

- 2 前項に定める教職協働の組織の一として、本学にアドミッション・オフィスを置く。アドミッション・オフィスに関する必要な事項は別に定める。

第10章 教学運営会議

（教学運営会議）

第56条 本学に、教学運営会議を置く。

- 2 教学運営会議は、学長、各学部長、各研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、事務局長及び学長が指名するものをもって組織する。
- 3 教学運営会議は、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法について、検討する。
- 4 教学運営会議については、皇學館大学教学運営会議規程に定める。

第11章 教授会

（教授会）

第57条 各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部に属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、全学教授会での審議事項を除く当該学部固有の事項の審議にあたる。
- 4 教授会については、各学部教授会規程に定める。

（全学教授会）

第57条の2 本学に、全学教授会を置く。

- 2 全学教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 全学教授会は、各学部等の運営及び大学の教育に関する重要事項の審議にあたる。
- 4 全学教授会については、皇學館大学全学教授会規程に定める。

第12章 委託生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生

（委託生）

第58条 公共団体その他の機関から、本学の学部又は研究開発推進センターの特定の研究分野について研究指導の委託の願い出があるときは、選考のうえ、委託生として研究することを許可することがある。

- 2 委託生に関する必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第59条 本学の学部又は研究開発推進センターにおいて、特定の専門事項について研究を希望する者がいるときは、選考のうえ、研究生として研究することを許可することがある。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第60条 本学の特定科目について履修を希望する者があるときは、学生の授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として履修することを許可することがある。ただし、本学卒業生にあつては、選考のための検定を要しない。

- 2 科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第61条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 附属図書館

（附属図書館）

第62条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第63条 （削除）

第14章 教育開発センター

（教育開発センター）

第63条の2 本学に、教育開発センターを置く。

- 2 教育開発センターに関する必要な事項は、別に定める。

第15章 研究開発推進センター

（研究開発推進センター）

第63条の3 本学に、研究開発推進センターを置く。

2 研究開発推進センターは次に掲げる附置研究機関等及びプロジェクト研究部門の運営を担う。

- (1) 神道研究所
- (2) 史料編纂所
- (3) 佐川記念神道博物館
- (4) プロジェクト研究部門

3 研究開発推進センターに関する必要な事項は、別に定める。

第64条 （削 除）

第65条 （削 除）

第66条 （削 除）

第16章 学生寮

（学生寮）

第67条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 厚生保健

（施 設）

第68条 本学に、厚生保健に関する施設を置き、これを学生の利用に供する。

2 学生は、本学の施設を利用しようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

（健康管理）

第69条 学生は、毎年本学所定の身体検査を受けなければならない。

2 学部長は、所属学生の保健を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することがある。

第18章 公開講座

（公開講座）

第70条 本学の教育・研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第45条第2項の規定は、平成9年10月1日から適用する。

2 本則第4条の規定にかかわらず、平成11年度までの文学部の入学定員は、神道学科50人、国文学科100人、国史学科100人、教育学科110人及び収容定員は、神道学科200人、国文学科400人、国史学科400人、教育学科440人とし、平成12年度から平成14年度までの収容定員は、次表のとおりとする。

年 度	神道学科	国文学科	国史学科	教育学科
平成12年度	190人	380人	380人	430人
平成13年度	180人	360人	360人	420人
平成14年度	170人	340人	340人	410人

3 皇學館大学学則（昭和37年4月1日）は、廃止する。ただし、平成10年3月31日以前の入学者については、なお廃止前の学則を適用する。

4 平成10年3月31日現在本学の聴講生である者が、引き続き特定科目について聴講を希望する場合は、なお廃止前の学則第45条に規定する聴講生として聴講することを許可する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年5月29日から施行する。ただし、第11条、第14条第1項、第17条、第21条第1項、第29条、第32条、第48条第2項及び第49条の規定並びに第14条第3項及び第21条第1項の定めによる別表の規定は、平成12年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項、第17条及び第21条第1項の規定並びに第14条第3項及び第21条第1項の定めによる別表の規定については、平成11年度以前入学者には、なお従前の規定を適用するものとし、編入学生及び転入学生にあっては、同年次に適用する規定によるものとする。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 本則第4条及び附則（平成10年4月1日施行）第2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度までの収容定員は、次表のとおりとする。

年 度	神道学科	国文学科	国史学科	教育学科
平成12年度	220人	370人	380人	410人
平成13年度	240人	340人	360人	380人
平成14年度	260人	310人	340人	350人

附 則

この学則は、平成12年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年10月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 本則第3条の規定にかかわらず、平成19年4月以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本則第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本則第30条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のおりとする。
- 3 文学部教育学科は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本則第21条の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学生については、従前のおりとする。
- 3 社会福祉学部社会福祉学科は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、本則別表1-(1)から別表3-(1)の規定については、平成26年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本則第3条の2、第14条、第16条、第20条の6、第20条の8及び第21条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本則第14条及び第21条の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本則第14条及び第21条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生については、従前のおりとする。

（別表1-(1)～4-(6) 省略）

※『履修要項』のカリキュラム表を参照

皇學館大学大学院学則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、皇學館大学学則（以下「本学学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、皇學館大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本大学院は、神宮皇學館大学の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。
（自己点検及び評価）

第3条 本大学院は、教育研究上の水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、皇學館大学自己点検・評価規程及び皇學館大学質保証・質向上委員会規程に定める。

（研究科、専攻及び教育研究上の目的）

第4条 本大学院に、次の表に掲げるとおり研究科、専攻及び課程を置き、専攻ごとに教育研究上の目的を定める。

研究科	教育研究上の目的			
文学研究科	わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明することを目的とする。その教育研究上の目的を達成するために、神道学専攻・国文学専攻・国史学専攻を置き、次に述べるような人材を育成する。			
	専攻	教育研究上の目的	課程	
	神道学専攻	神道精神を身につけ、日本文化の歴史と伝統を研究することにより、神道に関わる深い造詣を有する神職及び広い視野から神道を研究する能力を有する人材を育成する。	博士課程	
	国文学専攻	国語や国文学の文献・現象を適切かつ深く解釈する能力と、広い視野から独自の問題を見出してその研究を行う能力を有する人材を育成する。		
国史学専攻	国史に関する史資料の正確な読解能力を鍛えるとともに、中正な歴史観の養成を通して、高度な研究能力と、深い歴史的洞察力を有する人材を育成する。			
教育学研究科	教育学専攻	広い視野に立って教育諸科学の専門的知識を授け、教育学分野における研究能力を培い、また教育分野における高度な専門性が求められる職業を担うための専門的実践力を培うことを目的とする。 具体的には、(1)高度職業人としての教員の養成、(2)実践的な教育研究者の養成、(3)指導的教員の養成をめざす。		修士課程

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 5 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 6 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（収容定員）

第5条 本大学院の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
文学研究科	神道学専攻	博士前期課程	3人	6人
		博士後期課程	2人	6人
	国文学専攻	博士前期課程	5人	10人
		博士後期課程	2人	6人
	国史学専攻	博士前期課程	5人	10人
		博士後期課程	2人	6人
教育学研究科	教育学専攻	修士課程	8人	16人

第2章 学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）

第6条 学年、学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第3章 教育方法

（授業及び研究指導）

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第7条の2 専攻において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行うことができる。

（授業科目）

第8条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 文学研究科神道学専攻の学生であって、神職の資格を取得しようとする者は、別表に掲げる科目の所定の単位を修得しなければならない。

（研究指導）

第9条 研究指導は、大学院委員会が学生の研究内容に応じて適任者として選定した者（以下「指導教授」と

いう。) によって行うものとする。

(課程ごとの教育方法)

第10条 博士前期課程又は修士課程の教育は、所定の授業科目の授業を中心とし、併せて必要な研究指導を行うものとする。

2 博士後期課程の教育は、主として指導教授による研究指導によって行うものとし、所定の授業科目について16単位以上の修得を要するものとする。

3 前2項を補うための特別な措置については、大学院委員会の議を経て別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の2 博士前期課程、修士課程又は博士後期課程に入学する学生が、職業を有している等の事情により、第4条第5項及び第6項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、審査のうえ、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の標準修業年限を超える期間については、博士前期課程又は修士課程に入学する学生にあっては2年を、博士後期課程に入学する学生にあっては3年をそれぞれ超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条の3 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位を、15単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の4 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、転入学等の場合を除き、15単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第4章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第11条 本大学院修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することと

する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げ、これを大学院委員会が認めた場合は、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の授業科目及び単位について、指導教授が当該学生の教育研究上必要と認めるときは、各専攻とも8単位まで（教育学専攻においては4単位まで）他の専攻又は研究科の授業科目及び単位を履修したものを充てることができる。

3 第1項に定める要件のほか、教育学研究科生のうち現職教員及び社会人については、修士論文に代えて、特定の課題に関する研究レポートをもって審査に充てることができる。そのほか、必要な事項は、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第12条 本大学院の博士課程の修了の要件は、本大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学して46単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたことを大学院委員会が認めた場合は、本大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者については、前項中「5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年間を加えた期間」と、「3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第17条第2項第2号から第5号までの規定により、大学院の後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合は、博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(学位の授与等)

第13条 本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者には、修士（文学）又は修士（教育学）の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士（文学）の学位を授与する。

3 前項に定める者のほか、本学に博士の学位を請求し

て、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも、博士（文学）の学位を授与することができる。

4 学位審査の方法その他学位の授与に関する必要な事項については、皇學館大学学位規程に定める。

5 学位審査料は、在学中の者については徴収しない。
（教職課程）

第14条 各研究科の専攻に応じて、修士課程又は博士前期課程に第3項に掲げる表の学校種の専修免許状授与の所要資格を取得するための課程を置く。

2 前項の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める授業科目及び単位を各研究科配当の関係科目のうちから、修得しなければならない。

3 免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		専修免許状の種類	免許教科
研究科	専攻		
文学研究科	神道学専攻	中学校教諭	宗教
		高等学校教諭	宗教
	国文学専攻	中学校教諭	国語
		高等学校教諭	国語
	国史学専攻	中学校教諭	社会
		高等学校教諭	地理歴史
教育学研究科	教育学専攻	小学校教諭	
		幼稚園教諭	
		中学校教諭	保健体育
		高等学校教諭	保健体育

第5章 入学・退学・除籍等

（入学の時期）

第15条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、秋学期から入学させることができる。

（入学手続）

第16条 本大学院に入学を希望する者は、所定の手続きを行い、入学判定に合格しなければならない。

2 入学に関する手続は、別に定める。

（入学資格）

第17条 本大学院の博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(7) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
（社会人入学）

第18条 本大学院に入学を希望する社会人には、別に定める選考による入学判定により、入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第19条 大学院において、教育を受ける目的をもって入学した外国人で、本大学院に入学を希望する者には、別に定める選考による入学判定により、外国人留学生として入学を許可することができる。

（転入学）

第19条の2 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を希望する者には、大学院委員会で選考のうえ、学長がこれを許可することができる。

2 前項の規定により転入学を希望する者は、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 転入学を許可された者の、既に修得した授業科目の履修単位数の取り扱い及び所属学年については、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

4 転入学を許可された者が修了に要する本大学院での在学年数は、前項の規定により定められた所属学年に応じて、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

（休学・退学・除籍・再入学等）

第20条 病気その他の事由によって休学又は退学しようとする者は、所定の手続きにより願出しなければならない。

2 休学の期間は、原則として2年を超えることができない。

3 博士前期課程又は修士課程に在学し得る期間は4

年、博士後期課程に在学し得る期間は6年を限度とし、この期間内に課程を修了しない者又は退学しない者は、除籍する。

- 4 正当な理由により退学した者が再入学を願い出たときは、大学院委員会の議を経て、これを許可することができる。
- 5 博士後期課程に3年以上在学して退学した者が、学位論文提出のため再入学を希望する場合は、退学後10年以内に限り、これを許可する。ただし、この場合においても、その在学期間は通算して6年を超えることができない。

第6章 特別研究生・委託生等

（特別研究生）

第21条 本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者で博士後期課程に進まずに更に研究を続けようとする者又は博士後期課程を退学し、前条第5項による再入学をせず更に研究を続けようとする者には、選考のうえ、特別研究生として在学を許可することができる。

（委託生）

第22条 公共団体その他の機関から、本大学院において、特定の研究分野の研究を委託された者には、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

（研究生）

第23条 本大学院において、特定の専門事項について研究を希望する者には、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第24条 本大学院の特定科目について履修を希望する者があるときは、学生の授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として履修することを許可することができる。ただし、本学卒業生にあつては、選考のための検定を要しない。

- 2 科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（関係規定）

第25条 特別研究生、委託生、研究生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 学費等

（入学検定料・入学金及び学費）

第26条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費（授業料及び教育充実費を以下「学費」という。）は、別に定める。

- 2 前項のほか、入学検定料、入学金及び学費の納付及び免除などについては、本学学則の規定を準用する。

第8章 賞 罰

（賞 罰）

第27条 賞罰については、本学学則の規定を準用する。ただし、本学学則の準用にあつては、全学教授会を大学院委員会に読み替えるものとする。

第9章 教員組織

（教育組織）

第28条 本大学院に、所要の教員を置く。

- 2 本大学院の教育研究に支障を生じない場合には、本学の学部及び研究開発推進センター等の教員（原則として教授以上の者）に、前項の教員を兼ねさせることができる。
- 3 第1項の教員には、所要の資格を有する者を、専攻ごとに、必要数置くものとする。

第10章 運営組織

（運営責任者）

第29条 学長は、本大学院の管理運営を統轄する。

- 2 各研究科に、当該研究科の管理運営を主管する研究科長を置き、その基礎となる学部の長をもって充てる。（大学院委員会）

第30条 本大学院に、大学院委員会を設ける。

- 2 大学院委員会については、皇學館大学大学院委員会規程に定める。（研究科委員会）

第31条 本大学院各研究科に、研究科委員会を設ける。

- 2 研究科委員会については、各研究科委員会規程に定める。

第11章 施設及び設備

（研究室）

第32条 本大学院学生の研究を促進するために、専用研究室を設ける。

（図書等の利用）

第33条 本大学院学生は、本学の附属図書館、研究開発推進センターの図書その他の設備を、それぞれの定めるところに従って利用することができる。

（専用閲覧室）

第34条 本大学院学生の研究の便に資するため、附属図書館に専用閲覧室を設ける。

第35条 （削 除）

第12章 事務組織

（事務組織）

第36条 本大学院の事務を遂行するために、所要の事務職員を置く。

- 2 前項の職員は、大学の職員に兼ねさせることができる。

（教育職員と事務職員等の連携及び協働）

第36条の2 本大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

附 則

本大学院学則に定めのない事項は、大学学則を準用する。
この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年10月22日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年10月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 本則第10条から第12条までの規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 本則第4条、第5条、第13条及び第14条の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本則第4条、第5条及び第14条の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学生については、従前のおりとする。
- 3 本則第10条の2の規定にかかわらず、平成23年度以前の博士後期課程入学生については、従前のおりとする。
- 4 社会福祉学研究科は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科教育学専攻は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本則別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

（別表1（第8条第1項関係）～別表3（第8条第2項関係）省略）

※『履修要項』参照

皇學館大学学費等に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、皇學館大学学則（以下「学則」という。）第34条、第36条、第41条、第47条及び第48条並びに皇學館大学大学院学則第26条に基づき、入学金及び学費等について必要な事項を定める。

（入学金、学費及びその他の納付金）

第2条 皇學館大学（以下「本学」という。）における入学金、授業料及び教育充実費（授業料及び教育充実費を以下「学費」という。）の金額は、別表1-(1)及び別表1-(2)に定める。

2 実験実習費は、各年度、授業科目別に定めることとし、学生は授業科目の履修登録後、所定の期日までに、別に定められた実験実習費を納入するものとする。

3 本学におけるその他の納付金とは、入学検定料、休学在籍料、審査料、追試験料、再試験料及び証明書等発行手数料等をいい、その金額は別表1-(3)から別表3に定める。

（入学検定料、入学金及び学費の返還等）

第3条 既納の入学検定料、入学金及び学費は学則第50条に基づき返還しない。ただし、入学手続き完了者から入学年度の前年度末日までに入学辞退の申し出があった場合は、学費を返還する。

2 入学手続きを済ませた後に、改めて本学の別日程入学試験で他学科に合格し、入学を希望する者が、その学科の入学手続締切日までに入学学科の変更を所定の用紙にて申し出た場合は、学費を振り替えることができる。ただし、納付金に差額が生じる場合は不足分の差額を納入するものとする。超過分の差額については返還する。

3 専願入試の合格者には前2項の規定は適用しない。

（学費の納入方法及び納入期日）

第4条 入学、編入学、転入学及び学士入学を許可された者は、別表1-(1)及び別表1-(2)に定める入学金及び学費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生は、別表1-(1)及び別表1-(2)に定める学費の年額を、次の2期に分けてそれぞれの期日までに納入しなければならない。

春学期分（4月1日から9月30日まで）の納入日は、5月1日

秋学期分（10月1日から3月31日まで）の納入日は、11月1日

（長期履修者に係る学費の納入方法の特例）

第5条 皇學館大学大学院学則第10条の2に定める規定により、長期の履修を認められた者にあつては、長期履修期間に限り、別表1-(1)及び別表1-(2)に定める学費の年額を長期履修期間の年数で除した額（その額に

100円未満の端数があるときは、これを調整するものとする。）を1年間に納入する額とし、前条に定める期日までに本学が指定する方法により納入しなければならない。

2 履修期間短縮を許可された者の学費は、支払うべき学費総額の残りの学費をまとめて支払うものとする。

（延納）

第6条 前第4条第2項の期日までに学費の納入ができない者は、次の期日までに延納願を提出し、許可を得なければならない。

春学期分延納願 6月15日

秋学期分延納願 12月15日

2 延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分 8月20日

秋学期分 2月20日

（復籍者の学費）

第7条 復籍を許可された者は、復籍する年次の所定の学費を納入しなければならない。

（再入学者の学費）

第8条 再入学を許可された者は、再入学する年次の所定の学費を納入しなければならない。

（休学中の学費）

第9条 休学期間中の学費は、徴収しない。ただし、学期の途中において休学又は復学する者は、その学期の学費全額を納入するものとする。

2 休学期間中の学費の徴収を免除された学期については、別表1-(4)に定める休学在籍料を納入しなければならない。

（編入学生・転入学生及び学士入学生の学費）

第10条 編・転入学及び学士入学を許可された者の学費は、入学を許可された年次の学生と同額とする。

2 編・転入学及び学士入学を許可された者の入学金は、入学を許可された年次の学生と同額とする。

（その他）

第11条 この規程に定めるものの他、学費等の納入に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1-(1)（第2条第1項関係）

○学部学費等

【文学部 令和2年度入学生より適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500
教育充実費	177,500	177,500	177,500	177,500	177,500	177,500	177,500	177,500
計	745,000	545,000	545,000	545,000	545,000	545,000	545,000	545,000
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、編入学生、転入学生及び学士入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 再入学及び復籍の場合の入学金は、免除する。 3 本学の附属高校出身者は、入学金を半額とする。							

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

【文学部 平成25年度～31年度入学生に適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500
教育充実費	177,500	177,500	177,500	177,500	177,500	177,500	177,500	177,500
計	715,000	515,000	515,000	515,000	515,000	515,000	515,000	515,000
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、編入学生、転入学生及び学士入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 再入学及び復籍の場合の入学金は、免除する。 3 本学の附属高校出身者は、入学金を半額とする。							

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

【教育学部 令和2年度入学生より適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500
教育充実費	212,500	212,500	212,500	212,500	212,500	212,500	212,500	212,500
計	780,000	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、編入学生、転入学生及び学士入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 再入学及び復籍の場合の入学金は、免除する。 3 本学の附属高校出身者は、入学金を半額とする。							

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

【教育学部 平成29年度～31年度入学生に適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500
教育充実費	212,500	212,500	212,500	212,500	212,500	212,500	212,500	212,500
計	750,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、編入学生、転入学生及び学士入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 再入学及び復籍の場合の入学金は、免除する。 3 本学の附属高校出身者は、入学金を半額とする。							

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

【教育学部 平成25年度～28年度入学生に適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500
教育充実費	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500
計	725,000	525,000	525,000	525,000	525,000	525,000	525,000	525,000
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、編入学生、転入学生及び学士入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 再入学及び復籍の場合の入学金は、免除する。 3 本学の附属高校出身者は、入学金を半額とする。							

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

【現代日本社会学部 令和2年度入学生より適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500
教育充実費	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500
計	755,000	555,000	555,000	555,000	555,000	555,000	555,000	555,000
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、編入学生、転入学生及び学士入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 再入学及び復籍の場合の入学金は、免除する。 3 本学の附属高校出身者は、入学金を半額とする。							

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

【現代日本社会学部 平成25年度～31年度入学生に適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500	337,500
教育充実費	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500	187,500
計	725,000	525,000	525,000	525,000	525,000	525,000	525,000	525,000
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、編入学生、転入学生及び学士入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 再入学及び復籍の場合の入学金は、免除する。 3 本学の附属高校出身者は、入学金を半額とする。							

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

別表1-(2) (第2条第1項関係)

○大学院学費等

【文学研究科 博士前期課程 平成30年度入学生より適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—
授業料	287,500	287,500	287,500	287,500
教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
計	537,500	337,500	337,500	337,500
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、転入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 本大学部の卒業及び本神道学専攻科の修了者は、入学金は免除し、教育充実費は半額とする。 3 再入学の場合の入学金は、免除する。 4 長期履修者については、本規程第5条を適用する。			

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

【教育学研究科 修士課程 平成30年度入学生より適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—
授業料	287,500	287,500	287,500	287,500
教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
計	537,500	337,500	337,500	337,500
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、転入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 本大学部の卒業及び本神道学専攻科の修了者は、入学金は免除し、教育充実費は半額とする。 3 再入学の場合の入学金は、免除する。 4 長期履修者については、本規程第5条を適用する。			

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

【文学研究科 博士後期課程 平成30年度入学生より適用】 (円)

学費等種別	1年次		2年次		3年次	
	入学時	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000	—	—	—	—	—
授業料	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
計	375,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
備考	1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、転入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 本大学部の卒業生、本大学院修士課程及び博士前期課程の修了者並びに本神道学専攻科の修了者は、入学金は免除し、教育充実費は半額とする。 3 再入学の場合の入学金は、免除する。 4 博士後期課程に在学して所定の単位を修得し、博士の学位請求論文を受理された者の学位審査が、受理学期を越えて継続される場合、審査継続後の学期の学費を免除する。 5 博士後期課程に在学し、所定の単位を修得した者が、博士論文提出のために在学を継続する場合、及び満期退学後に博士論文提出のため再入学する場合の授業料は半額とし、教育充実費は免除する。 6 長期履修者については、本規程第5条を適用する。					

注) 2年次以降の授業料及び教育充実費は、原則として1年次と同額とする。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

別表1-(3) (第2条第3項関係)

○入学検定料 (全学共通)

種別	金額	備考
入学検定料	30,000円	一般前期入試において、同じ学科又は別学科を1枚の志願票で併願出願する場合は、併願分については、1出願につき併願検定料10,000円を適用する。
共通テスト利用入学検定料	15,000円	

別表1-(4) (第2条第3項及び第9条第2項関係)

○休学在籍料

種別	金額
休学在籍料	60,000円

別表1-(5) (第2条第3項関係)

○転学部他審査料等 (全学共通)

種別	金額
転学部審査料	10,000円
転科審査料	10,000円
復籍審査料	10,000円
再入学検定料	30,000円

別表2-(1)（第2条第1項及び第3項関係）

○科目等履修生納付金（全学部共通）

種別	金額	備考	
検定料	10,000円	本学卒業生にあっては、皇學館大学科目等履修生規程第4条第1項ただし書きの規定により、検定料を免除する。 本学卒業生及び皇學館大学科目等履修生規程第6条第2項の規定による科目等履修生で1年を超える場合は、登録料の2分の1の額を免除する。	
登録料	1年間		10,000円
	半年間		5,000円
履修料	1単位	10,000円	

○研究生納付金（全学部共通）

種別	金額
検定料	30,000円
入学金	100,000円
授業料	月額 20,000円

別表2-(2)（第2条第1項及び第3項関係）

○大学院科目等履修生納付金

種別	金額	備考	
検定料	10,000円	本学卒業生及び皇學館大学大学院科目等履修生規程第9条第2項の規定による科目等履修生で1年を超える場合は、登録料の2分の1の額を免除する。	
登録料	1年間		10,000円
	半年間		5,000円
履修料	1単位	10,000円	

○大学院特別研究生納付金

種別	金額
審査料	5,000円
研究料	年額 50,000円

別表3（第2条第3項関係）

○手数料（全学共通）

種別	金額
追試験料	3,000円
再試験料	3,000円
在学証明書	200円
在籍期間証明書	200円
単位成績証明書	200円
卒業見込証明書	200円
各種英文証明書	1,000円
通学証明書	無料
学生割引証明書	無料
健康診断証明書	200円
在寮証明書	無料
教員免許状取得見込証明書	200円
明階位検定合格・正階位取得見込証明書	200円
明階位検定合格・明階位取得見込証明書	200円
資格取得見込証明書	200円
指定保育士養成施設卒業見込証明書	200円
卒業見込証明書・社会福祉士指定科目履修見込証明書	200円
卒業見込証明書・精神保健福祉士指定科目履修見込証明書	200円
社会調査士指定科目証明書	200円
大学院博士前期課程単位修得証明書	200円
専攻科修了見込証明書	200円
大学院修了見込証明書	200円
科目等履修生証明書	200円
科目等履修生単位成績証明書	200円
地域貢献活動（CLL活動）時間証明書	200円

皇學館大学専攻科規程

第1条 この規程は、皇學館大学学則（以下「学則」という。）第9条第2項の規定に基づき専攻科に関して必要な事項を定める。

第2条 専攻科は、学部学科の基礎のうえに、精深な程度において専門の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第3条 専攻科の名称及び専攻は、次のとおりとする。
神道学専攻科 神道学専攻

第4条 専攻科の修業年限は、1年とする。

第5条 専攻科の在学期間は、2年を超えることができない。

第6条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。
入学定員 20名 総定員 20名

第7条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

第8条 専攻科の修了に要する単位は、別表1に掲げる授業科目の中から必修科目4単位、選択必修科目28単位を含め36単位とする。

2 神職の資格を取得しようとする者は、別表2に掲げる科目の所定の単位を修得しなければならない。

第9条 専攻科に、専攻科委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次の委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 専攻科の授業を担当する本学の専任教員
- (3) 文学部長、学生部長及び附属図書館長

第10条 委員会に委員長を1名置き、文学部長がこれを兼ねる。

2 委員長は専攻科を主管し、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故あるときは、文学部神道学科主任がその職務を代行する。

第11条 委員会は、定例会及び臨時会とする。臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったとき招集される。

第12条 委員会の成立には、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、休職中の者及び在外研究員又は内地留学で外出中の者は、構成員の数から除外する。

2 委員会の審議決定は、多数決による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項については、別に定める。

3 議長は、構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員に退席を求めることができる。

第13条 委員会は、本学建学の精神に則って、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、退学、休学及び除籍に関する事項	附 則
(2) 学生の履修、学業成績及び修了に関する事項	この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
(3) 学生の賞罰に関する事項	附 則
(4) 専攻科規程及び諸規程の制定・改廃に関する事項	この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
(5) その他学長から諮問のあった事項	附 則
第14条 委員会に提案したい事項を有する者は、前もってこれを委員長に申し出ることを原則とする。	この規程は、平成元年4月1日から施行する。
第15条 委員会の審議及び報告等は、すべて記録して保管しなければならない。	附 則
第16条 専攻科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。	この規程は、平成元年6月1日から施行する。
(1) 大学を卒業した者	附 則
(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者	この規程は、平成2年4月1日から施行する。
(3) 文部科学大臣の指定した者	附 則
(4) 本学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者	この規程は、平成3年4月1日から施行する。
第17条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書に保証人署名のうえ、入学金、授業料及び教育充実費（授業料及び教育充実費を以下「学費」という。）を添えて所定の期日までに提出しなければならない。	附 則
2 前項の手続きをとらないときは、入学許可を取り消すことがある。	この規程は、平成3年7月1日から施行する。
第18条 既納の入学検定料、入学金及び学費は、返還しない。	附 則
2 前項の規定にかかわらず、入学手続き完了者が入学年度の前年度末日までに入学辞退の申し出があった場合は、学費を返還することがある。	この規程は、平成4年4月1日から施行する。
第19条 専攻科に1年以上在学し、所定の単位を修得した者に、修了証書（様式1）を授与する。	附 則
第20条 入学検定料、入学金及び学費は、別表3及び別表4のとおりとする。	この規程は、平成5年4月1日から施行する。
第21条 この規程に定めのない事項は、学則を準用する。	附 則
第22条 この規程の改廃は、構成員の4分の3以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。	この規程は、平成6年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、昭和56年4月1日から施行する。	この規程は、平成7年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、昭和56年10月22日から施行する。	この規程は、平成8年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、昭和57年4月1日から施行する。	この規程は、平成8年11月14日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、昭和58年4月1日から施行する。	この規程は、平成9年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、昭和59年4月1日から施行する。	この規程は、平成10年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、昭和60年4月1日から施行する。	この規程は、平成12年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、昭和60年6月1日から施行する。	この規程は、平成13年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、昭和61年4月1日から施行する。	この規程は、平成14年4月1日から施行する。
	附 則
	この規程は、平成15年4月1日から施行する。
	附 則
	この規程は、平成16年4月1日から施行する。
	附 則
	この規程は、平成20年4月1日から施行する。
	附 則
	この規程は、平成21年5月28日から施行する。
	附 則
	この規程は、平成22年4月1日から施行する。
	附 則
	この規程は、平成25年4月1日から施行する。

皇學館大学学生細則

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する
- 2 皇學館大学専攻科入学試験委員会規程（平成10年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（別表1（第7条・第8条第1項関係）・別表2（第7条・第8条第2項関係）省略）

※『履修要項』参照

別表3（第20条関係）

項 目	納 入 額
入 学 検 定 料	30,000 円

別表4（第20条関係）

項 目	納 入 額	備 考
入 学 金	300,000 円	1 本学卒業生は、入学金は免除し、教育充実費は半額とする。 2 再入学の場合の入学金は、免除する。
学 費 授 業 料	675,000 円	
教育充実費	100,000 円	

様式1（第19条関係）

(証明番号)

年

月

日

大学印

修了証書

皇學館大学長

Ⓜ

氏 名

年 月 日 生

本学神道学専攻科（神道学専攻）の課程を修了したことを証する

第1章 総 則

第1条 この細則は、学生生活に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学生証

第2条 皇學館大学（以下「本学」という。）学生に対して、入学時に学生証を交付する。

- 2 学生は、学生証を常に携帯し、求めに応じ呈示しなければならない。学生証を携帯しない者は、教室、図書館その他本学の施設を利用することができない。
- 3 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 学生証を紛失したときは、直ちに学生支援部に届け出て再交付を受けなければならない。また、本学の学籍を離れるときは、必ず学生支援部に返納しなければならない。

第3章 学生寮

第3条 学部学生のうち、学生寮への入寮を希望する者は、願い出により入寮を許可する。ただし、あらかじめ提示する条件を承諾する者に限る。

- 2 学生寮についての規程は、別に定める。

第4章 住所及び身上の異動

（住所変更届）

第4条 学生は、住所を学生支援部に届け出ること。

- 2 住所を変更したときには、速やかに学生支援部に届け出ること。

第5条 学生がその身上に異動が生じたときは、前条第2項と同様に届け出ること。

（保証人変更願・保証人住所変更届）

第6条 保証人が死亡し又はその条件を欠くに至ったとき、その他の事由によって保証人を変更しようとするときは、学生支援部に願い出て学長の許可を受けること。

- 2 保証人の住所に変更があったときは、学生支援部に届け出ること。

第5章 服装

第7条 服装は、端正を旨とし、本学学生としての誇りと品位を保つように心がけなければならない。

- 2 特別の場合（入学式、卒業式その他特に指定した場合をいう。）の服装は次のとおりとする。
 - (1) 男子学生 黒又は紺系の背広上下、ネクタイ、白のワイシャツを着用すること。
 - (2) 女子学生 黒又は紺系のスーツ、白ブラウスを着用すること。
 - (3) 所定の学章（バッジ）を付けること。

補足説明

○神宮参拝

学校行事としての神宮参拝は、全学挙げての行事であり、自らすすんで参拝する気持ちを持つことを基本とし、素直な気持ちで神前に進むことが大切であり、参拝の際の服装は男子学生は背広上下とし、白のワイシャツを選び、女子学生もスーツにしたり、白ブラウスを選ぶなどの配慮が望ましい。

○フィールドワーク

フィールドワークにおいて、特に神社参拝・学校訪問等が含まれている場合は、身なりを整え、礼を失しないように心がけること。

第6章 奨学制度

第8条 本学の奨学制度は、学生の修学を支援する目的で、給付奨学金、貸与奨学金、奨学賞、特待生、授業料の免除・徴収猶予、長谷奨学金、高松奨励金、慶光院俊奨学金、安部奨学金、岡田奨学金、櫻井奨学金を設ける。

2 それぞれの奨学規程については、別に定める。

第7章 学内団体

第9条 学生が組織する学内団体は、以下のとおりとする。

- (1) 学友会に所属する団体
- (2) 学友会に所属していない皇學館大学学生委員会（以下「委員会」という。）認定の団体

2 学内団体に関する事項は、別に定める。

第8章 集会及び行事

（学内集会・行事願）

第10条 学生又は学内団体が、学内集会若しくは行事を開催しようとするときは、実施7日前までに所定の願書を学生支援部に提出し、学生部長の許可を受けること。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 学内団体が行う所定の場所における日常の集会・行事
- (2) 運動団体の学内における練習
- (3) その他教員の責任において行う集会・行事及びあらかじめ学生部長の承認を得ているもの

第11条 学生は、19時30分以後学内に居残ってはならない。ただし、関係教員の指導による場合、附属図書館を利用する場合又は特に許可を受けた場合についてはこの限りではない。

第9章 掲示・印刷物・放送

（掲示許可願）

第12条 学生が学内に掲示をしようとするときは、掲示

3日前までに所定の願書に責任者氏名を明記して学生支援部に提出し、学生支援部学生担当課長の許可を受けること。

2 学生が学外に掲示をしようとするときは、掲示7日前までに所定の願書を学生支援部に提出し、学生部長の許可を受けること。

（刊行物発行許可願）

第13条 学生が定期又は臨時に、印刷物を発行しようとするときは、あらかじめその内容について関係教員の指導を受け、発行7日前までに所定の願書を学生支援部に提出し、学生部長の許可を受けること。

2 印刷物の出来上がったときは直ちに2部を学生支援部に提出すること。

第14条 学生が学内で放送をしようとするときは、学生支援部学生担当課長の許可を得ること。

第10章 学外者の招聘及び学外活動

（学外者招聘許可願）

第15条 学生が学外から特別指導者又は講演者を招聘しようとするときは、あらかじめ関係教員と協議し、その承諾を得た後、実施7日前までに所定の願書を学生支援部に提出し、学生部長の許可を受けること。

（学外活動許可願）

第16条 学生が本学の名を冠し又はそれを意味する名義を持って、学外において活動し、又は学外団体に参加しようとするときは、あらかじめ関係教員と協議し、その承諾を得た後、実施7日前までに所定の願書を学生支援部に提出し、学生部長の許可を受けること。

第11章 寄附募集・物品販売など

（寄附募集・物品販売・世論調査・署名運動等）

第17条 学生が学内において寄附の募集、物品の販売、署名運動、世論調査その他これに類する活動を行う場合には、あらかじめ関係教員と協議し、その承諾を得た後、実施7日前までに所定の願書を学生支援部に提出し、学生部長の許可を受けること。

第12章 庶務

第18条 この細則に係る庶務は、学生支援部において処理する。

第13章 細則の改廃

第19条 この細則の改廃は、委員会の議を経て全学教授会が行う。

附 則

移行措置旧規程による制服は昭和60年3月末まで着用することができるが、特別の場合には可能な限り本条の定めに従うこと。

この規程は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

移行措置（昭和56年6月1日施行）は昭和60年3月31日をもって廃止する。

附 則

この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成2年10月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

皇學館大学学友会会則

本会は、皇學館大学学友会と称し、皇學館大学設立の趣旨を体し、全学一体となって明朗健全なる学風の樹立に努め、学生生活の向上と皇學館大学の発展に寄与することを目的とし、この会則を定める。

第1章 事業

第1条 本会は、さきあげた本会の目的を達成するため、総務部並びに文化及び運動の各部を置き積極的な活動をするとともに、大学及び館友会の行う諸事業並びに、その他本会の目的を達成するために必要と認められる諸事業に参加する。

2 学内団体に関する事項は、別に定める。

第2章 会員

第2条 本会は、皇學館大学の教員及び全学生をもって組織し、教員は特別会員、学生は正会員とする。

第3章 役員

第3条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
総務部長	1名
総務部顧問	若干名
各部部长	各1名
総務委員長	1名
総務副委員長	1名
学級代表	各2名
各部委員長	各1名
会計委員	若干名
庶務委員	若干名
選挙管理委員	各学級2名

- (1) 会長は、学長とし、本会を代表する。副会長は、学生部長及び各学部長とし、会長を補佐する。会長に事故あるときは学生部長が、学生部長に事故あるときは各学部長がこれを代行する。
- (2) 総務部長は、学生委員会委員長とし、学生部長の指示を受けて総務部を統轄する。
- (3) 総務部顧問は、学生支援部学生担当課長及び全学教授会における学生委員会委員とし、総務部長を補佐し総務委員会の諮問に応え指導に当たる。
- (4) 各部部长及び副部长は、教員とし、各部を統轄する。
- (5) 総務委員長及び総務副委員長は、選挙によって選出された学生とする。総務委員長は正会員を代表する。総務副委員長は、総務委員長を補佐し、総務委員長に事故あるときはこれを代行する。
- (6) 各部委員長は、各部員の互選によって選出された学

生とする。

- (7) 学級代表は、各学級委員とする。
- (8) 庶務委員及び会計委員は、総務委員会の選定による学生とし、庶務及び会計を管理する。ただし、会計における帳簿現金その他必要なものの保管は学生支援部に委嘱する。
- (9) 選挙管理委員は、各学級の互選によって選出された学生とする。

第4条 正会員たる役員の任期は、毎年12月1日より翌年の11月30日までの1年間とする。ただし、学級代表の任期は4月1日より3月31日までとする。

第4章 会議

第5条 総会は、特に重要な事項につき必要な承認又は決議その他を行うものとする。

- (1) 総会は、全会員をもって構成し、その成立は、全会員の過半数の出席をもって成立する。
- (2) 総会は、会長がこれを招集する。ただし、全会員の3分の1以上の署名による要求がある場合は、これを招集しなければならない。
- (3) 総会の議長及び副議長は、総務委員会においてあらかじめ選出された正会員をもってこれに充てる。
- (4) 議決は、出席正会員の過半数をもって決議する。

第6条 役員会は、総務部長、総務部顧問、各部部长、総務委員長、総務副委員長、学級代表、各部署委員長をもって構成する。役員会は、予算及び決算の承認、総務委員会の要請があった場合、又は特に必要と認められる場合に総務部長がこれを招集する。役員会の議長は、総務部長、副議長は総務委員長とする。

第7条 総務委員会は、文化及び運動の各部の実際の活動、また大学祭や球技大会等の課外活動全般につき総合的な企画を立て、これを実施し、庶務、会計及び渉外等本会の運営に当たる。総務委員会は、総務委員長、総務副委員長、学級代表、各部署委員長をもって構成し、その開催は構成者の過半数の出席を必要とする。総務委員会は、毎月1回の定例会のほか、特に必要のある場合、総務委員長の要請により総務部長がこれを招集する。

- (1) 総務委員会の決定は、多数決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。総務委員会の議長は、総務委員長、副議長は総務副委員長とする。
- (2) 総務部長及び総務部顧問は、総務委員会に出席し発言することができる。

第8条 常任委員会は、総務委員会に置かれ、必要な諸提案をする。常任委員会は、総務委員長、総務副委員長、学級代表をもって構成する。

第9条 各部署の構成、運営及びその他必要な事項につい

ては、各部において自主的にこれを定めるものとする。

第5章 会計

第10条 本会の経費は、正会員の会費及び寄附金その他をもってこれに充てる。

第11条 前条の会費の額及び納入方法等については、総務委員会の決議に基づき、会長がこれを定める。

第12条 本会の会計については、毎年1回以上、会長の委嘱する監査委員の監査を受けるほか、会員の要求があった場合、いつでも帳簿等を閲覧に供しなければならない。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第6章 改正

第14条 本会則の改正は、役員会において行う。

附 則

この会則は、昭和38年4月1日からこれを施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年11月20日から施行する。

学内団体に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、皇學館大学学生細則第9条及び皇學館大学学友会会則第1条第2項の規定に基づき、学内団体に関する必要な事項を定める。

（学内団体）

第2条 学生が組織する学内団体は、学友会に所属する団体（以下「部」という。）と学友会に所属していない皇學館大学学生委員会（以下「委員会」という。）認定の団体（以下「同好会」という。）とする。

2 部の設立は、原則として同好会からの昇格に限るものとし、部を新規に設立することはできない。

（同好会の設立）

第3条 学生が同好会を設立しようとするときは、責任者2名が専任の教員のうちから顧問教員を委嘱し、その承認を得た後、所定の願書を団体規約・会員名簿とともに学生支援部に提出しなければならない。

2 委員会及び全学教授会は、提出された願書をもとに、同好会の設立を審議し、認定を行う。

（同好会から部への昇格）

第4条 部への昇格を希望する同好会は、学友会所定の申請書に必要事項（部の名称、部長、学生代表、部員名簿、規約等）を記入のうえ、部昇格の審議が行われる学友会総務委員会開催の10日前までに学友会総務委員長に提出しなければならない。

2 部への昇格を希望する同好会は、新規に設立されてから概ね3年以上活動していなければならない。

3 部への昇格を希望する同好会は、1年次と2年次の部員数の合計が5名以上でなければならない。

4 運動部への昇格を希望する同好会は、それぞれの競技団体の学生連盟等への登録条件を満たしていることを事前に確認しなければならない。また、昇格後、直ちに当該組織への登録をしなければならない。

5 文化部への昇格を希望する同好会は、前年度の4月1日から1月末日までの間に、活動内容に沿った大学祭での発表又は学外活動を行っていないなければならない。

6 既に設置されている部と活動内容が全く同一である同好会は、部に昇格できない。

（部昇格の選定）

第5条 学友会総務委員会は、提出された申請書をもとに部昇格を審議し、出席正会員の3分の2以上が活動内容から昇格妥当と判断した場合に、当該同好会を部昇格候補団体に選定する。

（部昇格の認定・部設置の許可）

第6条 委員会及び全学教授会は、学友会総務委員長より提出された申請書をもとに審議し、部昇格候補団体の部昇格認定を行う。

2 学友会会長が部の設置を許可する。

（学内団体の認定期間）

第7条 同好会から昇格した部の認定期間は、認定日から翌年の3月31日までとする。

2 前年度から継続している部の認定期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

（学内団体の継続）

第8条 学内団体として継続を希望する場合は、所定の部・同好会活動継続届に必要な事項を記入し、1月末日までに学生支援部に提出しなければならない。期日までに提出のない団体は原則として継続を認めない。

2 部を継続する場合は、1年次から3年次の部員数の合計が5名以上でなければならない。

3 同好会を継続する場合は、1年次から3年次の会員数の合計が2名以上でなければならない。

（団体届出事項変更）

第9条 学内団体が団体規約などの届け出事項を変更しようとするときは、所定の願書を学生支援部に提出しなければならない。

2 委員会及び全学教授会は、提出された願書をもとに審議し、許可を行う。

（学内団体解散届）

第10条 学生が学内団体を解散しようとするときは、所定の届出書を学生支援部に提出しなければならない。

（学内団体の活動停止又は解散）

第11条 学内団体が次の各号に該当する活動を行ったときは、委員会は全学教授会の承認のうえ、当該団体に活動停止又は解散を命ずる。

(1) 学則又は諸規則に違反した活動が行われたとき。

(2) 活動中に重大な事故が発生するなど、団体の運営が円滑に行われなかったとき。

(3) 学内団体及びその団体構成員が、不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき。

(4) 団体活動が、本学の教育研究等の遂行を阻害し、教職員の指示に従わなかったとき。

（部から同好会への降格）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会は全学教授会の承認のうえ、当該部を同好会に降格する。

(1) 当該部がこの規程に定めた部の条件を満たしていないが、同好会の条件を満たしている場合

(2) 当該部の部長が辞退し30日以上部長が定まらない場合

(3) 当該部の学生が同好会への降格を学生支援部に届け出た場合

(4) 当該部が学友会総務委員会を無断で連続4回以上欠席し、学友会総務委員会において出席正会員の3分の2以上が降格妥当と判断した場合

（部室の明け渡し）

第13条 部が解散又は同好会に降格となった場合、当該団

体は部室を速やかに明け渡さなければならない。

（庶務）

第14条 この規程に関する庶務は、学生支援部において処理する。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て学友会役員会が行う。

附則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年11月20日から施行する。

皇學館大学学友会選挙規則

第1章 総則

第1条 この規則は、皇學館大学学友会会則の趣旨にのっとり、学友会正会員による選挙の方法を規定し、その選挙が公明かつ適正に行われることを確保し、もって学友会の健全な発達を期することを目的とする。

第2条 この規則は、総務委員長、総務副委員長の選挙に適用する。

第2章 選挙権及び被選挙権

第3条 学友会正会員は、すべて選挙権を有する。ただし、選挙期間中に学則第8章第53条に該当する者は、このうちに入らない。

第4条 学友会正会員は、すべて被選挙権を有する。ただし、選挙期間中に学則第8章第53条に該当する者は、このうちに入らない。

第3章 選挙期日

第5条 任期満了による選挙は、その任期の終わる日の前20日以内に行う。

第6条 選挙の期日は、少なくとも10日以前に告示しなければならない。

第4章 投票

第7条 選挙は無記名投票により行う。

第8条 投票は、各選挙につき1名1票で、単記とする。ただし、立候補者1名の場合は信任投票とする。

第9条 投票は選挙管理委員会の定めた方法により行う。

第10条 投票用紙は、選挙管理委員会発行のものを使用する。

第11条 特別会員及び正会員は、選挙管理委員会より委託されたときにのみ投票の管理に当たることができる。

第5章 開票

第12条 開票は、選挙管理委員会によって投票の当日に、選挙管理委員会の定めた場所において、各候補責任者立会いのもとに行われる。ただし、信任投票の場合は総務委員長及び総務副委員長も立会うものとする。

第13条 下記の投票は無効とする。

- (1) 第10条による正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 立候補者の誰を記入したか確認し難いもの。
- (3) 立候補者以外の氏名を記載したもの。
- (4) 1投票用紙中に2名以上の氏名を記載したもの。
- (5) 信任投票の場合、選挙管理委員会の指定した記載方法によらないもの。
- (6) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの（ただし、候補者の学年、学科、住所、又は敬称の類いを記入したものは有効とする。）。

第6章 候補者

第14条 立候補者は、選挙期日の告示があった日から投票日前7日までに責任者を1名立て、文書で立候補する旨を選挙管理委員会に届出する必要がある。

2 前項の文書には、候補者の氏名、学年、学科及び責任者1名の氏名を記載しなければならない。

第15条 立候補者は第9章に規定した選挙運動と選挙管理委員会の定めた立会演説会に参加する権利を有する。

第7章 当選人

第16条 各選挙において、第17条に定める必要得票数以上で、最高位者を当選人とする。

第17条 当選人の得票は、全正会員の4分の1以上を必要とする。

第18条 信任投票の場合には、必要得票数以上で投票数の過半数以上の賛成があった場合、信任されたものとする。

第19条 各選挙において、必要得票数に達しなかった場合には、得票数上位2者による決戦投票を行う。ただし、立候補者が2名の場合には、再度投票を行う。

第20条 決選投票及び再度投票は第4章の規定による。

第21条 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじか選挙管理委員会で決める。

第8章 補欠選挙

第22条 役員に欠員が生じた場合には、総務委員長又は、総務副委員長の判断により、補欠選挙を行う。特に総務委員長及び総務副委員長、両者の欠員を生じた場合には、総務委員会が発議して補欠選挙を行う。ただし、任期満了前、20日以内の補欠選挙は行わない。

第23条 前条により補欠選挙の必要を生じた場合には、選挙管理委員会は選挙の期日を定め、これを告示しその必要が生じた日から20日以内に選挙を行う。

第24条 この場合の選挙は、第4章、第5章、及び第7章の規定による。

第9章 選挙運動

第25条 選挙運動の期日は、立候補届出のあった日から投票の前日までとする。

第26条 ポスターは選挙管理委員会の指定した用紙に限る。なお候補者の氏名以外に責任者を1名明記する。

第27条 ポスターの掲示場所は、第44条の規定による。

第28条 立会演説会は、立候補締切の翌日から選挙の前日までに行う。

第29条 立会演説会における推薦演説は、候補者1名につき3名までとする。

第30条 選挙管理委員及び選挙権を有しない者並びに総務委員長、総務副委員長は一切選挙運動をすることはできない。

第31条 校内及び寮以外の場所で選挙運動をしてはならな

い。ただし、選挙管理委員会で別に定めた場合は、この限りではない。

第32条 何人も署名運動、人気投票を選挙のために利用することはできない。

第33条 何人も選挙運動に関して、いかなる名義をもってするを問わず、金銭及び物品を提供することができない。

第34条 選挙運動のために使用する文書は、選挙管理委員会で許可するもの以外、頒布することができない。

第35条 校内放送は、選挙管理委員会で定める場合以外は使用することはできない。

第36条 候補者は、個人演説会を行うことができる。その場合には、開催する前日までに文書で選挙管理委員会に届け出ねばならない。

第37条 連呼行為はこれを禁止する。

第10章 異議申立

第38条 選挙の効力に異議のある正会員は、投票の翌日から5日以内に選挙管理委員会に対し異議申立を文書により行うことができる。

第39条 前条により異議申立を受理した選挙管理委員会は違反の真相を究明し、当選に異動を及ぼすおそれのある場合には選挙の一部若しくは全部の無効を決定しなければならない。

第40条 選挙管理委員会への異議申立については、総務委員会がこれを受理し、採決を行う。

第11章 選挙管理委員会

第41条 本委員会は、学級の選出による各々2名の委員によって構成され、正・副委員長各々1名、書記1名を互選によって決定する。

第42条 本委員会は、常任委員会とし、委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

第43条 次の事項に該当するに至った場合は、委員の職にとどまることはできない。

- (1) 選挙権、被選挙権を有しなくなった場合
- (2) 心身の故障のため職務を執行することができない場合
- (3) 職務上の業務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合

委員に欠員を生じた場合、あらたに委員を選出する。その任期は、その前任者の残任期間とする。

第44条 本委員会は、第2条に定める学生会委員の選挙に関する一切の権限を有し、次の職務を行う。

- (1) 選挙の計画を立てる。
- (2) 選挙期日を告示し、立候補の受付を行う。
- (3) 投票用紙を発行する。
- (4) ポスターの用紙、枚数並びに掲示場所を決定し、ポスター用紙の配布を行う。
- (5) 立会演説会の企画、運営に当たる。

- (6) 投票場所を決定し、投票の管理並びに開票を行い、結果を公表する。
- (7) 選挙が公正に行われるように管理し、違反があれば、真相を究明し処理する。
- (8) 信任投票の場合には、投票用紙の記載方法を定める。
- (9) その他選挙に関する一切の職務を取り行う。

第12章 罰 則

第45条 選挙規則に違反した者は、卒業時まで選挙権、及び被選挙権を認めない。

第46条 候補者及び責任者が、選挙規則に違反した場合は、その当選は無効とする。

第13章 罷 免

第47条 全正会員は、総務委員長、総務副委員長に対する罷免権を有し、署名をもってその意思を表明することができる。

第48条 罷免は、署名が全正会員の過半数以上に達した場合、成立するものとする。

第49条 この場合の選挙は、第8章の規定による。

第14章 補 則

第50条 総務委員長、総務副委員長が立候補する場合には、立候補届出と同時に、役員を解任する。

第51条 立候補者がいない場合又は第18条で不信任の場合には、緊急総務委員会を開き、若干名の推薦立候補者を出す。

第52条 前条の選挙は、第4章、第5章及び第7章の規定による。

附 則

この規則の改正は、皇學館大学学友会会則第14条によってなされる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

学校法人皇學館キャンパス・ハラスメント防止に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、学校法人皇學館（以下「本法人」という。）において、学生、生徒及び職員等（以下「構成員」という。）が個人として尊重され、就学、就労、教育又は研究（以下「就学・就労」という。）を健全で快適な環境の下に遂行できるようキャンパス・ハラスメントの防止及び排除のための措置について、必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 この規程は、本法人の構成員の基本的人権が尊重されるとともに、キャンパス・ハラスメントのない、自由で平等な環境において、ともに学び、働き、研究する各構成員の権利が保障されることを目的とする。

（定 義）

第3条 この規程において、キャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）とは、本法人の構成員が、就学・就労に関連して、相手の意に反する不適切な言動や行動をすることによって、相手が精神的な面を含めて、就学・就労を行うことに支障が生じたり、そのための環境を悪化させたりすることをいう。これらの中には、性差別や性的嫌悪感がもとなるセクシュアル・ハラスメント、職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用したパワー・ハラスメントや、妊娠、出産又は育児に関する言動がもとなるマタニティ・ハラスメント、教育・研究との関連で生じるアカデミック・ハラスメント、スクール・ハラスメントと呼ばれるものを含む。

（職員の責務）

第3条の2 職員はハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の構成員に対する言動に必要な注意を払うとともに、本法人が講ずるハラスメント防止措置に協力しなければならない。

（防止責任者）

第4条 理事長は、本法人のハラスメントの防止について、総括する。

2 学長は、皇學館大学におけるハラスメントの防止について、啓発・指導・監督にあたるものとする。

3 高等学校長は、皇學館高等学校におけるハラスメントの防止について、啓発・指導・監督にあたるものとする。

4 中学校長は、皇學館中学校におけるハラスメントの防止について、啓発・指導・監督にあたるものとする。

5 防止責任者は、相談員から第18条の報告を受けた場合は、すみやかに第5条の防止対策委員会を開催するものとする。

（対策委員会）

第5条 本法人に、ハラスメントの防止及び被害者救済の適切な対応を図るため、キャンパス・ハラスメント防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

第6条 対策委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学 長
- (2) 各学部長
- (3) 学生部長
- (4) 高等学校長
- (5) 中学校長
- (6) 事務局長
- (7) 理事長が本法人の専任職員のなかから委嘱する者（対策委員会の男女構成比を考慮）5人

2 対策委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7条 前条第1項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 対策委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

第9条 対策委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 対策委員会は、ハラスメントの防止等に関する施策を企画立案し、必要事項を第4条の防止責任者に答申するものとする。

2 対策委員会は、第18条の報告の事案（以下「事案」又は「当該事案」という。）について、事実調査を必要と認めた場合は、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置き、その調査にあたらせるものとする。

3 対策委員会は、第15条第3項の調査報告及びその報告に基づく審議結果を当事者に明らかにするものとする。ただし、当事者から異議の申立があれば当該事案の調査報告を精査し、必要と認める場合は調査委員会に差し戻すことができる。

4 対策委員会は、調査委員会を設置したこと、及び当該事案の審議結果を理事長に報告しなければならない。

5 対策委員会は、ハラスメントに関する苦情の申出若しくは相談（以下「苦情相談」という。）又は当該事案に係る調査への協力に起因して、就学・就労をするうえで不利益を受けることがないようにしなければならない。

6 対策委員会は、ハラスメントの防止等のために、第16条の相談員及びその他の関係者に対し必要な指導又は助言にあたらなければならない。

（調査委員会）

第11条 調査委員会は、対策委員会が本法人の専任職員のなかから指名する男女5人をもって構成する。

2 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求

め、その意見を聴くことができる。

第12条 委員の任期は、委員を任命された日から、当該事案の調査及び審議が全て終了した日までとする。

第13条 調査委員会に委員長を置き、対策委員会が指名する。

2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

第14条 調査委員会は、全委員の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 調査委員会は、指示された事案について調査にあたるものとする。

2 調査委員会は、当事者・相談を受けた相談員及びその関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、対象者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

3 調査委員会は、調査結果を対策委員会に報告しなければならない。

（相談員）

第16条 本法人は、苦情相談に対応するため、大学、高等学校及び中学校に相談窓口として相談員を置く。

第17条 理事長は、男女若干人に相談員を委嘱する。

第18条 相談員は、苦情相談に対し助言及び指導にあたるとともに、本人が同意した場合には、その具体的内容を本人の所属する防止責任者に報告しなければならない。

（協力）

第19条 事案当事者及び関係者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

（不利益取扱の禁止）

第19条の2 本法人は、苦情相談したこと、調査委員会の調査に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

（プライバシーの保護）

第20条 事案についての情報を知り得た者は、当事者のプライバシーの保護を最優先にし、その内容を他に漏らしてはならない。

（処分・改善）

第21条 理事長は、第10条第4項の報告を受けたときは、学長、高等学校長又は中学校長に通知するものとし、処分又は就学・就労の環境の改善が必要であると認めた場合は、遅滞なく必要な措置を講じ、再発防止を図らなければならない。

（庶務）

第22条 対策委員会及び調査委員会に関する庶務は、法人本部事務局総務部が処理する。

（規程の改廃）

第23条 この規程の改廃は、対策委員会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 学校法人皇學館セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程（平成11年11月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

皇學館大学学生の懲戒に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、皇學館大学学則（以下「学則」という。）第53条の規定に基づき、学生（大学院及び専攻科の学生を含む。以下同じ。）の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の内容）

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学 有期又は無期とし、一定の期間登校を停止すること。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

（懲戒の対象行為）

第3条 懲戒の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる不当な行為
- (2) 学内外における犯罪行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 人権を著しく侵害する行為
- (5) 学則その他本学の諸規則に違反する行為
- (6) その他本学学生の本分にもとると認められる行為

（調査等の付託）

第4条 学長は、懲戒の対象とみなされる行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに学生部長を経て皇學館大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）に当該事案について、調査及び審議を付託するものとする。

（学生問題調査部会）

第5条 学生委員会は、前条により付託があった場合は、直ちに学生問題調査部会（以下「調査部会」という。）を設置する。

2 調査部会は、次に掲げる部会員によりその都度構成する。

- (1) 学生委員会委員長が委嘱する学生委員会委員 3名
- (2) その他必要と認められる者 若干名

3 調査部会に部会長を置き、部会員の互選とする。

（調 査）

第6条 調査部会は、速やかに当該事案に係る事実調査を行う。

2 調査部会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 調査部会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。

4 調査部会は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 当該学部長は、必要に応じて調査部会に出席し、意見

を述べることができる。

6 調査部会は、調査結果を学生委員会に報告しなければならない。

7 学生委員会は前項の調査結果報告に基づき、懲戒の要否及び懲戒を要する場合のその内容について審議し、学生部長を経て学長に報告するものとする。

（事案が判明した場合の措置）

第7条 学長は、前条第7項の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに謹慎を命じることができる。

（懲戒の決定）

第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、全学教授会、大学院委員会又は専攻科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て懲戒を決定する。

2 停学の始期は教授会等の議を経て学長が決定する。

3 停学の期間の計算は、暦日計算による。

4 停学の期間には、謹慎の期間を含めることができるものとする。

（再審査）

第9条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、その証拠となる資料を添えて、再審査を文書により学長に請求することができる。

2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を教授会等に諮るものとする。

3 学長は、教授会等が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査部会を設置し、第6条及び第8条に規定する手続きを経るものとする。

4 学長は、教授会等が再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

（嚴重注意）

第10条 学部長等は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意の伝達は、学部長等が、学生委員会委員長、当該指導教員、及び当該クラス担任等の立会いの下に行うものとする。

（懲戒の通知等）

第11条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付しなければならない。

2 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

（懲戒の公示）

第12条 学長は、懲戒処分をした場合は、懲戒の内容及びその事由を学内に公示するものとする。ただし、氏名及

び学生番号は原則として公示しないものとする。

（無期停学の解除）

第13条 無期停学の解除は、学生委員会の発議により、教授会等の議を経て学長が決定する。

2 学生委員会の発議は、当該学生の改悟の情が顕著であると認められる場合に行うものとする。

（懲戒の処理）

第14条 懲戒は、学籍簿に記載する。ただし、証明書等には、当該懲戒を記載しないものとする。

（懲戒中の試験及び履修登録）

第15条 停学中及び謹慎中の試験等の受験及び履修登録は、次のとおりとする。

(1) 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。

(2) 停学中及び謹慎中の履修登録は、本学が定めた履修登録期間に行うことができる。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第17条 この規程にかかる庶務は、学生支援部において処理する。

（規程の改廃）

第18条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て全学教授会が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

皇學館大学学生の交通事故に関する懲戒基準

1. 目的

この懲戒基準は、皇學館大学学生の懲戒に関する規程第16条の規定により、学生の懲戒実施についての必要な事項として、学生の交通事故に関する懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

2. 懲戒の対象となる交通事故

(1) 懲戒の基準

- ① 事故の態様が悪質である交通死亡事故（交通事故による受傷を原因として被害者が事故後30日以内に死亡した事故）に対する懲戒処分は、退学、または無期停学とする。
- ② 事故の態様が悪質である交通傷害事故に対する懲戒処分は、有期停学または訓告とする。ただし、情状によりその処分を減ずることができる。また、1か月以上の有期停学は、態様が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。
- ③ 事故の態様が悪質である交通物損事故に対する懲戒処分は、有期停学または訓告とする。ただし、情状によりその処分を減ずることができる。また、1か月以上の有期停学は、態様が悪質で結果が重大な場合に限るものとする。
- ④ 再犯の場合は、より重い処分とすることができる。

(2) 懲戒の対象とならないもの

交通事故の態様が悪質でないものについては、懲戒処分の対象とはしない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故に対しては、必要に応じて学部等の指導（学部長等による嚴重注意等）を行う。また懲戒の基準に該当しないものの、事故の態様が悪質である交通事故に対しても同じく必要に応じて学部等の指導を行う。

(3) 悪質性の判断基準

交通事故に対する懲戒処分は、学則53条に定める「学生の本分にもとる行為」として科せられるものであることに鑑み、態様が悪質な交通事故とは道路交通法施行令別表第二の一点数が6点以上である次のような行為があった場合を指すものとする。

- ① 酒酔い運転
- ② 死傷事故の場合の救護義務違反（ひき逃げ）
- ③ 麻薬等運転
- ④ 共同危険行為等禁止違反
- ⑤ 無免許運転
- ⑥ 大型自動車等無資格運転
- ⑦ 仮免許運転違反
- ⑧ 酒気帯運転0.25以上
- ⑨ 酒気帯運転0.25未満

⑩ 過労運転等

⑪ 妨害運転（著しい交通の危険）

⑫ 妨害運転（交通の危険のおそれ）

⑬ 無車検運行

⑭ 無保険運行

⑮ 速度超過（50km以上）

⑯ 速度超過（30km（高速40km）以上50km未満）

⑰ 携帯電話使用等（交通の危険）

⑱ 積載物重量制限超過（大型等10割以上）

(4) 上記の悪質性の判断基準については、法令の改正及び社会的状況の変化に応じ、適宜改正するものとする。

3. この基準の改廃は、皇學館大学学生委員会の議を経て全学教授会が行う。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

学校法人皇學館情報ネットワーク 管理運用規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人皇學館情報ネットワーク（以下「情報ネットワーク」という。）の管理運用に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、情報ネットワークとは、学校法人皇學館（以下「本法人」という。）において教育・研究活動、社会貢献活動及び各種業務に供されることを目的として設置された情報通信ネットワーク及びその設備をいう。

（運用管理責任者）

第3条 情報ネットワークの運用管理にあたるため、次の各号の責任者を置く。

- (1) 情報ネットワーク運用管理責任者（以下、「運用管理責任者」という。）は、法人本部事務局総務部長とする。
- (2) 情報ネットワーク運用管理実務責任者は、中学校・高等学校にあっては教頭、大学にあっては法人本部事務局総務部情報担当課長とする。

（管理範囲）

第4条 この規程の対象とする情報ネットワークの範囲は、以下の通りとする。

- (1) LAN及び関連機器（無線LANも含む。）
- (2) 外部機関との接続に関わる通信回線網及び関連機器
- (3) 各建物内の配線及び接続関連機器、各情報コンセント

（利用者）

第5条 情報ネットワークの利用者は、次の各号の一に該当する者とし、運用管理責任者の注意及び指示に従うこととする。

- (1) 本法人の教職員、学生及び生徒
- (2) その他運用管理責任者が認めた者

（利用）

第6条 情報ネットワークの利用は、原則として教育・研究活動、社会貢献活動及び各種業務の遂行を目的としたものに限る。

（接続申請）

第7条 機器等を新たに情報ネットワークに接続しようとする者は、「学校法人皇學館情報ネットワーク接続申請書（様式1）」を運用管理責任者に提出し、承認を得なければならない。

（禁止事項）

第8条 情報ネットワークの利用にあたっては、学校法人皇學館情報セキュリティポリシー及び関係する法令、

規則等を遵守するものとし、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) プライバシー及び著作権等の法令に定める権利を侵害する行為
- (2) 情報ネットワークの運用に支障を及ぼす行為
- (3) 外部ネットワークに支障を及ぼす行為
- (4) 営利を目的とした行為
- (5) その他、法令及び社会慣行に反する行為

（罰則）

第9条 情報ネットワークに対して不正もしくは不利益となる行為が明らかになった場合、又は前条の禁止事項に反した場合は、運用管理責任者は、利用者に対して注意し、事態の改善を指示するとともに、学校法人皇學館賞罰規程、皇學館大学学則、皇學館高等学校学則及び皇學館中学校学則等の規則に諮り処分を行うことがある。

（庶務）

第10条 情報ネットワークに関する庶務は、法人本部事務局総務部において処理する。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、部長会の議を経て常勤理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 皇學館大学情報ネットワーク管理運用規程（平成9年12月1日）は廃止する。

学校法人皇學館情報倫理規程

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人皇學館（以下「本法人」という。）の関係者が、情報ネットワークシステム（以下「システム」という。）を利用する場合の情報倫理における基準を定め、本法人関係者であるという自覚と責任を持ち、健全な行動規範を持って、システムを利用することを目的とする。

（定 義）

第2条 システムとは、ネットワークに接続された情報機器及び当該情報機器上で動作するソフトウェア並びに通信回線そのものを指す。

2 情報倫理とは、システムの利用及び個人がインターネット上で行う情報発信行為全般において最低限守らなければならない行動規範である。なお、具体的な行動規範については、学校法人皇學館情報セキュリティポリシーを別に定め、本規程を補完するものとする。

3 本法人の関係者とは、教職員、学生及び生徒を指す。

（適用範囲）

第3条 この規程は、学内及び学外にてシステムを利用する本法人の関係者に対して適用する。

（情報倫理の基準）

第4条 情報倫理の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公序良俗、法令に反する行為、又はその恐れのある行為をしないこと。
- (2) 人権及びプライバシーを侵害する行為、又はその恐れのある行為をしないこと。
- (3) 著作権等における他者の権利を侵害する行為、又はその恐れのある行為をしないこと。
- (4) 個人又は団体の名誉を棄損する行為、誹謗中傷する行為、又はその恐れのある行為をしないこと。
- (5) 虚偽情報の発信、風評を助長させる情報の発信、その他社会通念上不相当と認められる情報の発信をしないこと。
- (6) 他人の利用者IDを用いてシステムを使用する等の不正アクセスをしないこと。

（違反行為発見時の対応）

第5条 前条に規定する情報倫理の基準に反した行為が明らかとなった場合は、学校法人皇學館職員服務規程、学校法人皇學館賞罰規程、皇學館大学学則、皇學館大学大学院学則、皇學館大学専攻科規程、皇學館高等学校学則及び皇學館中学校学則の他、関係諸規程の規定により処分を行うことがある。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て常勤理事会が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

個人情報の利用目的について

本学は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な収集・利用に努め、安全管理のために必要な措置を講じています。

また、本学で取り扱う個人情報は、本学が目指す教育・研究・社会連携等の各事業を遂行するために、以下の利用目的で適正に収集・利用します。

以下の利用目的の範囲を超えて収集・利用する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示します。

1. 学生（科目等履修生、研究生、聴講生、留学生等を含む）の個人情報

○履修・修学関係

履修指導 修学指導 履修登録 授業・試験運営
各実習・介護等体験 フィールドワーク 修学及び
研究活動支援 成績処理・管理 単位認定 進級・
卒業・修了判定 諸資格判定 諸資格申請 学位記
授与 各種証明書発行 国際交流 海外留学 各
種統計・調査

○学籍関係

休学・復学・退学・停学・再入学・復籍・転学部・
転科手続き 各種統計・調査

○学生生活関係

学生証交付 学生生活相談 課外活動支援・管理
福利厚生 奨学金手続き 短期貸付手続き 学生
傷害保険加入・請求手続き 入寮・退寮時の手続き
寮生活支援・管理 各種証明書発行 弔意・災害見
舞 健康診断・管理・相談 家庭教師斡旋 卒業ア
ルバムに関する手続き 各種統計・調査

○施設及び貸出品の利用関係

図書館及び図書の利用環境の提供 パソコン、タブ
レット等情報端末や周辺機器の利用、各種システム
の利用環境の提供 教室及び視聴覚設備の提供
体育・課外活動施設の提供 駐車場の提供 皇學館
会館の提供 大学の備品等貸出 各種統計・調査

○進路関係

就職活動支援 進路調査 就職斡旋 インター
シップ手続き 課外講座・就職支援講座運営 各種
統計・調査

○その他

各種連絡・通知・案内 学費等納入・管理 各種統
計・調査 式典・行事運営 学園広報活動

2. 保証人・保護者等の個人情報

学生の学校生活に関する連絡・通知 各種送付物（成
績表、式典行事案内、広報誌、学費納入案内）発送
保証人変更に関する手続き 募金依頼 夢の会事業
実施・運営 名簿作成 卒業アルバムに関する手続き

各種統計・調査

3. 卒業生の個人情報

各種証明書発行 施設設備の利用 進路調査 就職
活動支援 就職斡旋 募金依頼 館友会（同窓会）事
業実施・運営 名簿作成 奨学金返還 各種統計・
調査

4. 入学志願者・資料請求者の個人情報

各種送付物（大学案内、オープンキャンパス案内、進
学相談会・説明会案内、願書、受験票、合否通知、
入学手続き書類）発送 入学試験運営 入学手続き
入学前教育 入学辞退手続き 入学辞退時の学費等
返還各種統計・調査 各種統計・調査

5. 講習会受講者の個人情報

各種送付物（講習会案内、願書、合否通知、受講手
続き書類） 資格判定 資格申請 受講料納入・管理
講義運営 成績処理・管理

6. 各種公開講座等受講者の個人情報

講座運営 講座案内発送 各種統計・調査

7. 記念事業協力者の個人情報

名簿作成 各種統計・調査 各種会議案内・運営

8. 本学役員・教職員（本学と雇用関係にあるもの）の個人情報

採用 異動 退職 労務管理 給与等支給 研修
健康管理 福利厚生 保健 保険 租税 各種証明
書等発行 研究業績・研究費管理 各種送付物（広報
誌・各種通知・物品・行事案内・募金依頼）発送 各
種統計・調査 名簿作成 各種会議等運営 登記
自己点検・評価 その他組織運営に関する業務

9. 第三者提供について（保証人への成績通知等）

本学では、学生に対して適切な教育的指導・支援
を行っていく上で、保証人の皆様のご理解とご協力
を得ることが不可欠であると考え、保証人の皆様
に対し、学生の成績通知及び履修状況に関する事
、その他学園生活全般に関する事との連絡・相談を行
っています。

また、全国各地で開催する夢の会（父母等懇談会）
においても、学生の単位修得状況や進級・卒業要件
の充足度などを提示しながら、学生の進学や就職、
学生生活に関して個別面談を行っています。

本学では、個人情報保護法が完全施行された平成
17年度以降につきましても、特に申し出のない場合
は、継続して前記の事を実施していきます。

また上記の他、海外留学、業務外部委託、学外実習等必要に応じて関係機関に個人情報の提供を行います。

10. 館友会（同窓会）との個人情報共同利用について

本学では、卒業後も個人情報を管理する他、広報誌・各種案内状の送付など卒業生の親睦や互助に資することを利用目的の範囲内として、大学の同窓会組織である館友会と共同で個人情報を利用させていただきます。

共同利用する個人データ：氏名、卒期、学部学科、住所、電話番号、勤務先

皇學館情報セキュリティポリシー

1. 皇學館情報ネットワーク利用ガイドライン

本学の情報機器や個人の情報機器を用いて皇學館情報ネットワークを利用する場合は、以下のことを遵守する。

(1) 皇學館情報ネットワークの目的以外の利用禁止

皇學館情報ネットワークの利用者は、以下の目的以外の利用を行わない。

- (ア) 皇學館情報ネットワークは、本学の情報資産であり、メールや Web サイトの利用などにおいて、教育研究以外の目的で使用しない。
- (イ) 皇學館情報ネットワーク上に、メールサーバや、Web サーバ、FTP サーバなどを構築しない。
- (ウ) 他人の利用者 ID を用いて、皇學館情報ネットワーク上のサーバ、システムにアクセスしない。
- (エ) 利用者は、故意もしくは不注意を問わず、皇學館情報ネットワーク上のサーバ、システムに対して、許可されたアクセス権限以上のアクセスを行わない。
- (オ) 公序良俗に反する行為はしない。
- (カ) 法令、条例、規則及び倫理に反する行為はしない。
- (キ) プライバシーを侵害する行為はしない。

(2) 皇學館情報ネットワーク接続時の注意事項

皇學館情報ネットワークに情報機器を接続する場合は、以下のことを行う。

- (ア) 利用者が皇學館情報ネットワークに情報機器を接続し利用する場合には、事前に総務部情報担当に申請し、IP アドレスを取得する。
- (イ) 利用者は、与えられた IP アドレス以外の IP アドレスを使用しない。
- (ウ) 皇學館情報ネットワークに接続する情報機器はウイルス対策を行う。
詳細は「不正プログラム対策ガイドライン」を参照する。

(エ) 利用者は皇學館情報ネットワークに接続中の情報機器をその他の情報通信接続機器（電話回線、携帯電話、PHS、無線 LAN、専用線など）を利用して、学外のネットワークへ接続してはならない。

2. インターネット利用ガイドライン

本学の学生が本学の情報機器や自宅の情報機器、携帯電話などでインターネットを利用する場合は、以下のことを遵守する。

(1) インターネット利用上の禁止行為

インターネットを利用する場合は、以下の利用を行わない。

- (ア) 本学の情報機器からインターネットを利用する場合は、メールや Web サイトの利用などにおいて、教育研究以外の目的で使用しない。
- (イ) 他人の利用者 ID を用いて、インターネット上のサーバやシステムにアクセスしない。
- (ウ) 利用者は、故意若しくは不注意を問わず、インターネット上のサーバやシステムに対して、許可されたアクセス権限以上のアクセスを行わない。
- (エ) インターネット上に利用者が知り得た本学の情報をむやみに掲載しない。
- (オ) 公序良俗に反する行為はしない。
- (カ) 法令、条例、規則及び倫理に反する行為はしない。
- (キ) プライバシーを侵害する行為はしない。

(2) Webサイト閲覧における注意事項

Webサイトの利用者は、以下のことを注意する。

- (ア) 出会い系やアンダーグラウンドなどの信頼できない Web サイト、情報発信者が不明な Web サイトへアクセスをしない。
- (イ) 出会い系やアンダーグラウンドなどの信頼できない Web サイト、情報発信者が不明な Web サイトからソフトなどをダウンロードしない。
- (ウ) 署名の無いあるいは出会い系やアンダーグラウンドなどの信頼できない Web サイトの ActiveX や Java、JavaScript、VBScript などのコードを実行しない。
- (エ) 学外の Web サーバに対して、サイバー攻撃等不正なアクセスを行わない。また、サイバー攻撃や不正なアクセスを目的として学内外のシステムを利用しない。
- (オ) 本学の情報を本学とは関係のない Web に掲載しない。
- (カ) ブログ、プロフに自分や他人の個人情報を掲載しない。

(3) メール利用時の注意事項

メールの利用者は、以下のことを注意する。

- (ア) 個人認証のID、パスワードを他人に教えない。
- (イ) 発信者に心当たりのないメールや添付ファイルは、不正プログラムやコンピュータウイルスの可能性があるため開封しない。また、記載されたURLについても有害なサイトへの誘導の可能性もある事から安易にクリックし、接続しない。
- (ウ) メール受信時は、添付ファイルも含めアンチウイルスソフトでウイルスチェックを行う。
- (エ) 添付ファイルを送信する際は、ファイルサイズに注意し、巨大なファイルは分割する。
- (オ) メール送信時は、宛先に誤りがないことを確認するとともに、CCやBCCの設定についても誤りがないか確認する。

(4) インターネット接続時の注意事項

インターネットに接続する情報機器は、以下のことを行う。

- (ア) 本学からインターネットにアクセスする場合は、与えられたIPアドレス以外のIPアドレスを使用しない。
- (イ) インターネットに接続する情報機器はウイルス対策を行う。
詳細は「不正プログラム対策ガイドライン」を参照する。
- (ウ) 学生寮・クラブ合宿所からのインターネット接続は、事前にインターネット接続管理者に利用者、接続する情報機器の情報、情報機器のセキュリティ対策状況を示し、申請する。インターネット接続管理者は、申請書受領後に利用者に対してID、パスワードなどを配布する。
- (エ) 学生寮・クラブ合宿所からのインターネット利用においては、利用者の認証を行う。

(5) ソーシャルメディアの利用時の注意事項

TwitterやLINEなどのソーシャルメディアの利用では、以下のことを注意する。

- (ア) 本名を公開する場合は、公開対象の他人、友人の範囲及び公開する個人情報、プライバシー情報の範囲等の設定を行う。
- (イ) 誹謗中傷、公序良俗に反する発言、他人の権利を侵害する発言、誤解を招く発言は行わない。ソーシャルメディアでの発言は、「自分自身が責任を取る」という自覚を持つ。
- (ウ) 自分の価値観と異なる他人の発言に対し、攻撃的な対応を行わない。
- (エ) ウィルス感染や個人情報、ID、パスワードを搾取するためのWebサイトに誘導しようとする不自然な発言、非常識な発言や有名人になりすましたアカウントに注意する。
- (オ) 通信事業者が提供する公式サイト以外の提供元が不明なアプリケーションを安易にインストールしない。インストールしてしまった場合

は、あわてずに削除する。

3. システム利用ガイドライン

本学が提供するシステムを利用する場合、以下のことを遵守する。

(1) システムの目的以外の利用禁止

システムの利用者は、以下の目的以外の利用を行わない。

- (ア) システムは、教育研究以外の目的で使用しない。
- (イ) 皇學館情報ネットワーク上に、メールサーバや、Webサーバ、FTPサーバなどの各種サーバを構築しない。
- (ウ) 利用者は本学の情報を私的に利用しない。
- (エ) 公序良俗に反する行為はしない。
- (オ) 法令、条例、規則及び倫理に反する行為はしない。
- (カ) プライバシーを侵害する行為はしない。

(2) システム利用時の個人認証

システムの利用者は、アクセスするシステムの情報区分に応じ個人認証を行う。

- (ア) 他人の利用者IDを用いて、サーバ、システムにアクセスしない。
- (イ) 利用者は、故意若しくは不注意を問わず、サーバ、システムに対して、許可されたアクセス権限以上のアクセスを行わない。
- (ウ) 個人認証のID、パスワードを他人に教えない。又は容易に窃取される様に保管しない。

4. 不正プログラム対策ガイドライン

自宅や本学で個人の情報機器を利用する場合は、以下のことを遵守する。

(1) アンチウイルスソフトの導入

アンチウイルスソフトを導入し、不正プログラムに感染後の駆除や既知の不正プログラムに感染することを防ぐ。

- (ア) ファイルへのアクセス時、アンチウイルスソフトでウイルスに感染していないかチェックを行う。
- (イ) アンチウイルスソフトのパターンファイルが新たなコンピュータウイルスに対応するまでに時差があることから、既に蔵置されていないか確認するため、定期的に最新パターンファイルでシステムの完全スキャンを行い、コンピュータウイルスに感染していないか確認を行う。
- (ウ) アンチウイルスソフトのパターンファイルを定期的にアップデートし、最新の状態で
(ア)、(イ)を行う。
- (エ) (ア)、(イ)、(ウ)が自動的に行われるようアンチウイルスソフトの設定を行う。

(2) 脆弱性^{ぜいじやくせい}への対策

OS、ミドルウェア、オフィスソフトなどのアプリ

ケーションの脆弱性対策を行う。

(ア) ベンダーから提供されるパッチを適時、適用する。

(イ) ベンダーのサポートが終了したOS、ミドルウェア、アプリケーションは、新たな脆弱性が発見されても、パッチが提供されないため、サポートが切れる前に新たなバージョンに移行する。

※脆弱性：コンピュータやネットワークなどの情報システムにおいて、第三者が保安上の脅威となる行為（システムの乗っ取りや機密情報の漏洩など）に利用できる可能性のあるシステム上の欠陥や仕様上の問題点のこと。

(3) 不正プログラム感染時の対処

不正プログラムの感染、藏置を発見時には、すぐに以下の対処を行う。

(ア) 皇學館情報ネットワークに接続時はLANケーブルを抜き、ネットワークから隔離する。無線LANで接続している場合は端末の電源を切る。

(イ) コンピュータウイルスへの感染を認知した際は、直ちに検出したコンピュータウイルスの内容を確認し、エスカレーションルールに従い報告するとともに、検出したコンピュータウイルスの内容について確認し、その結果についても報告する。

エスカレーションルールについては、セキュリティインシデント対応ガイドラインを参照する。

※エスカレーションルール：例えば、何か問題が発生した時にその内容に応じて、管理者や責任者層に連絡することで、簡単なトラブルなどの場合には、上位者に連絡することなく対応し、事後でこのような障害があったという事後報告で終わるようなことがある。しかし、重大なトラブルの場合には、深夜であろうと責任者に連絡して指示、判断を仰がなければならない。

このような情報連絡や伝達の仕組みをエスカレーションと呼び、その決まりを示したものをエスカレーションルールと呼ぶ。

(ウ) ウィルス感染したファイルはアンチウイルスソフトにて駆除を行う。隔離されたウィルス感染ファイルを駆除する際には、アンチウイルスソフトベンダーが提示する方法に従い実施する。とくにレジストリの編集が必要な場合は、アンチウイルスソフトベンダーが提示する方法をよく読み、注意して行う。駆除後は、最新のパターンファイルに更新したアンチウイルスソフトでスキャンを行い、ウィルスが駆除されたことを確認する。アンチウイルスソフトで復旧しない場合はOSの再インストールも検討し、実施する。

※レジストリ：Windows 95以降のWindows系OSにおいて、システムやアプリケーションソフトの設定データが記録されているデータベース。

5. 情報機器利用ガイドライン

本学の情報機器及び自宅や本学で個人の情報機器を利用する場合、以下のことを遵守する。

(1) 情報の保存

個人情報とは原則、情報機器に保存しない。

(2) 情報機器の設定

個人の情報機器でも、以下の設定を行う。

(ア) 情報機器の立ち上げ時には、利用者認証を行うよう設定する。

(イ) 離席時には情報機器をロック、又はパスワード付きのスクリーンセーバで保護する設定を行う。

(3) ソフトウェア

本学の情報機器に許可なくソフトウェアのインストールを行わない。また個人の情報機器でも信頼のできないWebサイト、情報発信者が不明なWebサイトが提供するソフトウェアをインストールしない。

(4) 遵守するガイドライン

本学の情報機器を皇學館情報ネットワークに接続し利用する場合は、「皇學館情報ネットワーク利用ガイドライン」、「インターネット利用ガイドライン」、「システム利用ガイドライン」、「不正プログラム対策ガイドライン」を遵守する。

(5) 皇學館情報ネットワークへの個人の情報機器の接続

個人の情報機器を皇學館情報ネットワークに接続し利用する場合は、以下を遵守する。

(ア) 総務部情報担当に以下の項目を添え、事前申請する。

- 利用者名
- 所属
- 連絡先
- 利用場所
- 皇學館情報ネットワークの利用目的
- 利用する情報機器のMACアドレス
- ウィルス対策ソフトのインストールの有無

(イ) 本学の情報資産を個人の情報機器には保存しない。

(ウ) 「皇學館情報ネットワーク利用ガイドライン」、「インターネット利用ガイドライン」、「システム利用ガイドライン」、「不正プログラム対策ガイドライン」を遵守する。

6. 可搬媒体利用ガイドライン

USBメモリなどの可搬媒体（持ち運び可能な記憶装置）を利用する場合、以下のことを遵守する。

(1) 情報の保存

本学に関する情報や本人、他人を問わず個人情報
は可搬媒体に保存しない。

(2) 情報機器などに接続して利用する可搬媒体

情報機器などに接続し可搬媒体を利用する
場合は、以下のことを遵守する。

(ア) 学園外に本学に関する情報を可搬媒体に格
納して持ち出さない。

(イ) 学園内で本学に関する情報を可搬媒体に格
納し移動する場合は、AES-256以上の強度を
持った暗号化アルゴリズムで暗号化する。

※ AES-256:米国国立標準技術研究所 (NIST)
が政府の標準暗号方式として選定した AES
のうち、256ビットの暗号鍵を用いる方式。
AESで用いられる3種類の暗号鍵の中で最も
長く、安全性が高いとされ、現在、標準的に
使われている。

アルゴリズム: コンピュータを使ってある特
定の目的を達成するための処理手順。

(ウ) 可搬媒体もウイルス対策の対象とし、アン
チウイルスソフトで感染していないかチェッ
クを行う。

(エ) 可搬媒体は施錠した机の引き出しや、ロッ
カーなどに、適切に保管する。

(3) 可搬媒体の再利用、廃棄

可搬媒体を再利用、廃棄する場合は、以下のこ
とを遵守する。

(ア) 可搬媒体を再利用する場合は、保存してい
た情報を再生できない方法で消去する。

(イ) 可搬媒体を廃棄する場合は、物理的に破壊
するか、再生不能な状態にする。

7. セキュリティインシデント対応ガイドライン

セキュリティインシデントに遭遇したときの対応
を以下のように定める。セキュリティインシデント
に遭遇したときは一人で悩まず必ず相談をする。

※セキュリティインシデント: 情報セキュリティ
にかかわる事故・事件など。

(1) セキュリティインシデント時の基本的な対応ガイドライン

セキュリティインシデントに遭遇した場合、総
務部情報担当に相談する。情報機器を紛失した場
合は、警察に紛失届を出す。

(2) 外部の相談窓口

総務部情報担当に相談しにくい場合は、下記の
URLに相談窓口が紹介されており、これらを参考
に相談先を見つける。

<https://www.iajapan.org/hotline/consult/>

(インターネットホットライン連絡協議会 相談窓
口をお探しの方)

また、三重県警ではサイバー犯罪に関する相談窓
口を用意しており、サイバー犯罪の被害に遭い緊急を

要する場合は、以下の三重県警の本相談窓口を利用す
る。三重県警に相談後速やかに、総務部情報担当、親、
指導教員などにその旨を報告する。

電話番号

9110 (携帯電話・PHSからも使用可)

又は、059-224-9110

(相談の受付は、祝日を除く月曜日から金曜日の午
前9時から午後5時まで)

8. 情報セキュリティ教育に関するガイドライン

本学が開催する、又は推奨する情報セキュリティ
教育を受講する。

9. 参考情報

参考情報として、青少年が被害者となった携帯電
話でのインターネット利用における事件、事故の概
要を紹介する。

多くの事件、事故に共通していることは安易に自
分の名前、住所を出会い系サイトやブログ、プロフ
に掲載し、脅迫されるケースが多いことである。

とくにカメラ付携帯端末の普及により、裸の写真
を撮影、メールで送信させ、さらにそれを元に金銭
の要求や、ストーカー行為など青少年が被害に遭う
事件が多発している。(GPS機能付情報機器での写真
撮影では、写真にGPSデータが付くことで、撮影場
所が特定できてしまう)

また、最近の傾向では利用者を限定したSNS (ソー
シャルネットワークサービス)において、身分
を偽り加入した未成年がSNS内での書き込みから被
害に遭うという事件や、個人情報の流出、誹謗中傷
及び悪ふざけ画像掲載による所属機関の信用失墜等
も発生している。

このような事件に巻き込まれないためにも、自分
の個人情報を安易にホームページなどにアップし
ないことや、軽い動機での不適切な意見、画像等を
SNSで投稿などしないことであるが、以下の警察庁
サイバー犯罪対策のサイトでも注意すべきことを説
明しており、このようなサイトを利用し自分自身の
知識を高めることが必要である。

<https://www.npa.go.jp/cyber/index.html>

(警察庁 サイバー犯罪対策プロジェクト)

なお、インターネットは匿名性が高い、と思われ
がちであるが、現状はパソコン、携帯端末いずれに
おいても情報の書き込み元の特정이可能となってい
ることを理解する。

また、一度ネット上に置かれたものは消すことが
できないことも理解が必要である。

学内施設図

(屋内避難経路入り)

● 教室の番号について

教室の番号は、1桁目が「建物」、2桁目が「階数」を表しています。

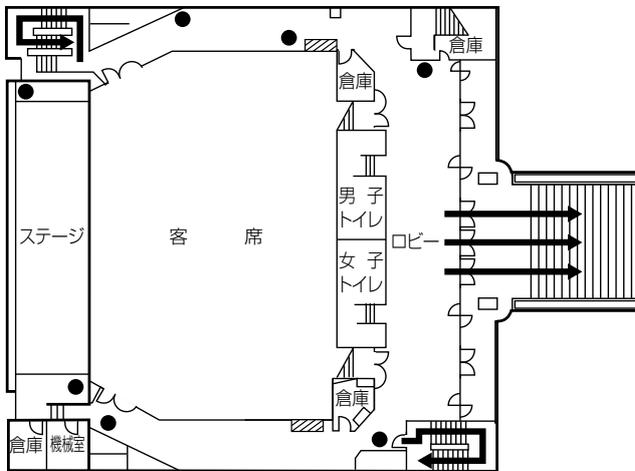
(例) 2 3 1 教室
2号館 3階

記念講堂 (大学事務局・出版部)

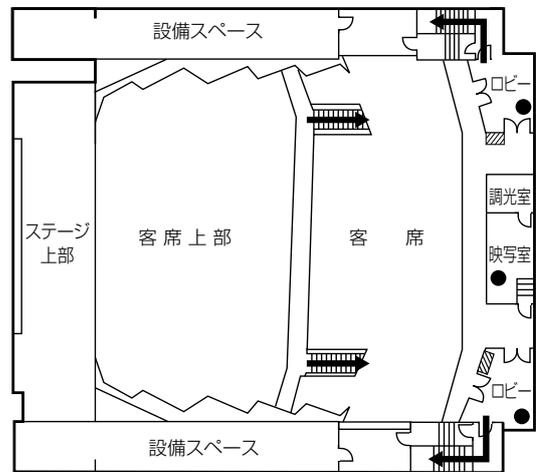
避難経路:	→
消火器:	●
消火栓:	▨
A E D:	AED
車椅子:	♿



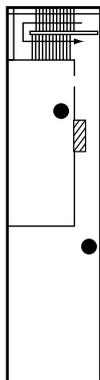
2階(講堂)



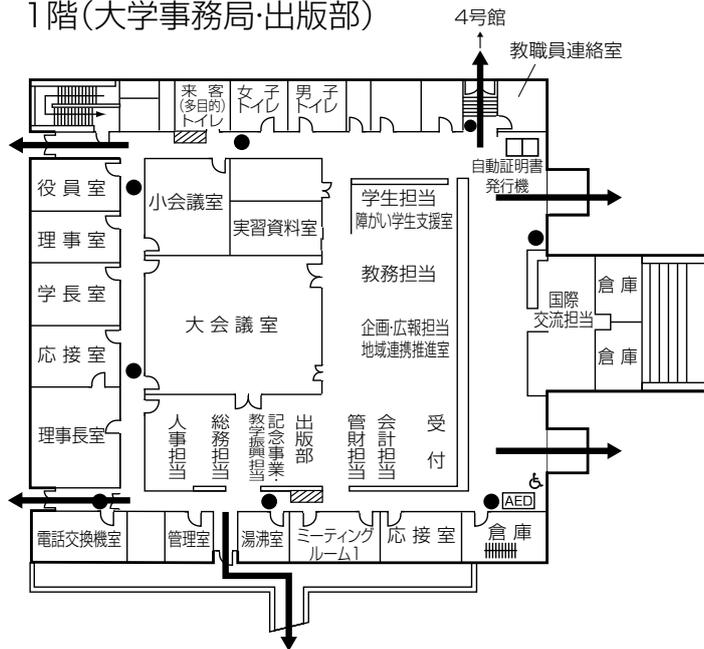
3階(講堂)



B1階



1階(大学事務局・出版部)

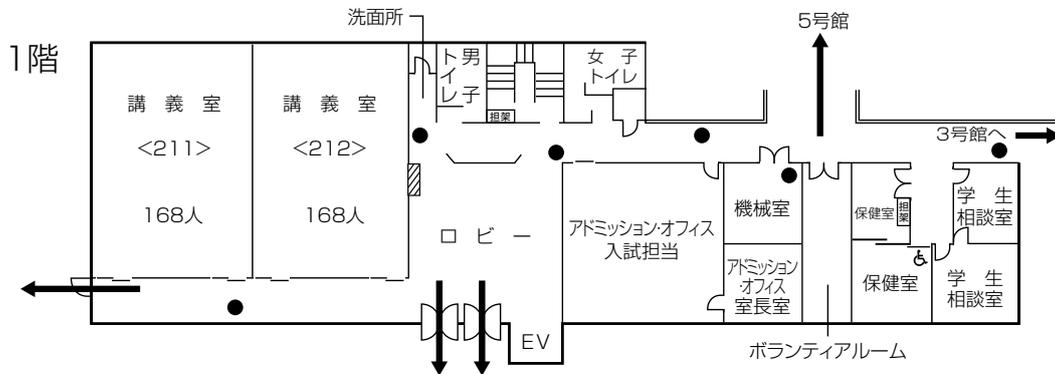
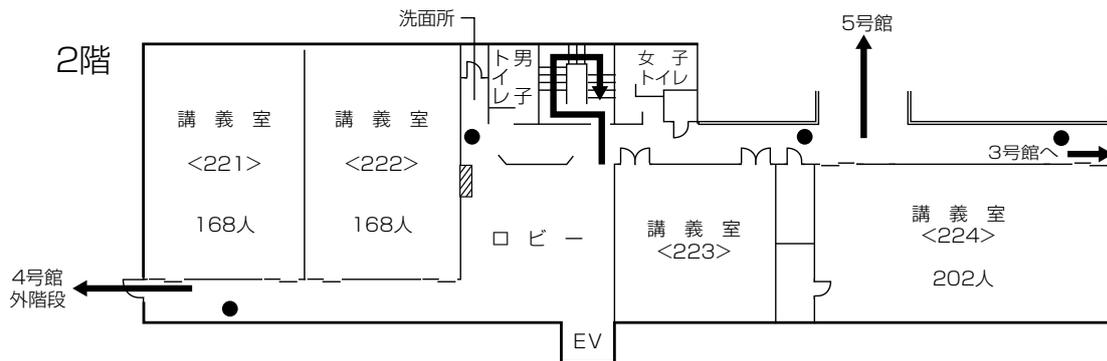
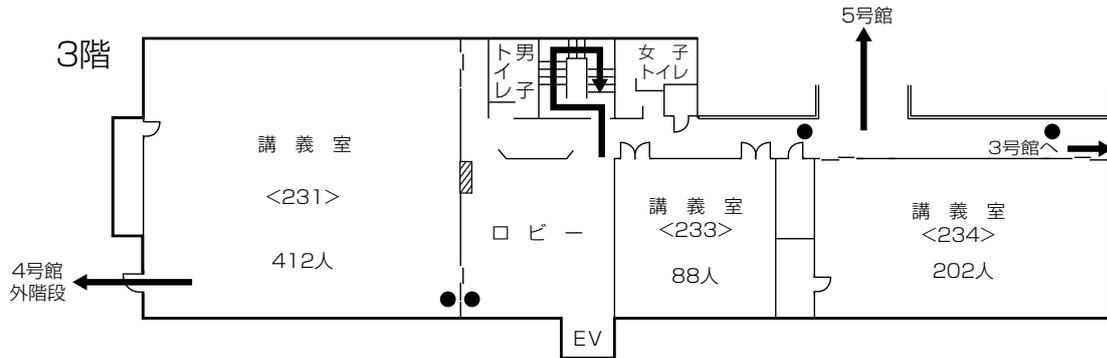


学内施設図(屋内避難経路入り)

2号館 (講義棟・アドミッション・オフィス・入試担当)

学生相談室・保健室・ボランティアルーム

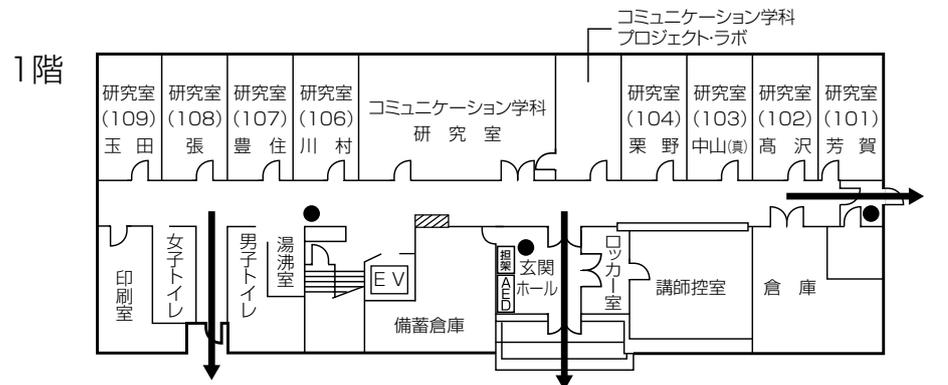
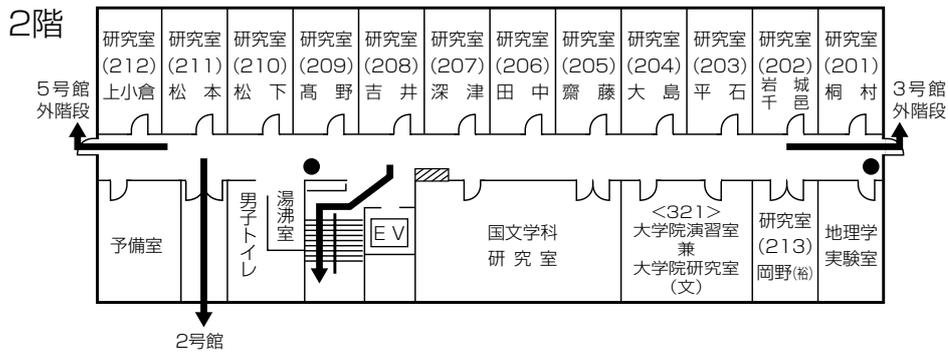
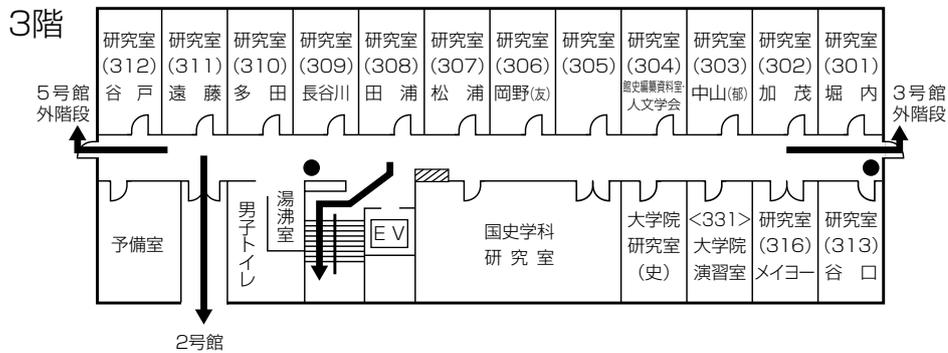
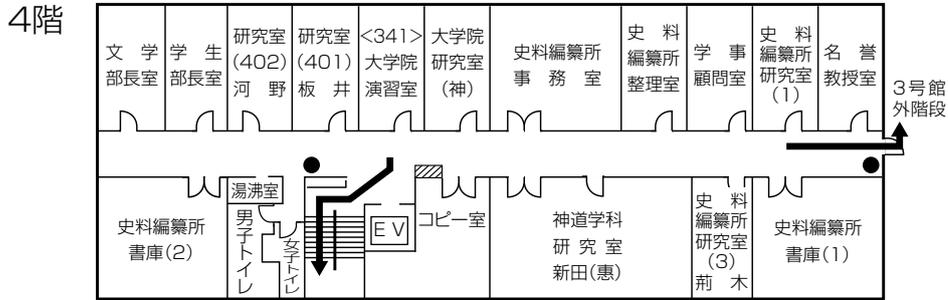
避難経路	→
消火器	●
消火栓	▨
担架	担架
車椅子	♿



学内施設図(屋内避難経路入り)

3号館 (研究棟、神道・国文・国史・コミュニケーション学科研究室、史料編纂所)

- 避難経路: →
- 消火器: ●
- 消火栓: ▨
- エレベーター: EV
- A E D: AED
- 担架: 担架

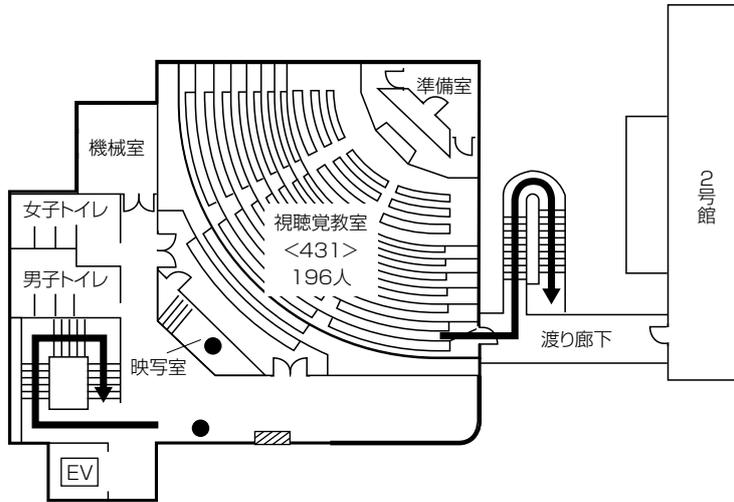


学内施設図(屋内避難経路入り)

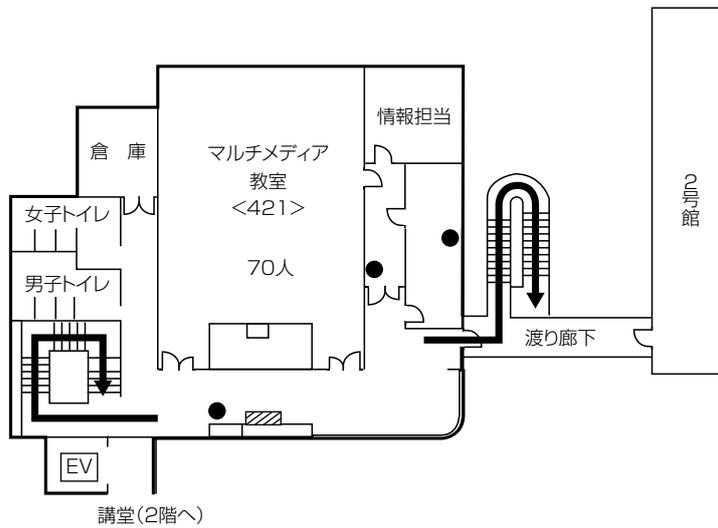
4号館 (情報担当、就職・教職支援担当)



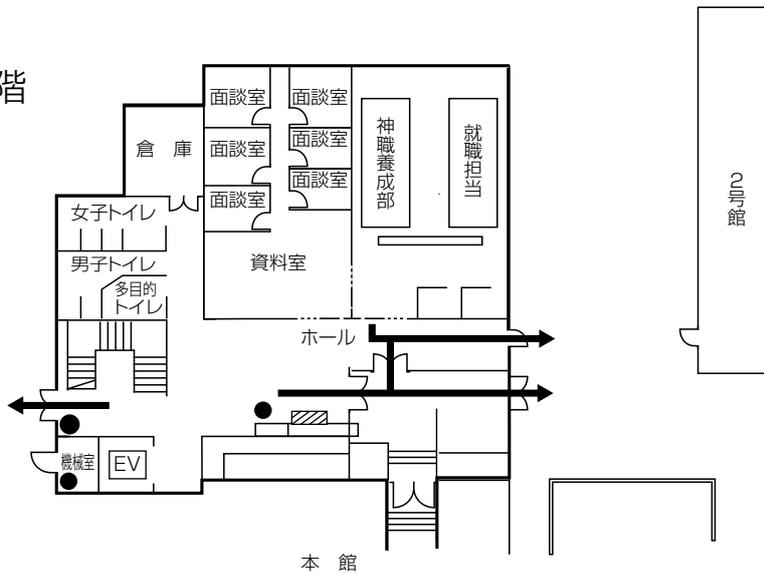
3階



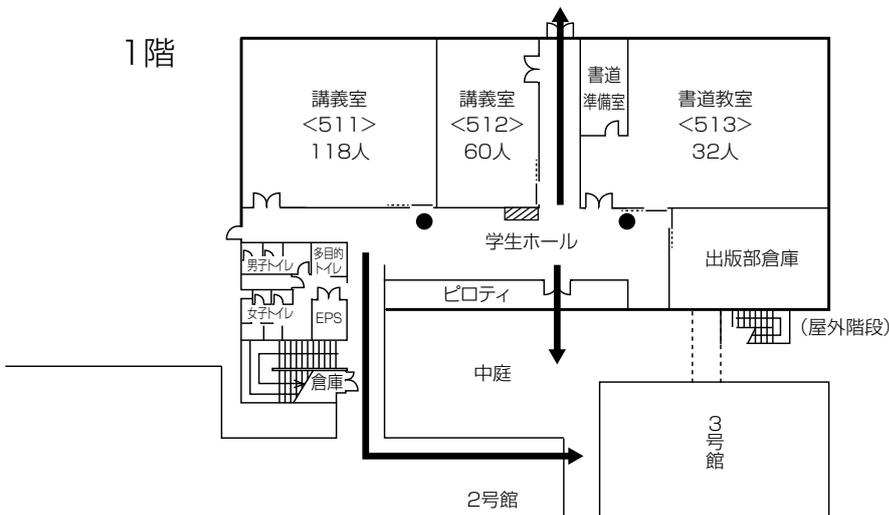
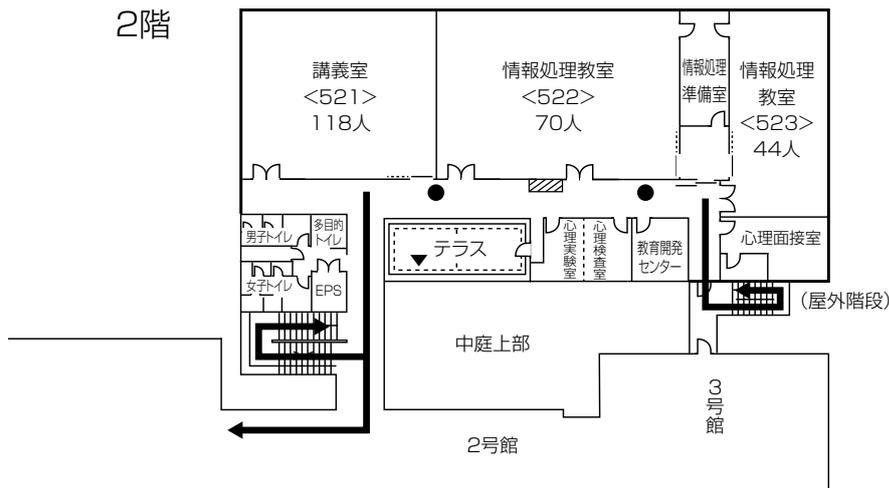
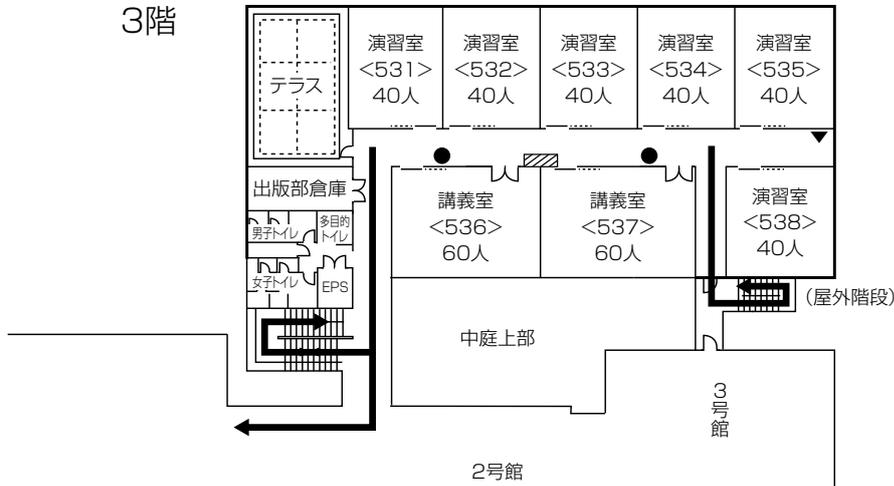
2階



1階

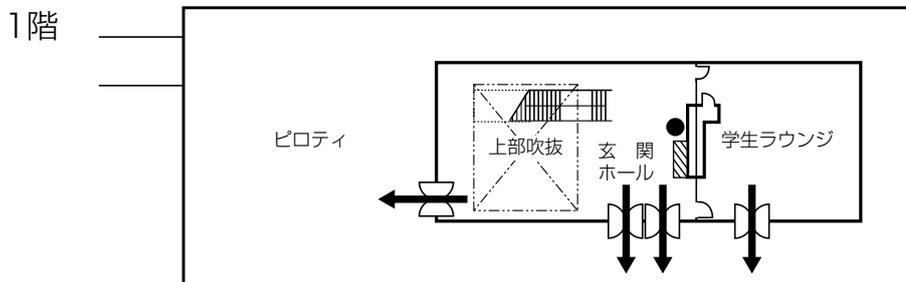
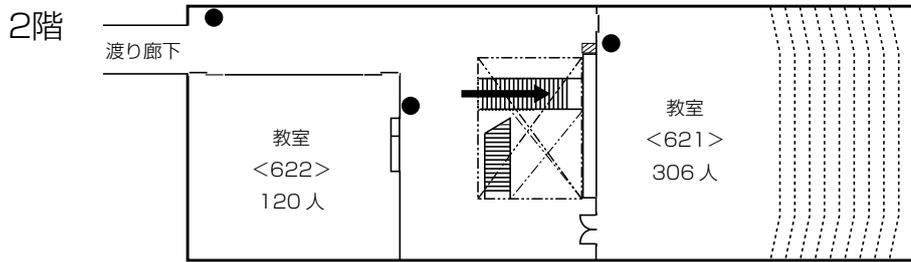
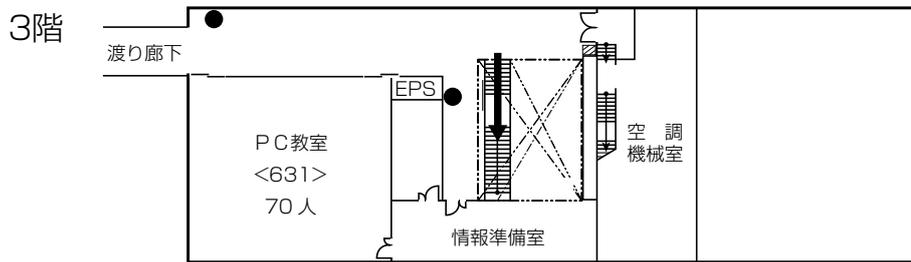


5号館（講義棟・教育開発センター）



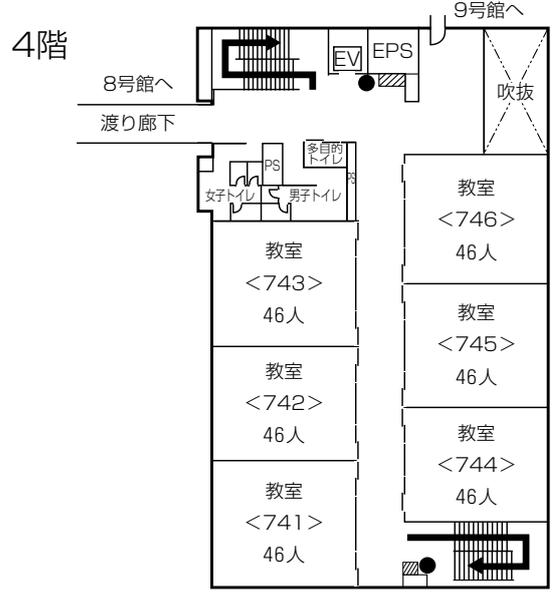
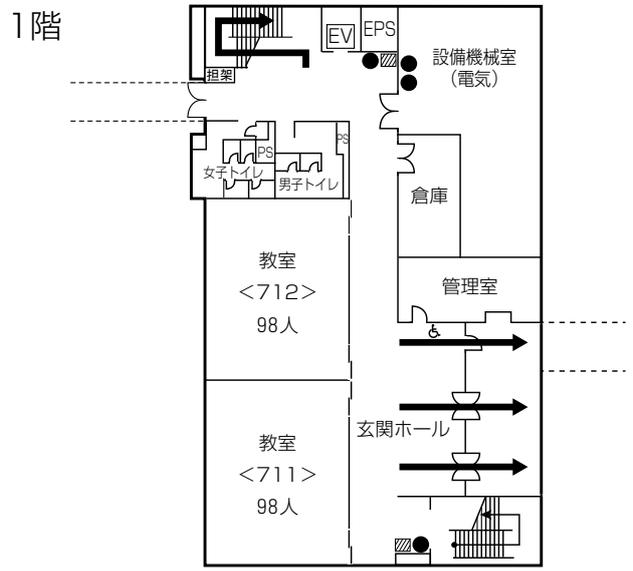
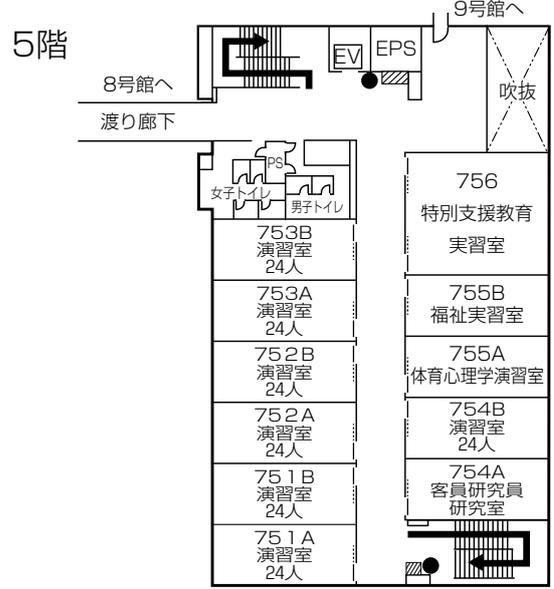
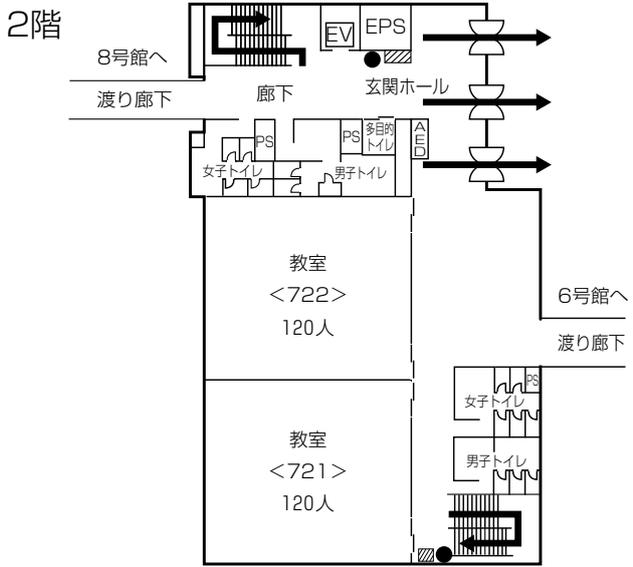
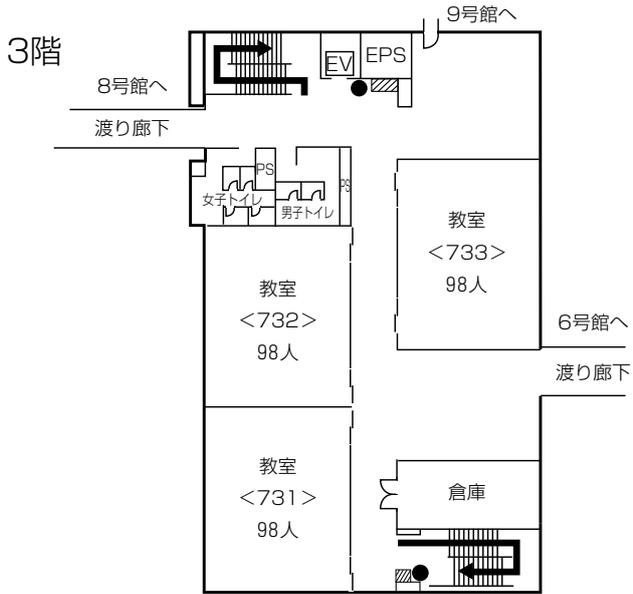
学内施設図(屋内避難経路入り)

6号館 (講義棟)



7号館 (講義棟)

- 避難経路:
- 消火器:
- 消火栓:
- エレベーター: EV
- A E D:
- 担 架:
- 車 椅子:

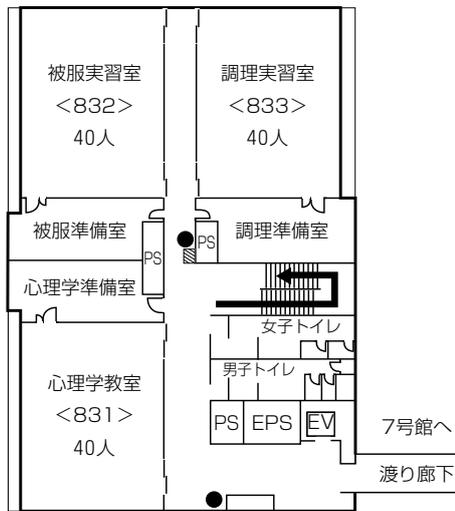


学内施設図(屋内避難経路入り)

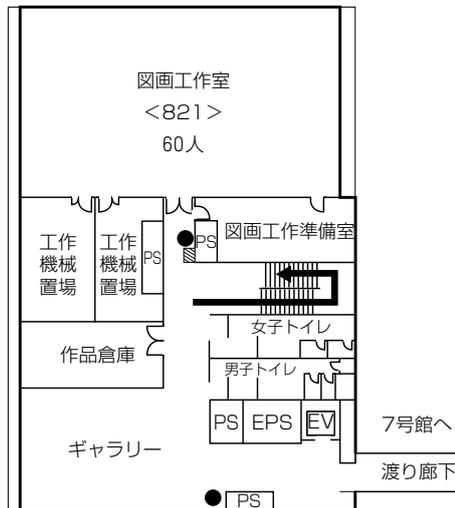
8号館 (実験・実習棟)

- 避難経路: →
- 消火器: ●
- 消火栓: ▨
- エレベーター: EV

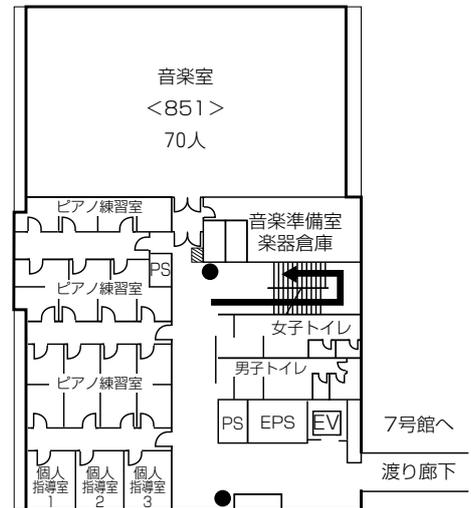
3階



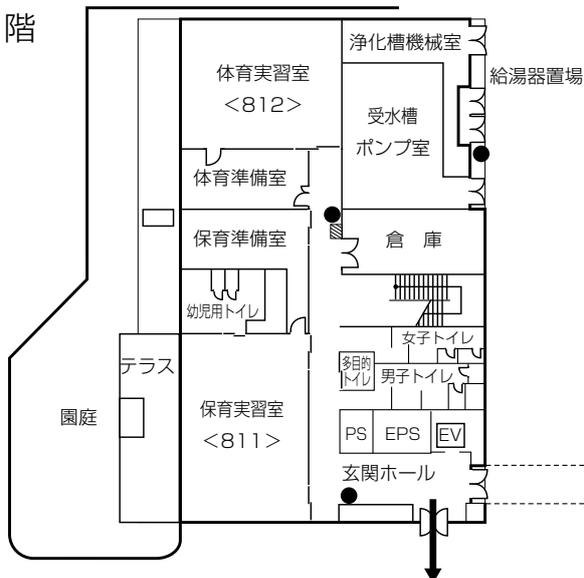
2階



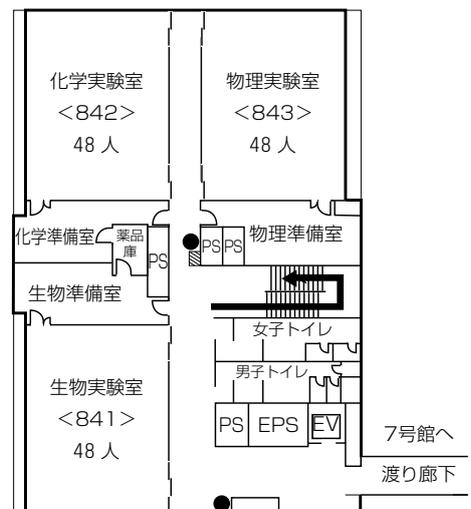
5階



1階



4階

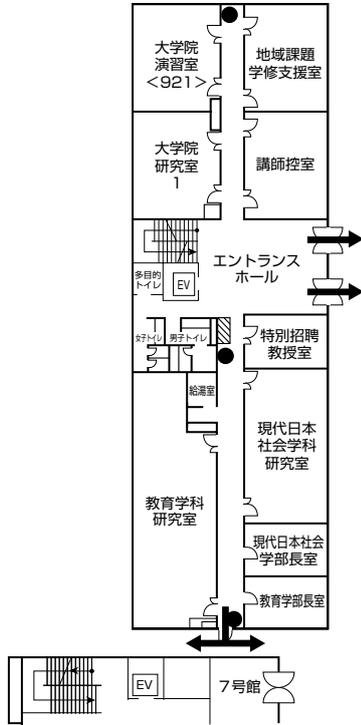


学内施設図(屋内避難経路入り)

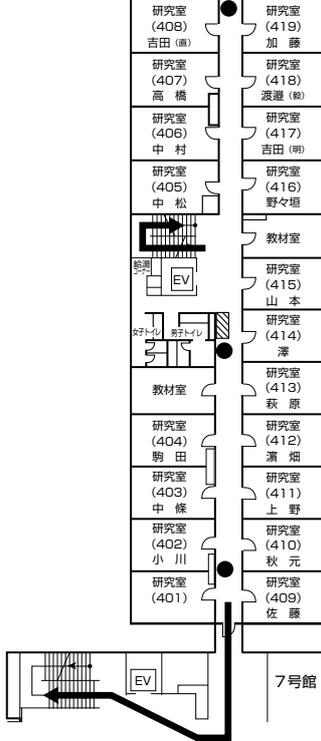
9号館 (教育研究棟、百船、教育・現代日本社会学科研究室、皇學館サービス)

- 避難経路:  ●
 消火器: ●
 消火栓: 
 エレベーター: EV

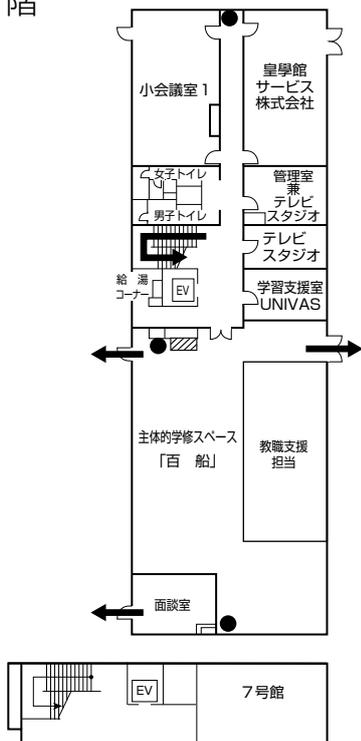
2階



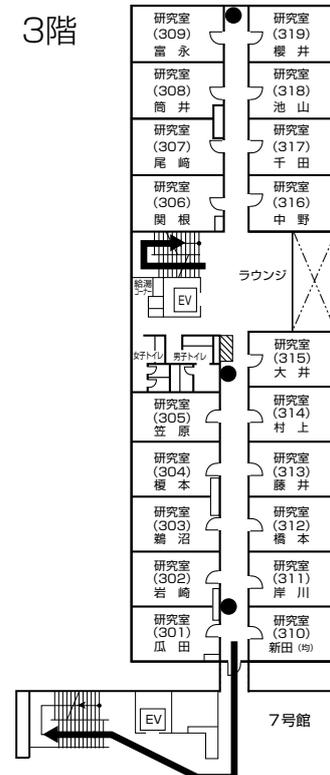
4階



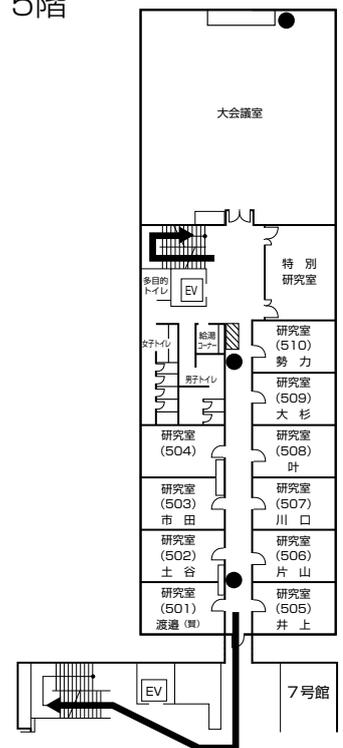
1階



3階



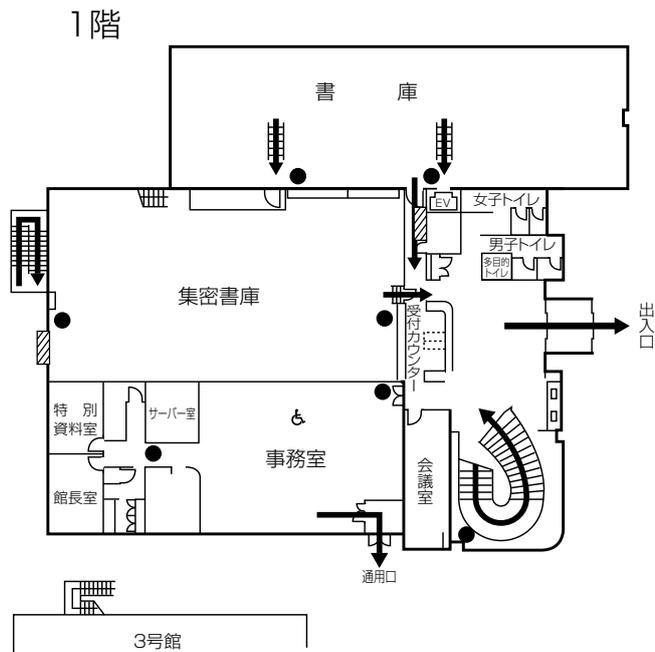
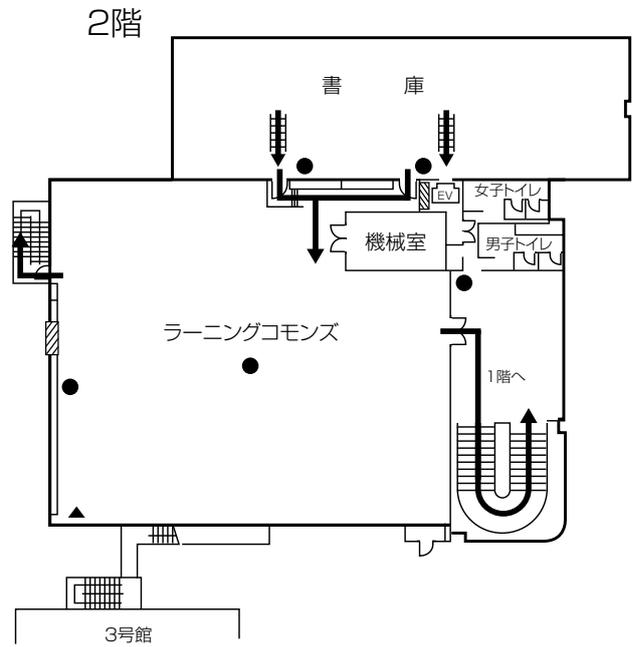
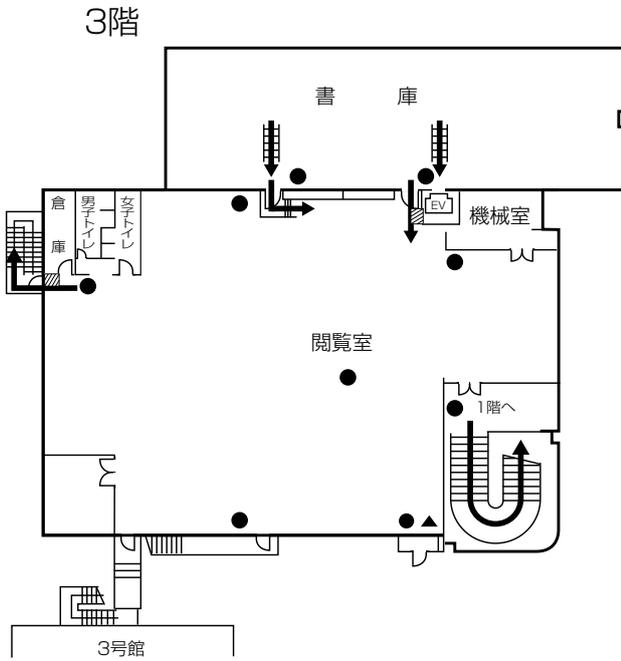
5階



学内施設図(屋内避難経路入り)

図書館 (ラーニングcommons)

避難経路:	→
消火器:	●
消火栓:	▨
緩降機:	▲
エレベーター:	EV
車椅子:	♿

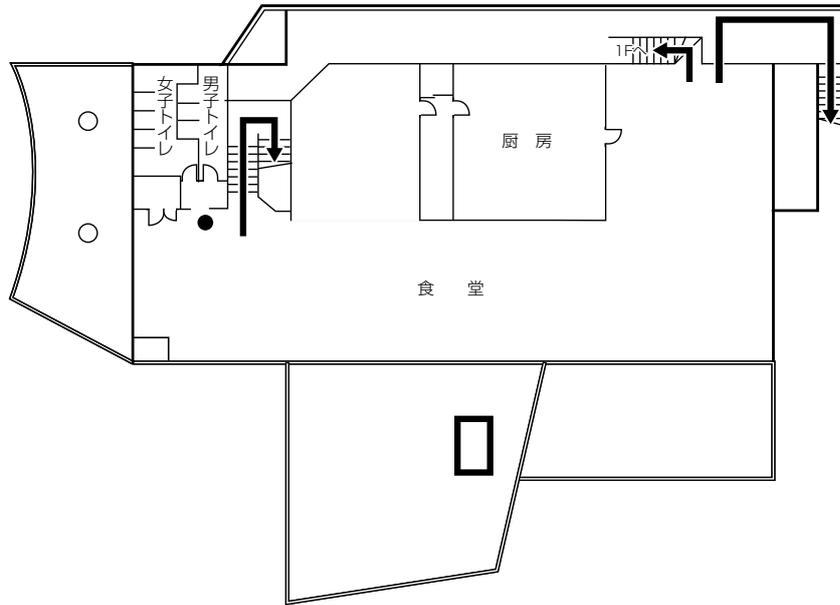


倉陵会館 (学生食堂)

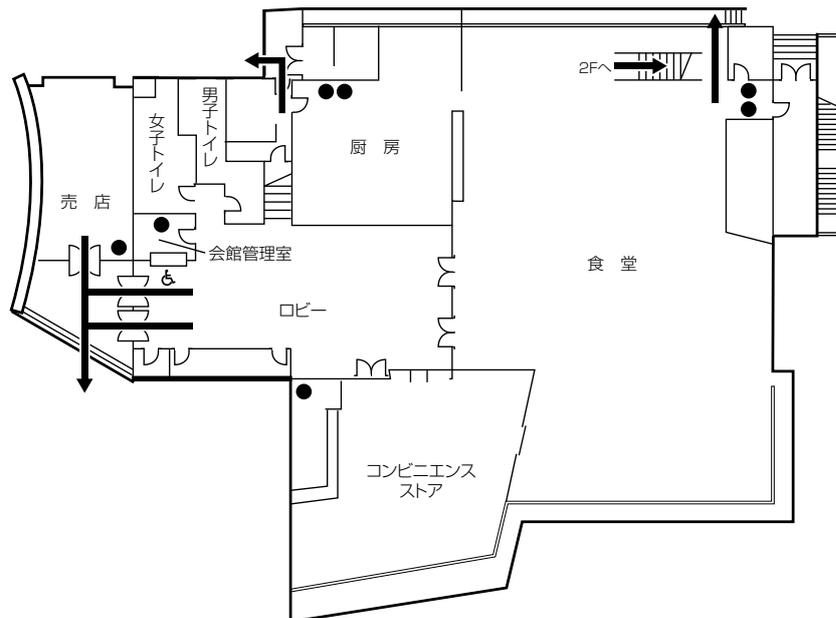


- 避難経路: →
- 消火器: ●
- 消火栓: ▨
- 車椅子: ♿

2階

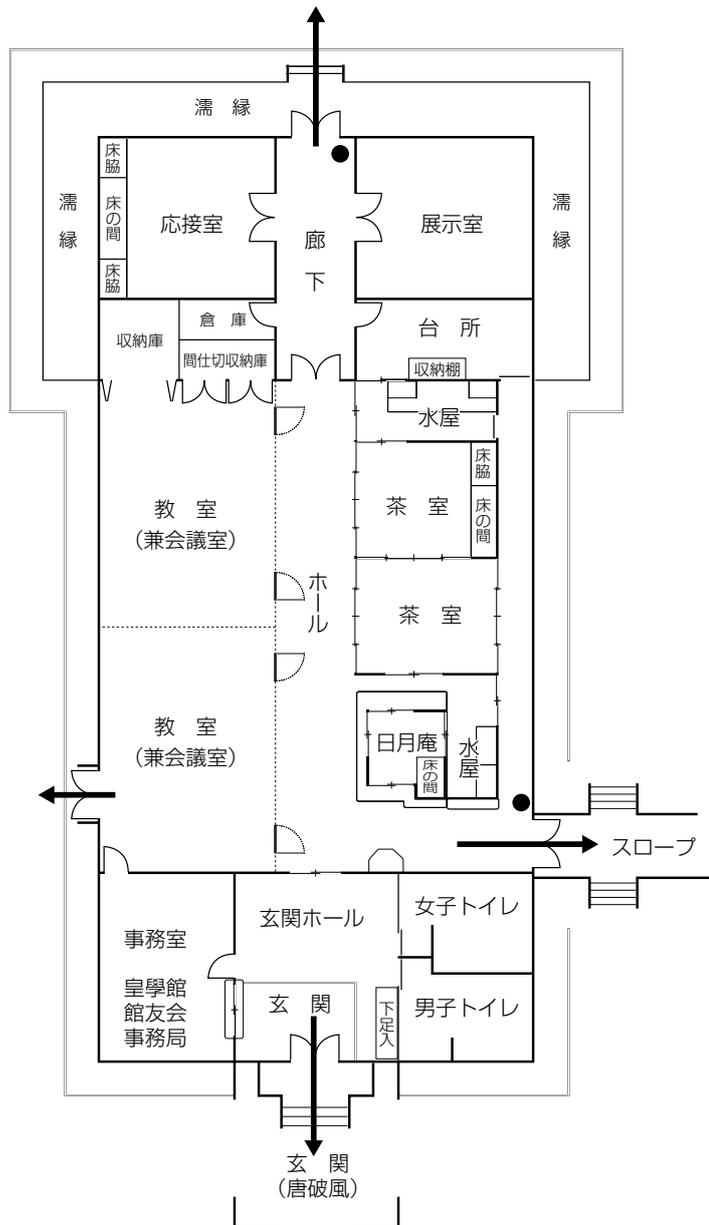


1階



学内施設図(屋内避難経路入り)

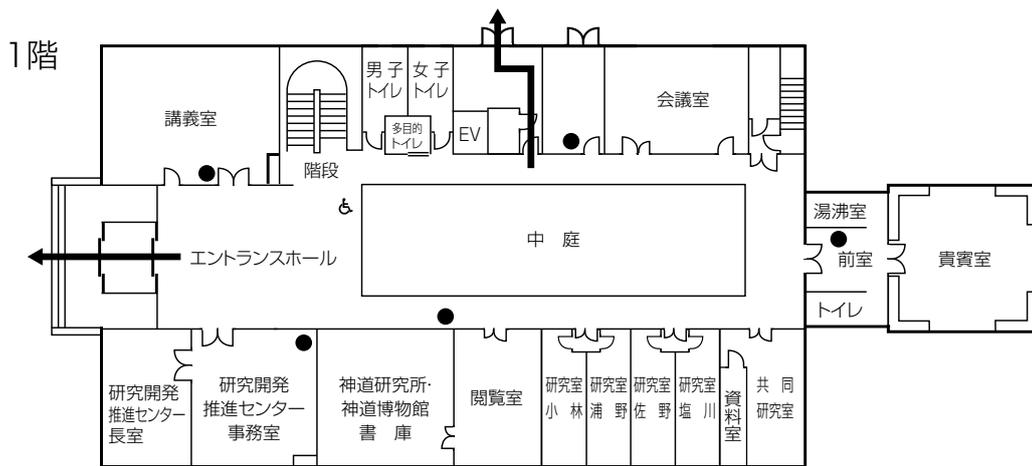
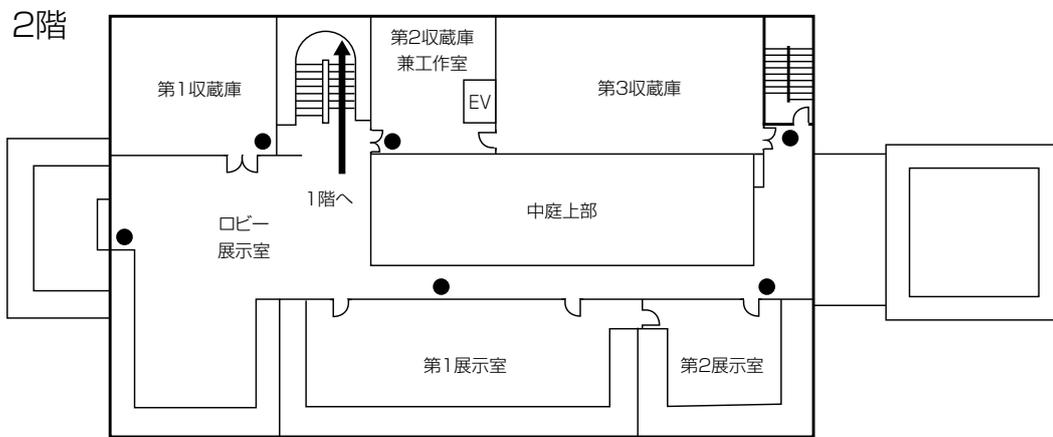
記念館（皇學館館友会事務局）



学内施設図(屋内避難経路入り)

佐川記念神道博物館（研究開発推進センター・神道研究所・神道博物館）

- 避難経路：➡
- 消火器：●
- 消火栓：▨
- エレベーター：EV
- 車椅子：♿



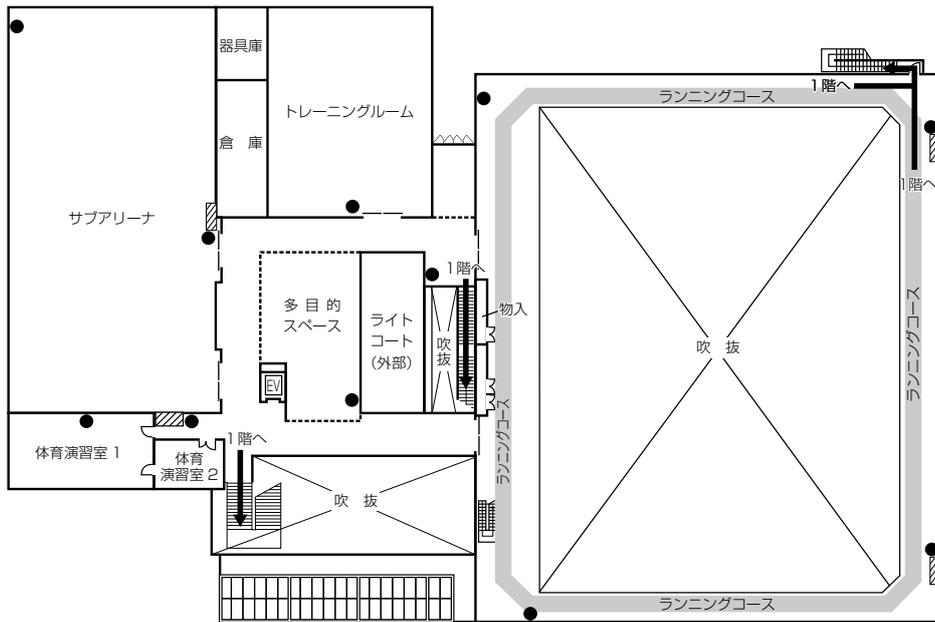
学内施設図(屋内避難経路入り)

総合体育館

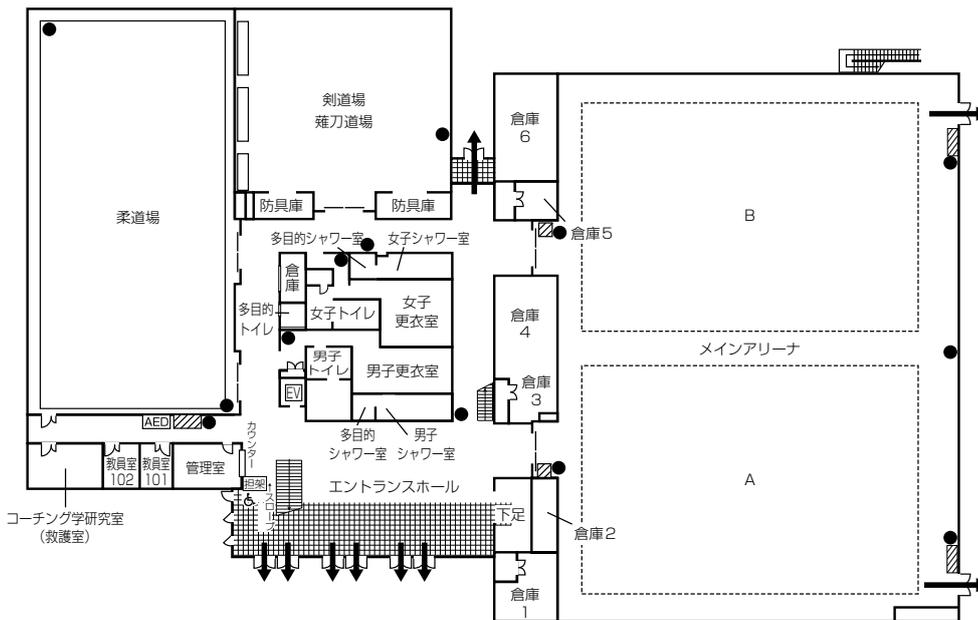


避難経路:	→
消火器:	●
消火栓:	▨
エレベーター:	EV
A E D:	AED
担架:	担架
車椅子:	♿

2階

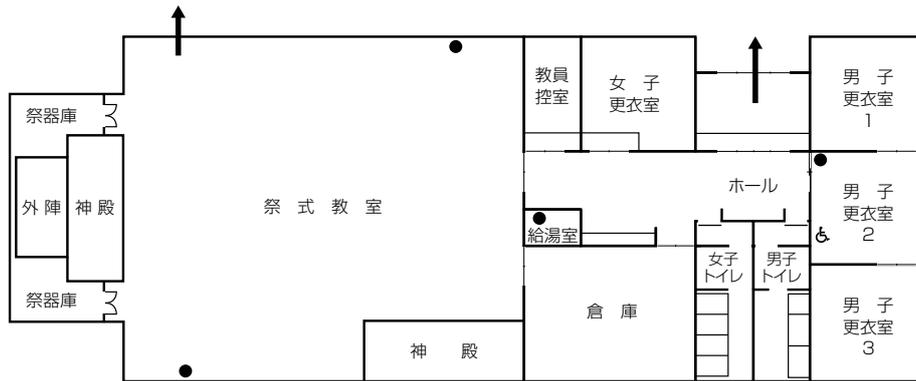
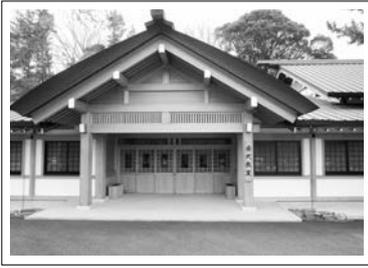


1階

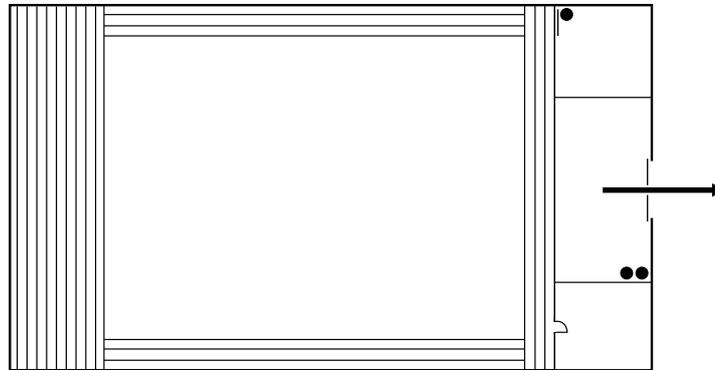


学内施設図(屋内避難経路入り)

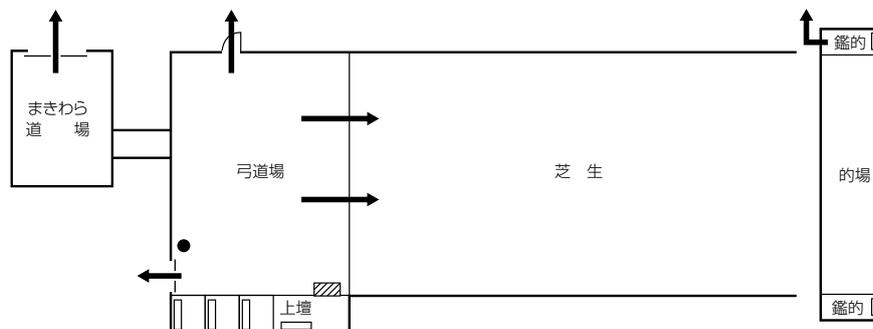
祭式教室



武道場



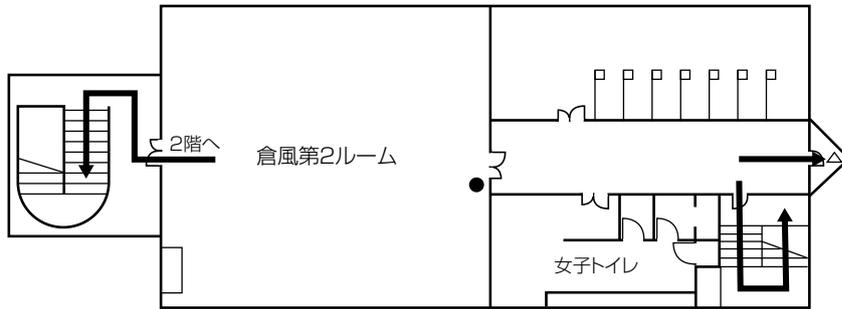
弓道場



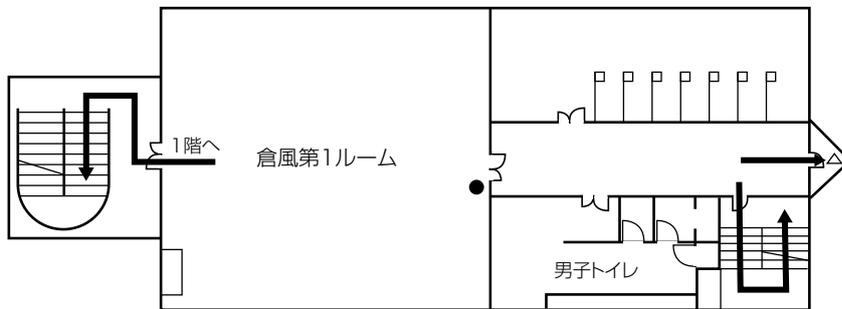
倉風ハウス



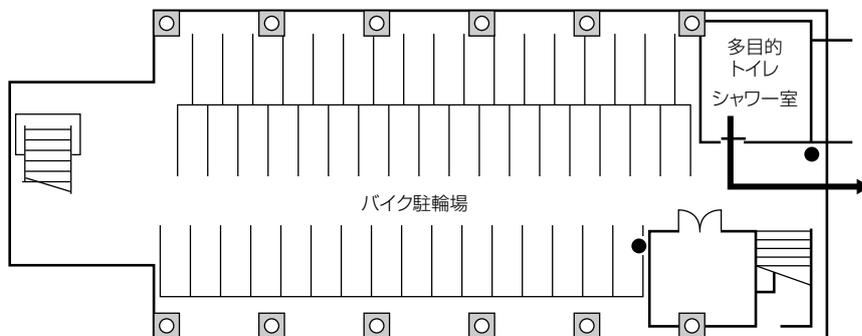
3階



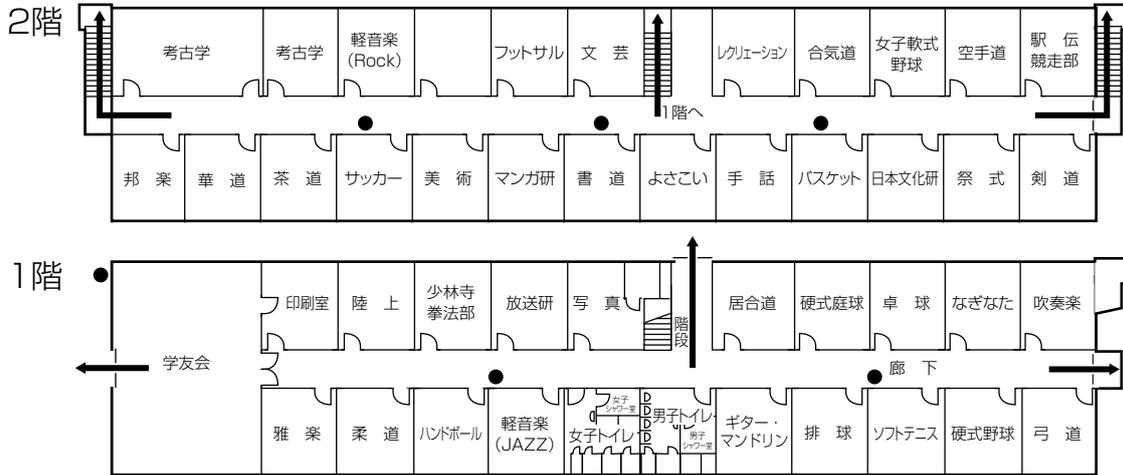
2階



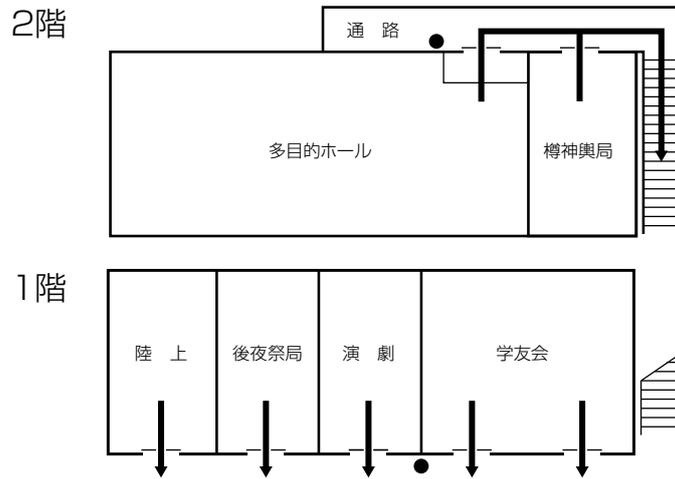
1階



第1クラブハウス



第2クラブハウス



学内施設図(屋内避難経路入り)

施設の使用について

- 施設を使用する場合は、大学の許可が必要です。「施設・物品使用申込書」を使用する1週間前までに学生担当に提出してください。(総合体育館は、9:00~17:00の間、授業等で使用していない場合は、体育館管理室に申し込んだうえで、当日使用可能)
- 通常講義期間中の部・同好会の活動は、原則として、月曜から金曜は17:00から、土曜は13:00からです。
- 部・同好会の活動でも、自主練習等(活動時間帯に授業がない者に限る)であれば、下記の「利用時間」のとおり施設を使用することができます。(「施設・物品使用申込書」による申請が必要です)
- 主に部・同好会の活動場所として使用されていますが、空いていれば任意の団体や友達同士でも使用することができます。(「施設・物品使用申込書」には、指導教員などの承認が必要です)

※施設の利用に関して不明な事がありましたら、学生担当までお問い合わせください。

施設		利用可能数	曜日	利用時間	備 考
教室棟		※下記に該当しない施設	月 曜 土 曜 (日 曜 ・ 祝 日 に つ い て は 、 使 用 す る 1 週 間 前 ま で に 学 生 担 当 に ご 相 談 く だ さ い)	9:00~20:00 (授業使用時除く)	
記念講堂		客席:1005席		9:00~19:30	
倉 陵 会 館	1階 食堂	430席		9:00~20:00 (食堂営業時除く)	会合や談話の場や倉陵祭などの学内行事にも利用可能。各階には放送設備もあります。
	2階 食堂	412席		9:00~21:00	発表会などの練習場所としても利用可能。
多目的ホール (第2クラブハウス2階)				9:00~20:00	
倉風ハウス				9:00~21:00	
総 合 体 育 館	メインアリーナ	バスケットコート・バレーコートいずれか2面又はハンドボールコート1面又はバドミントンコート6面		9:00~21:00 (授業使用時除く)	9:00~17:00の間で、授業・部活動等で使用していない場合は、体育館管理室に申し込んだうえで、使用可能です。また、下記の物品を管理人室で貸し出しています。 バレーボール・バスケットボール・バドミントンラケット・シャトルコック・卓球ラケット・ピンポン球・ソフトバレーボール・バレーボールネット
	サブアリーナ	バスケットコート・バレーコートいずれか1面又はバドミントンコート3面			
	柔道場	公式2面			
	剣道場(雑刀)	公式1面			
	多目的スペース	卓球台2台			
トレーニングルーム	各部位にあわせた筋肉トレーニングが可能な機器のほか、骨密度や血圧測定器、ランニングマシンなどを設置			9:00~21:00 (授業使用時除く)	※総合体育館の使用にあたっては、次頁の「体育施設使用の規則」を確認してください ●フリーウエイトトレーニング器具は、所定の講習を受けた者しか使用できません。 ●利用希望者は、体育館管理人室に当日申し込んでください。
その他の施設	[1階] 男子更衣室……………130名分 男子シャワー室……………4室 男子多目的シャワー室……………1室 女子更衣室……………100名分 女子シャワー……………4室 多目的シャワー室……………1室			9:00~21:00 (授業使用時除く)	●貴重品は、「貴重品ロッカー」に入れてください。 ●気分が悪くなった場合は、緊急用ブザーを押してください。
体 育 施 設	第1グラウンド			9:00~21:00 (授業使用時除く)	次頁の「体育施設使用の規則」を確認して下さい。
	武道場 弓道場 テニスコート等		9:00~21:00 (授業使用時除く)		
芝生広場			9:00~20:30	次頁の「芝生広場の使用について」を確認して下さい。	

体育施設使用の規則

● 全体的なもの

1. 利用時間

- 総合体育館 9:00~21:00
- 第一グラウンド (授業使用时除く)

2. 授業および部活動による使用中、関係の無い者の立ち入りは禁止します。また、立ち入りがなくとも、授業や部活動に支障が出るような行為があれば、施設から離れるよう指示することがあります。その際は、授業および部活動責任者の指示に従ってください。
3. 部活動用品や私物を施設内に放置（倉庫、ロッカー代わりに使用）しないでください。利用時間を過ぎて放置されている物は遺失物として扱います。
4. 体育授業用の物品は貸し出しできません。貸し出し用の物品または各自用意したものを利用してください。
5. 施設使用後は必ず、清掃および整理整頓、現状復帰（原状回復）をおこなってください。
6. 施設や物品を損壊、汚損した場合、すみやかに学生支援部学生担当に報告してください。
7. 体育施設およびその周辺は、健康増進法の観点から、禁煙スペースです。喫煙は、所定の場所でおこなってください。
8. 貴重品の管理は各自でおこない、盗難に気をつけてください。また、盗難等の被害があっても大学は責任を負えません。

● 体育館用

1. 授業、部活動による使用以外で体育館の利用を希望する時は、管理人室前の利用届に必ず名前、学生番号、入退館時間などを記入してください。
2. 体育館使用時は、必ず体育館シューズ（室内履き）に履き替えてください。また、柔道場および剣道場では室内履きも脱ぎ、素足（靴下は可）で入室してください。トイレでは、専用スリッパに履き替えてください。
3. 体育館玄関で脱いだ靴は靴箱に必ず入れてください。靴箱、ロッカー等に私物を放置しないでください。利用時間を過ぎて放置されている物は遺失物として扱います。
4. 本学の体育館はバリアフリー（ユニバーサルデザイン）の認証を受けています。出入り口付近、点字ブロックな

どに物を置かないでください。

5. 勝手に冷暖房の調整や照明の消灯をせず、必ず管理人に申し出てください。
6. メインアリーナ中央の仕切りネットの開閉は、管理人に申し出てください。
7. トレーニングルーム内へのボール類の持込を禁止します。
8. フリーウェイトトレーニング器具使用講習会を受講していない者・団体は、フリーウェイト器具の利用を認めません。

● グラウンド用

1. 雨天時の利用は禁止します。
2. 車両（バイク、自転車など）の乗り入れは禁止します。
3. グラウンド利用後は、必ず整地をしてください。

芝生広場の使用について

● 禁止事項

1. サッカー、野球、ゴルフなどの球技を行うこと
2. 喫煙・飲酒
3. 花火などの火気の使用
4. ごみのポイ捨て
5. ペットを連れての立ち入り

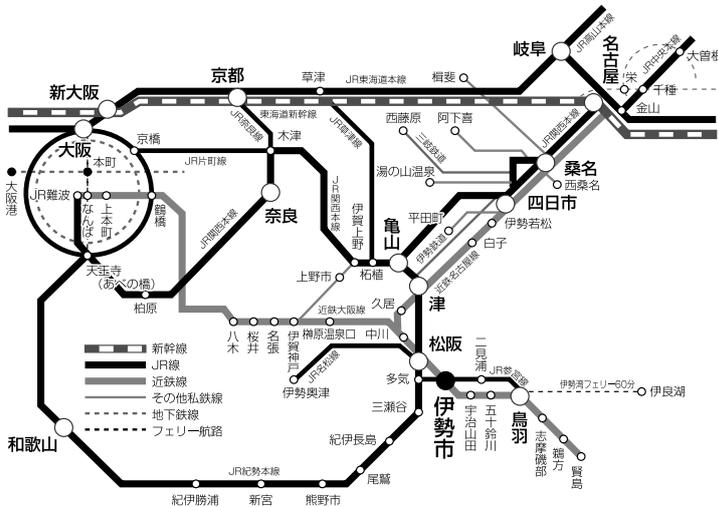
● 利用上の注意事項

1. 固いボールやバット、テニスラケット使用などの危険行為や他人の迷惑となる行為は禁止です。
2. サッカーボールやバレーボールなどの軟らかいボールによるパスゲーム（ウォーミングアップ程度）は使用可能です。
3. 人工芝の為、野球や陸上の先のとがったスパイクは禁止です。
4. 原則、芝生の全部または一部を独占して使用することはできません。

キャンパス周辺マップ

三重県の中南部に位置する伊勢市は、古くから伊勢神宮の門前町として栄え、現在では伊勢志摩国立公園の表玄関としても大きな役割を担い、たくさんの観光客を迎えている街です。四季折々の表情が楽しめる豊かな自然と、伝統ある歴史・文化が息づく街“伊勢”で、充実した大学生活をおくるための、日常生活に役立つ情報が満載です。利用できる情報は大いに利用しましょう！

● 交通機関



Ⓑ 銀行 Ⓒ ガソリンスタンド

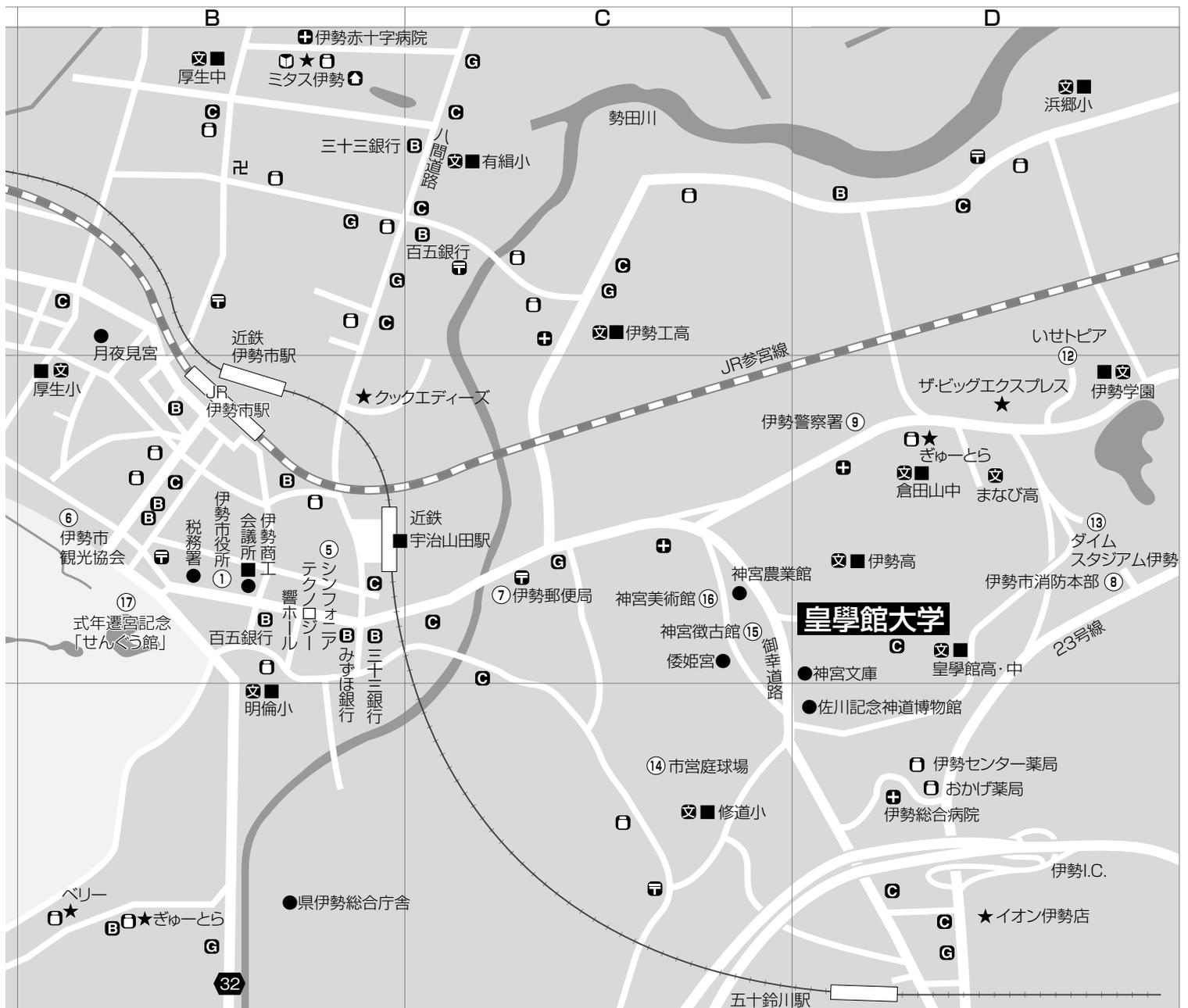
三重県救急医療情報センター
(急な診察や重症の時、24時間病院紹介) ☎ 059-229-1199

● 伊勢市内の公共施設 (市外局番は0596)

①	伊勢市役所 岩渕 1-7-29	☎ 23-1111	2-B
②	伊勢市福祉健康センター 八日市場町 13-1	☎ 27-2425	2-A
③	伊勢市中央保健センター(福祉健康センター内) 八日市場町 13-1	☎ 27-2435	2-A
④	サンライフ伊勢 八日市場町 13-13	☎ 28-1266	2-A
⑤	シンフォニアテクノロジー響ホール 岩渕 1-13-15	☎ 28-5105	2-B
⑥	伊勢市観光協会 本町 16-2	☎ 28-3705	2-B
⑦	伊勢郵便局 岩渕 3-6-10	☎ 28-6350	2-C
⑧	伊勢市消防本部 楠部町 159-11	☎ 25-1261	2-D
⑨	伊勢警察署 神田久志本町 1481-3	☎ 20-0110	2-D
⑩	休日・夜間応急診療所 (内科・歯科) 伊勢市八日市場 13-1 福祉健康センター内 1階、別棟 1階 診療日: 内科: 平日夜間、日曜・祝日、年末年始 歯科: 日曜・祝日、年末年始 診療時間: 昼間: 10:00-12:00、13:00-17:00 夜間: 19:30-22:00 (内科平日のみ)	内科 ☎ 25-8795 歯科 ☎ 27-0829	2-A

● 伊勢市内の文化・スポーツ施設 (市外局番は0596)

⑪	伊勢市立図書館 八日市場町 13-35	☎ 21-0077	開館時間 休館日	9:00 ~ 19:00 毎週水曜日・毎月第2金曜日(図書整理日)・特別整理期間・年末年始	2-A
⑫	伊勢市生涯学習センター「いせトピア」 黒瀬町 562-12	☎ 21-0900	開館時間 貸館時間 休館日	8:30 ~ 22:00 9:00 ~ 22:00 第1・3月曜日(及び第5月曜日)、12/29 ~ 1/3	2-D
⑬	ダイムスタジアム伊勢 楠部町 159-1	☎ 22-4323	使用時間 休場日	9:00 ~ 17:00 12/29 ~ 1/3 3月~11月は18:00 ~ 22:00の ナイターも可能	2-D
⑭	市宮庭球場 古市町 355-3	☎ 28-6386	開放時間 休場日	9:00 ~ 17:00 12/29 ~ 1/3 4月~10月のみ 18:00~21:00の ナイターも可 砂入り人工芝コート12面 1面1h/210円	3-C
⑮	神宮徴古館・農業館 神田久志本町 1754-1	☎ 22-1700	開館時間 休館日	9:00~16:30(入館は16:00迄) 木曜日(祝日の場合はその翌日)、 年末3日間・燻蒸・展示替等臨 時休館あり	2-C
⑯	神宮美術館 神田久志本町 1754-1	☎ 22-5533			
⑰	式年遷宮記念「せんぐう館」 豊川町前野 126-1	☎ 22-6263	開館時間 休館日	9:00 ~ 16:00(観覧は16:30) 毎月第2・第4火曜日(祝日の場合はその翌日)	2-B



㊤ コンビニ 📖 書店 📮 郵便局 🏥 病院 🏪 薬局 ★ スーパー 🏠 ホームセンター ■ 市指定の避難場所

キャンパス周辺マップ

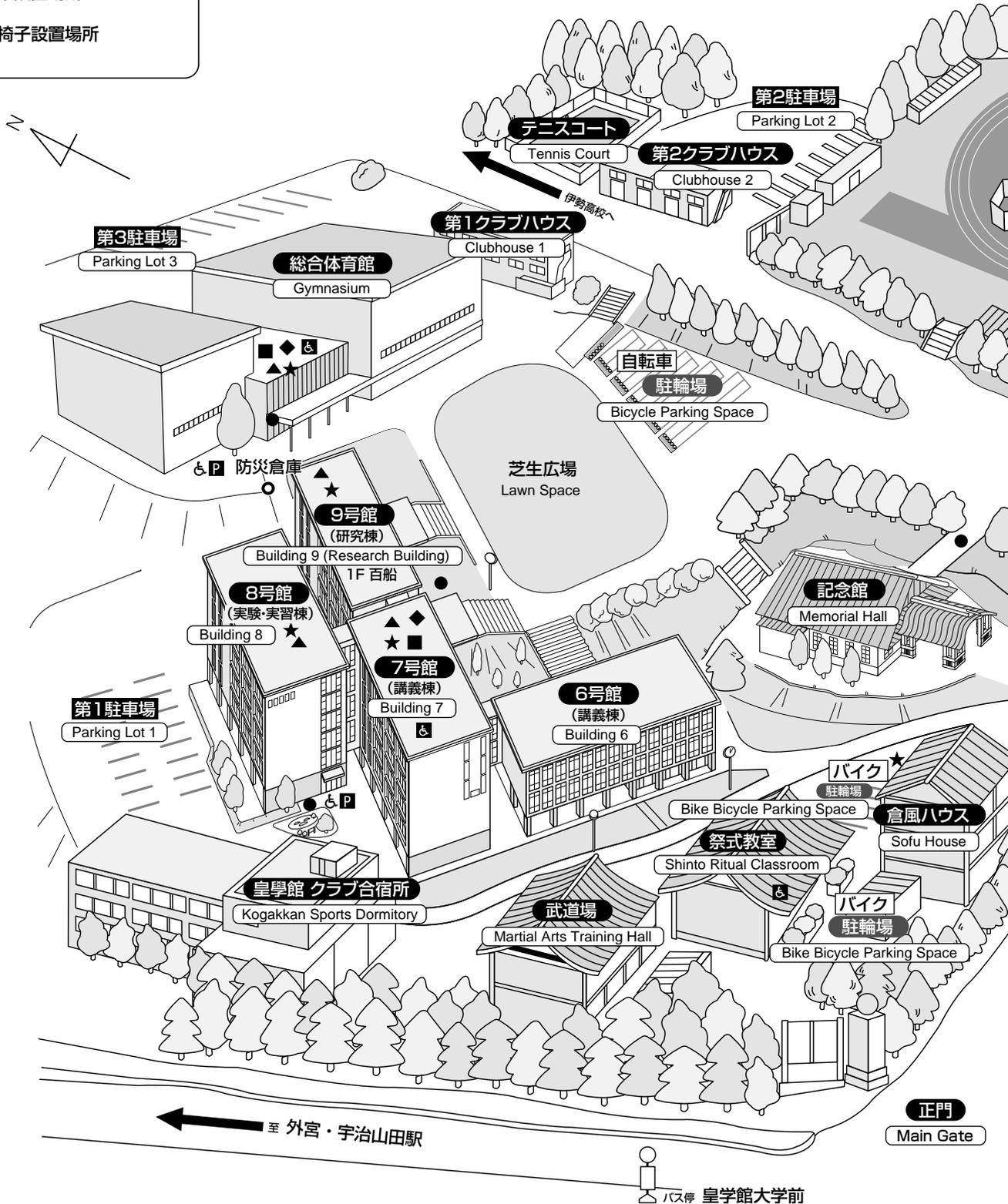
キャンパスマップ

- ★……多目的トイレ設置場所
Rest room for the disabled
- ……スロープ設置場所
Wheelchair ramp
- ▲……エレベーター設置場所
Elevator
- ……AED設置場所
- ◆……担架設置場所
- ♿……車椅子設置場所

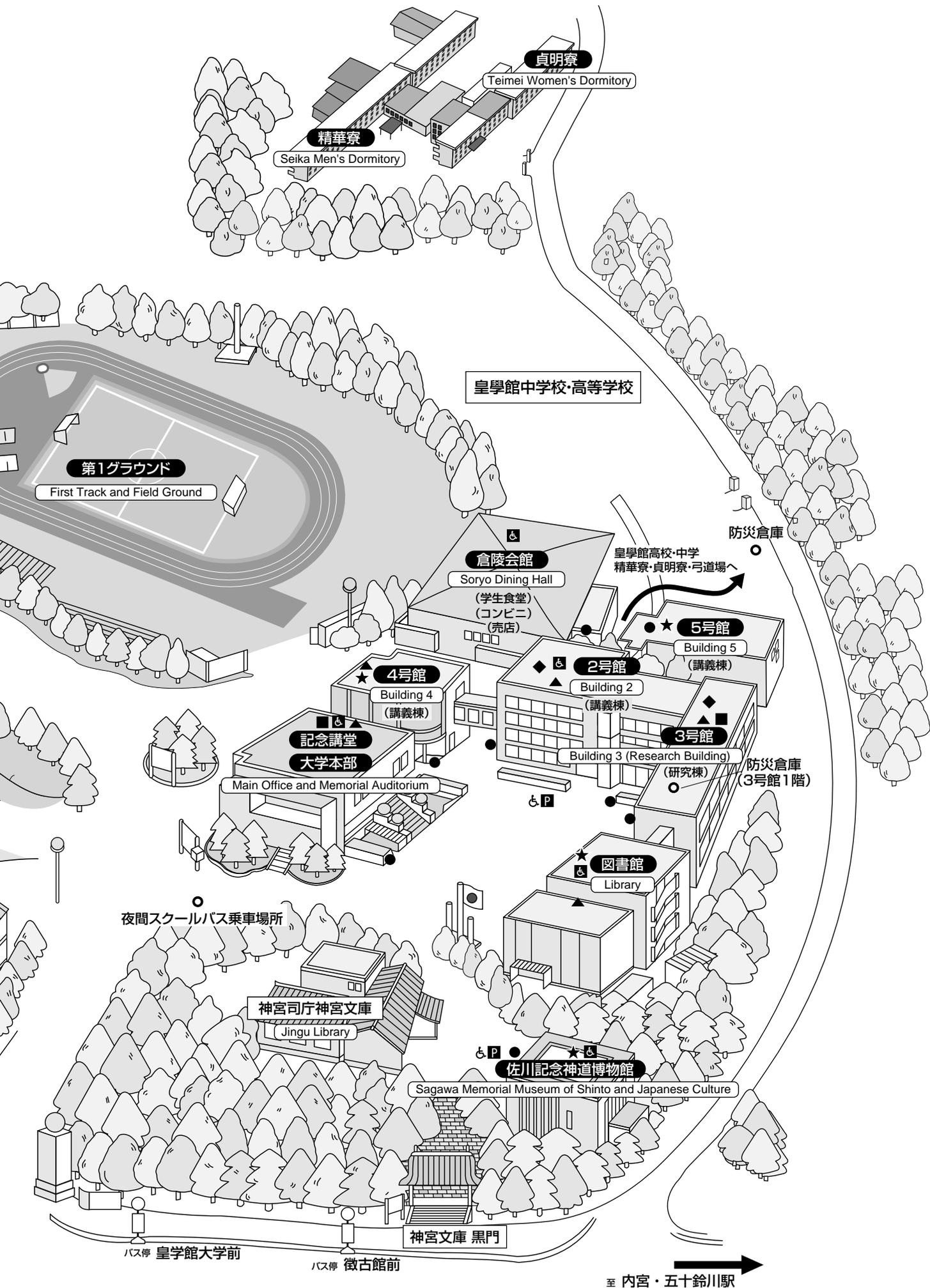
●教室の番号について

教室の番号は、1桁目が「建物」、2桁目が「階数」を表しています。

(例) **2 3 1** 教室
 └─┬─┘
 2号館 3階



キャンパスマップ

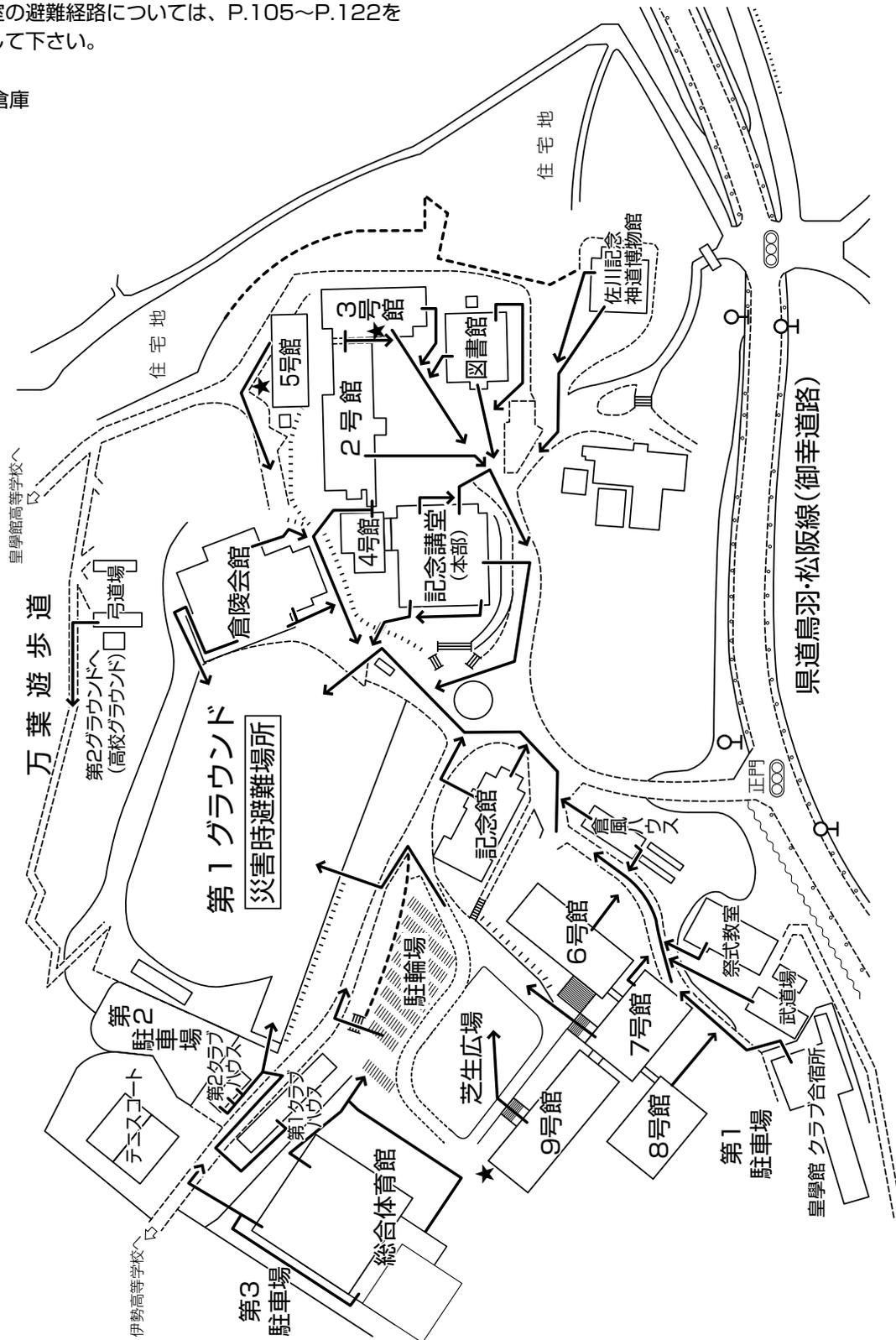


災害時の屋外避難経路

● 災害時は、第1グラウンドへ 避難してください。

● 各教室の避難経路については、P.105～P.122を参照して下さい。

★ 防災倉庫



皇學館大学
キャンパスガイド
(令和4年度 学生便覧)

発行年月日 令和4年4月1日
編集 学生支援部
発行 皇學館大学
住所 〒516-8555 伊勢市神田久志本町1704番地
TEL 0596-22-0201 (代表)
FAX 0596-27-1704

